

第三項ノ規定ハ第二十四條及前條第一項ノ規定ニ依リ海員ノ雇入契約方終了スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 前條第一項乃至第四項ノ規定ニ依リ海員ノ雇入契約ガ適當ナル海員ヲ補充シ得ル港以外ノ港ニ於テ終了スルトキハ船長ハ船舶ガ適當ナル海員ヲ補充シ得ル港ニ到著シ積荷ノ陸揚及旅客ノ上陸ガ終ル時迄雇入契約ヲ存續セシムルコトヲ得

第二十八條 相續其ノ他ノ包括承繼ノ場合ヲ除クノ外船舶所有者ノ變更アリタルトキハ海員ノ雇入契約ハ終了ス

第二十九條 前項ノ場合ニ於テハ雇入契約終了ノ時ヨリ海員ト新所有者トノ間ニ從前ノ雇入契約ト同一條件ノ雇入契約存スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ海員ハ第

二十六條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

第二十七條 前條第一項乃至第四項ノ規定ニ依ル雇入契約終了ノ時ヨリ海員ト新所有者トノ間ニ從前ノ雇入契約ト同一條件ノ雇入契約存スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ海員ハ第

二十八條 相續其ノ他ノ包括承繼ノ場合ヲ除クノ外船舶所有者ノ變更アリタルトキハ海員ノ雇入契約ハ終了ス

二十九條 前項ノ場合ニ於テハ雇入契約終了ノ時ヨリ海員ト新所有者トノ間ニ從前ノ雇入契約ト同一條件ノ雇入契約存スルモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ海員ハ第

三十條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十一条 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十二條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十三條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十四條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十五條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十六條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十七條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十八條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

三十九條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

四十條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

四十一條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

四十二條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

四十三條 第一項乃至第三項ノ規定ニ從ヒ雇入契約ヲ終了セシムルコトヲ得

因リテ消滅ス船舶所有者ニ對スル葬祭ニ關スル債權亦同ジ

員ガ扶助又ハ手當ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ葬祭ノ費用ヲ受クルノ權利亦同ジ

第三十四條 海員ガ左ノ各號ノ一二該當スル場合ニ於テハ船長ハ之ヲ懲戒スルコトヲ得

一 上長ニ對シテ尊敬又ハ從順ノ道ヲ失ヒタルトキ

二 職務ヲ怠リ又ハ他ノ乘組員ノ職務ヲ妨ダタルトキ

三 船長ノ指定スル時迄ニ船舶ニ乗込マズ又ハ船長ノ許可ヲ得ズシテ之ヲ去リタルトキ

四 船長ノ許可ヲ得ズシテ點火若ハ焚火シ又ハ端艇其ノ他ノ重要ナル屬具ヲ使用シタルトキ

五 食料又ハ淡水ヲ濫費シタルトキ

六 喧争シタルトキ、酩酊シテ事理ヲ辨ゼザルトキ又ハ禁止セラレタル場所ニ於テ喫煙シタルトキ

七 其ノ他船内ノ秩序ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ

第三十五條 懲戒ハ左ノ四種トシ勅令ノ定ムル所ニ依リ船長之ヲ行フ

一 監禁 三日以トシ船内ノ一室ニ拘置ス

二 上陸禁止 七日以下トシ此ノ期間

三 減給 給料月額十分ノ一下ヲ減ズ但シ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

四 謙責 前項第一號及第二號ノ期間ニハ初日ヲ算入ス

第五條 海員ガ兌器、爆發若ハ發火シ易キ物、劇薬其ノ他ノ危険物又ハ酒

第六條 管海官廳ハ必要アリト認ムコトヲ得

第七條 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條第二項各號ニ掲グ者ニ之ヲ準用ス

第八條 地方長官ハ第一條第一項各號ニ掲グル船舶ノ乗組員ノ監督ニ關シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ得

第九條 船舶所有者又ハ船長ガ第四條ノ規定ニ違反シ十五歳未満ノ者ヲ船員トシテ、十八歳未満ノ者ヲ石炭夫若ハ火夫トシテ之ヲ使用シタルトキ又ハ

第十條 第五條ノ規定ニ違反シ健康證明書ヲ有セザル者ヲ船員トシテ使用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

類ヲ所持スルトキハ船長ハ其ノ物ヲ保管又ハ放棄スルコトヲ得

第三十七條 海員ガ船内ニ在ル者ノ生命若ハ身體又ハ船舶ニ危害ヲ及ボスペキ行爲ヲ爲サントスルトキハ船長ハ必要期間其ノ者ノ身體ヲ拘束スルコトヲ得

第三十八條 船長ハ必要アルトキハ旅客其ノ他船内ニ在ル者ニ對シテモ前二條ニ規定スル處分ヲ爲スコトヲ得

第三十九條 海員ガ雇入契約成立ノ公認アリタル後船長ノ指定スル時迄ニ船舶ニ乗込マズ又ハ船長ノ許可ヲ得ズシテ之ヲ去リタルトキハ船長マシムルコトヲ得

第四十条 船長ハ其ノ命令ニ服従セザル者アル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ管海官廳、地方官廳又ハ海軍艦船ニ援助ヲ求ムルコトヲ得

第四十一条 第五章 雜則

第四十二条 管海官廳ハ職權ヲ以テ又ハ申請ニ依リ第三章ニ規定スル事項ニ關シ船舶所有者、船長及海員ノ間ニ生ジタル事件ノ解決ニ付幹旋ヲ爲スコトヲ得

第四十三条 本法及本法ニ基キテ發ス命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテハ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人ニ之ヲ適用ス

第四十四条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ハ外國ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國ノ領事官又ハ貿易事務官之ヲ行フ

第四十五条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第四十六条 左ニ掲グル船舶ノ乗組員ニ付テハ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

一 國又ハ北海道、府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ノ所有ニ屬スル船舶

二 其ノ他勅令ヲ以テ定ムル船舶

三 船舶所有者、船長及海員ノ間ニ生ジタル事件ノ解決ニ付幹旋ヲ爲スコトヲ得

第四十七条 本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條第二項各號ニ掲グ者ニ之ヲ準用ス

第四十八条 地方長官ハ第一條第一項各號ニ掲グル船舶ノ乗組員ノ監督ニ關シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ナル規則ヲ設クルコトヲ得

第四十九條 船舶所有者又ハ船長ガ第四條ノ規定ニ違反シ十五歳未満ノ者ヲ船員トシテ、十八歳未満ノ者ヲ石炭夫若ハ火夫トシテ之ヲ使用シタルトキ又ハ

第五十条 第五條ノ規定ニ違反シ健康證明書ヲ有セザル者ヲ船員トシテ使用シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

管海官廳ハ必要アリト認ムルトキハ旅客其ノ他船内ニ在ル者ニ就キ質問ヲ爲スコトヲ得

第五十一条 本法及本法ニ基キテ發ス命令中船舶所有者ニ關スル規定ハ船舶共有ノ場合ニ在リテハ船舶管理人ニ、船舶貸借ノ場合ニ在リテハ船舶借入人ニ之ヲ適用ス

第五十二条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ハ外國ニ在リテハ勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國ノ領事官又ハ貿易事務官之ヲ行フ

第五十三条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第五十四条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第五十五条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第五十六条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第五十七条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第五十八条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第五十九条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十一条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十二条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十三条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十四条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十五条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十六条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十七条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十八条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第六十九条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第七十条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第七十一条 本法ニ依リ管海官廳ノ行フベキ事務ニ付テハ主務大臣ハ市町村長、町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ

第五十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ船員手帳ノ交付、訂正又ハ書換ヲ受ケタル者
二 詐偽其ノ他ノ不正行爲ヲ以テ海員手帳ヲ行使シタル者
三 他人ノ船員手帳ヲ行使シタル者
第五十一條 船長ガ船内ニ在ル者ニ對シ其ノ職權ヲ濫用シ又ハ虐待ヲ爲シタルトキハ六月以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十二條 船長ガ第九條ノ規定ニ違反シ船舶ヲ去リタルトキハ五年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十三條 船長ガ第十條ノ規定ニ違反シ人命及船舶ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡サザルトキハ三年以下ノ懲役又ハ二千圓以下ノ罰金ニ處ス
第五十四條 船長ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ二年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十一條ノ規定ニ違反シ人命ノ救助ニ必要ナル手段ヲ盡サザルトキ
二 正當ノ事由ナクシテ船舶ヲ遺棄シタルトキ
三 正當ノ事由ナクシテ外國ニ於テ海員ヲ遺棄シタルトキ
第五十五條 船長ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第八條ノ規定ニ違反シ自ラ船舶ヲ指揮セザルトキ
二 第十條ノ規定ニ違反シ告知ヲ爲サザルトキ
三 第十四條第一項ノ規定ニ違反シ送還命令ヲ拒ミタルトキ

四 第十五條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ
五 第十八條ノ規定ニ違反シ公認ヲ受ケタルトキ
六 商法第五百六十一条ノ規定ニ違反シ検査ヲ爲サザルトキ
七 商法第五百六十二条第一項ノ規定ニ違反シ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタルトキ
八 商法第五百六十三條ノ規定ニ違反シ船舶ヲ去リタルトキ
九 商法第五百六十四条ノ規定ニ違反シ豫定ノ航路ヲ變更シタルトキ
第五十六條 船長ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第十二條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シ水葬ニ付シタルトキ
二 第十三條ノ規定ニ違反シ遺留品ノ保管ヲ爲サザルトキ
第五十七條 海員ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ二年以下ノ懲役ニ處ス
一 船舶ニ急迫ノ危険アル場合ニ於テ船長ノ許可ヲ得ズシテ之ヲ去リタルトキ
二 第九條乃至第十一條ニ規定スル場合ニ於テ船長ガ人命、船舶又ハ積荷ノ救助ニ必要ナル手段ヲ爲スニ當リ上長ノ命令ニ服從セザルトキ
三 第二十三條第三項ニ規定スル場合ニ於テ人命、船舶又ハ積荷ノ應急救助ノ爲必要ナル勞務ニ服セザルトキ
四 第四十二條第二項ニ規定スル管海官廳ノ處分ニ違反シタルトキ
第五十八條 海員ガ上長ニ對シ暴行又ハ脅迫ヲ爲シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ一千圓以下ノ罰金ニ處ス
一 第二十二條第二十九條又ハ第三十條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反スル所

第五十九條 海員ガ脱船シタルトキハ一年以下ノ懲役ニ處ス
第六十条 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ船員ガ勞働爭議ニ關シ團結シテ勞務ヲ中止シ又ハ作業ノ進行ヲ阻害シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 船舶ガ外國ノ港ニ在ルトキ
二 人命又ハ船舶ニ直接ノ危險ヲ及ぼス虞アルトキ
三 船員又ハ其ノ代表者が相手方ニ對シ争議事項ニ關シ交渉ヲ開始シタル後一週間ヲ経過シ且二十四時間前ニ豫告ヲ爲シタルニ非ザルトキ
第六十一条 船舶所有者ガ第二十條乃至第五十七条ノ規定ニ違反シ船舶ヲ去リタルトキ
第六十二条 第二十九條又ハ第三十條ノ規定ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第六十三条 船舶所有者又ハ乗組員ガ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス
一 管海官廳ノ命令ニ違反シ書類帳簿ノ提出ヲ爲サズ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキ
二 管海官廳ノ呼出ニ應ゼズ又ハ管海官廳若ハ當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタルトキ
第六十四条 第二節ハ之ヲ削除ス但シ商法其ノ他ノ法令ノ規定ノ適用上之ニ依ルベキ場合ニ於テハ仍其ノ效力ヲ有ス
第六十五条 船舶所有者ガ未成人者若ハ禁治產者ナル場合又ハ法人ナル場合ニ在リテハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ其ノ者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ法定代理人又ハ法令ニ依リ法人ヲ代表スル者ニ之ヲ適用ス
第六十六条 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令中船舶所有者ニ適用スベキ罰則ハ國又ハ北海道、府縣、市町村其ノ他の公共團體ニハ之ヲ適用セズ
第六十七条 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第六十八条 船員最低年齢法ハ之ヲ廢止ス
第六十九條 本法施行前ニ生ジタル事項ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル但シ刑法第
六十条ノ規定ノ適用ヲ妨げズ
第七十条 本法施行ノ際現ニ船員トシテ使用セラルル十四歳以上十五歳未満ノ者ヲ本法施行後引續キ使用スル場合ニ於テハ第四條ノ規定ヲ適用セズ
第七十一条 第一條第一項各號ニ掲グル船員ノ乗組員ノ監督ニ關シ地方長官ノ設ケタル規則ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リテ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルモノト看做ス

○國務大臣(伯爵兒玉秀雄君) 只今上程セ

ラレマンタ船員法改正法律案ノ提出ノ理由ヲ御説明申上ゲマス、近時我國海運ハ長足ノ進歩發達ヲ遂ゲマシテ、社會情勢モ亦著シイ變遷推移ヲ見ツ、アルニモ拘リマセズ、現在船員ノ保護監督ヲ規律致シマスル船員法及ビ海商法ハ、何レモ制定以來三十有餘年ノ歲月ヲ經過致シマシテ、現下ノ實情ニ副ハザル點ガ歎クナインデアリマス、隨ヒマシテ船員法改正ノ望を漸く熾トナツクノデアリマス、此情勢ニ鑑ミマシテ、遞信省ニ於キマシテヘ、先年臨時海事法令調査會ヲ設ケマシテ、船主及ビ船員ノ團體ノ代表者ヲ初メトシ、關係各方面ノ官民相會シマシテ、法律改正ノ審議ヲ行ヒ、其結果改正要綱ニ關スル決議ヲ得マシタノデ、今回此決議ヲ骨子ト致シマシテ、現行船員法及ビ海商法中海員ニ關スル規定、並ニ船員最低年齡ヲ整理統一致シマシテ、之ニ適當ナル改正ヲ加ヘ、他面海運ノ國際的性質ヲ考慮致シマシテ。

(議長退席、副議長著席)

曩ニ國際勞働總會ニ於テ採用セラレマシタル四箇ノ條約案、即チ船舶ノ滅失又ハ沈沒ノ場合ニ於キマスル失業ノ補償ニ關スル條約案、海員ノ雇入契約ニ關スル條約案、海員ノ送還ニ關スル條約案、及ビ船員ノ最低年齡ニ關スル條約案ノ趣旨ヲ採入レマシテ、是等ヲ綜合致シマシタル單一ノ船員法ヲ制定致シ、時代ノ要求ニ應ジテ海上勞働問題ヲ整調シマスルト同時ニ、船員ノ生活ノ安定ヲ圖リ、以テ海運界ノ平和ト、其健全ナル發展トヲ圖リ度イト有ジマス、是レ本案ヲ提出致シマシク次第デアリマス、何卒御審議ノ上、御協賛アランコトヲ希望致シマス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 質疑ノ通告ガアリ

マス、順次之ヲ許シマス——松田竹千代君

(松田竹千代君登壇)

大臣ハ居リマセヌガ、政府ハ此點ニ對シテ

ドウ考ヘテ居ルノデアリマスカ

此船員法ノ如キモ實ハ幾年モ前ニ其改正ヲ見テ居ラナケレバ、ナラナイ筈ノモノデアリマス、何トナレバ、過去三十有餘年間、

約四十年ノ久シキニ亘ツテ、船員ノ保護監督立法ハ其法ノ對象トスル側ノ熾烈ナル要求ニ基イテ立案サレタト云フヨリハ、政府ノ「イニシヤチーブ」、政府ノ方カラ進ンデ立

案ザレタモノガ多イ、言換ヘルト、遙一無

二勞働者ノ團結ノ力ニ依ツテ挽取ツタト云フ

ヤウナ形デナシニ、政府ノ方カラ進ンデ立

案シテ來タヤウナモノガ多イノデアリマシ

テ、縱シソレハ國際勞働會議アタリノ刺戟ニ依ルモノデアルト致シマシテモ、是ハ我國ノ特長トシテ、寧ロ多トスルニ足ルコト

ト私ハ考ヘルノデアリマス、併ナガラ其社會立

法タルヤ極メテ微溫的ナモノデアリマシ

テ(ヒヤー)、沟ニ其社會立法タルノ名ヲ恥

カシムル體ノモノガ多イ感ジガ致スノデア

リマス、然ルニ近年相踵イテ發生致シマシ

タル未曾有ノ不祥事件ノ其動機ニモ、其一部ニハ極メテ純眞ナル氣持カラ、社會正義ニ立脚シテ、非常ニ強イ要求ノアッタト云フ

事實ハ、是ハ見遁スコトハ私ハ出來ヌト思

フノデアル、然ルニ我國デハ遺憾ナガラ言

論ノ自由ト云フコトハ不十分デアル、隨テ

是等ノ要求ト云フモノハ、往々ニシテ陰慘

ナルモデアルト、然ルニ我國ノ政府ノ爲ス所ヲ見マ

小泉遞相時代ニ、臨時海事法令調査會ヲ設

ケテ、各方面ノ權威者ヲ網羅シテ研究調査

案ノ要綱ヲ取入レテ居ルノデアル、サウ

ヤウニ、國際勞働會議ニ於テ、十數年前力

ニ關シ、刑法上ノ規定ニ對シテ除外例ヲ設

ケテ、心理上ノ負擔過重ニ惱ム所ノ船員ヲ

シテ、安ンジテ其職務ニ從事スルコトガ出

來ルヤウニ、本案ニ明確ナル規定ヲ設ケ得

ナカツタト云フコトハ、何トシテモ其認識ニ

テ、政府當局ハ時代錯誤ノ甚シイモノデ

アアルト謂ハネバラスト思フノデアリマス、

何トナレバ、明治三十二年ニ現行法ガ制定

セラレマシテカラ、明治四十一年刑法改正ニ至ルマデ約十年間、現行船員法ノ第七十

三條ニ依リマシテ、即チ「船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル船員ノ過失ニ對シテノミ處罰サレテ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

テ一定ノ軌道ヲ與ヘルト云フコトモゴザイ

マスケレドモ、是ハ寧ロ船員側ニ取シテハ、

非常ナ不利ナ結果ニ陥ルノデハナイカトサ

ヘ、考ヘラレルヤウナ事モアルノデアリマス、要スルニ本案ハ現在ノ社會情勢及び我國海運界ノ實情ニ照シテ之ヲ見マスル時ニ、

未ダ社會立法的精神ガ横溢シテ居ル所ノ案ナリト考ヘラレヌノデアリマス、ノミナラズ茲ニ吾々ノ最モ遺憾ト致シマスルコトハ、

政府ハ此改正案ヲ提出スルニ當ツテ、長イ間

船員ノ間ニ於テ非常ナ熱誠ヲ以テ政府當局ニ陳情シ、要望シ來タ所ノモノ、ソレハ即チ船員ニ對スル所ノ極メテ不合理ナル刑罰問題、此刑罰問題ノ解決ニ向ツテ、一大英斷ヲ示シ得ナカツタト云フ點ニアルノデアリマス、即チ海難ニ基ク船員ノ業務上ノ過失ニ關シ、刑法上ノ規定ニ對シテ除外例ヲ設ケテ、心理上ノ負擔過重ニ惱ム所ノ船員ヲシテ、安ンジテ其職務ニ從事スルコトガ出来ルヤウニ、本案ニ明確ナル規定ヲ設ケ得ナカツタト云フコトハ、何トシテモ其認識ニ

テ、政府當局ハ時代錯誤ノ甚シイモノデアリマス、即チ船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

テ一定ノ軌道ヲ與ヘルト云フコトモゴザイ

マスケレドモ、是ハ寧ロ船員側ニ取シテハ、

非常ナ不利ナ結果ニ陥ルノデハナイカトサ

ヘ、考ヘラレルヤウナ事モアルノデアリマス、要スルニ本案ハ現在ノ社會情勢及び我國海運界ノ實情ニ照シテ之ヲ見マスル時ニ、

未ダ社會立法的精神ガ横溢シテ居ル所ノ案ナリト考ヘラレヌノデアリマス、ノミナラズ茲ニ吾々ノ最モ遺憾ト致シマスルコトハ、

政府ハ此改正案ヲ提出スルニ當ツテ、長イ間

船員ノ間ニ於テ非常ナ熱誠ヲ以テ政府當局ニ陳情シ、要望シ來タ所ノモノ、ソレハ即チ船員ニ對スル所ノ極メテ不合理ナル刑罰問題、此刑罰問題ノ解決ニ向ツテ、一大英斷ヲ示シ得ナカツタト云フ點ニアルノデアリマス、即チ船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

テ一定ノ軌道ヲ與ヘルト云フコトモゴザイ

マスケレドモ、是ハ寧ロ船員側ニ取シテハ、

非常ナ不利ナ結果ニ陥ルノデハナイカトサ

ヘ、考ヘラレルヤウナ事モアルノデアリマス、要スルニ本案ハ現在ノ社會情勢及び我國海運界ノ實情ニ照シテ之ヲ見マスル時ニ、

未ダ社會立法的精神ガ横溢シテ居ル所ノ案ナリト考ヘラレヌノデアリマス、ノミナラズ茲ニ吾々ノ最モ遺憾ト致シマスルコトハ、

政府ハ此改正案ヲ提出スルニ當ツテ、長イ間

船員ノ間ニ於テ非常ナ熱誠ヲ以テ政府當局ニ陳情シ、要望シ來タ所ノモノ、ソレハ即チ船員ニ對スル所ノ極メテ不合理ナル刑罰問題、此刑罰問題ノ解決ニ向ツテ、一大英斷ヲ示シ得ナカツタト云フ點ニアルノデアリマス、即チ船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

テ一定ノ軌道ヲ與ヘルト云フコトモゴザイ

マスケレドモ、是ハ寧ロ船員側ニ取シテハ、

非常ナ不利ナ結果ニ陥ルノデハナイカトサ

ヘ、考ヘラレルヤウナ事モアルノデアリマス、要スルニ本案ハ現在ノ社會情勢及び我國海運界ノ實情ニ照シテ之ヲ見マスル時ニ、

未ダ社會立法的精神ガ横溢シテ居ル所ノ案ナリト考ヘラレヌノデアリマス、ノミナラズ茲ニ吾々ノ最モ遺憾ト致シマスルコトハ、

政府ハ此改正案ヲ提出スルニ當ツテ、長イ間

船員ノ間ニ於テ非常ナ熱誠ヲ以テ政府當局ニ陳情シ、要望シ來タ所ノモノ、ソレハ即チ船員ニ對スル所ノ極メテ不合理ナル刑罰問題、此刑罰問題ノ解決ニ向ツテ、一大英斷ヲ示シ得ナカツタト云フ點ニアルノデアリマス、即チ船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

テ一定ノ軌道ヲ與ヘルト云フコトモゴザイ

マスケレドモ、是ハ寧ロ船員側ニ取シテハ、

非常ナ不利ナ結果ニ陥ルノデハナイカトサ

ヘ、考ヘラレルヤウナ事モアルノデアリマス、要スルニ本案ハ現在ノ社會情勢及び我國海運界ノ實情ニ照シテ之ヲ見マスル時ニ、

未ダ社會立法的精神ガ横溢シテ居ル所ノ案ナリト考ヘラレヌノデアリマス、ノミナラズ茲ニ吾々ノ最モ遺憾ト致シマスルコトハ、

政府ハ此改正案ヲ提出スルニ當ツテ、長イ間

船員ノ間ニ於テ非常ナ熱誠ヲ以テ政府當局ニ陳情シ、要望シ來タ所ノモノ、ソレハ即チ船員ニ對スル所ノ極メテ不合理ナル刑罰問題、此刑罰問題ノ解決ニ向ツテ、一大英斷ヲ示シ得ナカツタト云フ點ニアルノデアリマス、即チ船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

テ一定ノ軌道ヲ與ヘルト云フコトモゴザイ

マスケレドモ、是ハ寧ロ船員側ニ取シテハ、

非常ナ不利ナ結果ニ陥ルノデハナイカトサ

ヘ、考ヘラレルヤウナ事モアルノデアリマス、要スルニ本案ハ現在ノ社會情勢及び我國海運界ノ實情ニ照シテ之ヲ見マスル時ニ、

未ダ社會立法的精神ガ横溢シテ居ル所ノ案ナリト考ヘラレヌノデアリマス、ノミナラズ茲ニ吾々ノ最モ遺憾ト致シマスルコトハ、

政府ハ此改正案ヲ提出スルニ當ツテ、長イ間

船員ノ間ニ於テ非常ナ熱誠ヲ以テ政府當局ニ陳情シ、要望シ來タ所ノモノ、ソレハ即チ船員ニ對スル所ノ極メテ不合理ナル刑罰問題、此刑罰問題ノ解決ニ向ツテ、一大英斷ヲ示シ得ナカツタト云フ點ニアルノデアリマス、即チ船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

テ一定ノ軌道ヲ與ヘルト云フコトモゴザイ

マスケレドモ、是ハ寧ロ船員側ニ取シテハ、

非常ナ不利ナ結果ニ陥ルノデハナイカトサ

ヘ、考ヘラレルヤウナ事モアルノデアリマス、要スルニ本案ハ現在ノ社會情勢及び我國海運界ノ實情ニ照シテ之ヲ見マスル時ニ、

未ダ社會立法的精神ガ横溢シテ居ル所ノ案ナリト考ヘラレヌノデアリマス、ノミナラズ茲ニ吾々ノ最モ遺憾ト致シマスルコトハ、

政府ハ此改正案ヲ提出スルニ當ツテ、長イ間

船員ノ間ニ於テ非常ナ熱誠ヲ以テ政府當局ニ陳情シ、要望シ來タ所ノモノ、ソレハ即チ船員ニ對スル所ノ極メテ不合理ナル刑罰問題、此刑罰問題ノ解決ニ向ツテ、一大英斷ヲ示シ得ナカツタト云フ點ニアルノデアリマス、即チ船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

テ一定ノ軌道ヲ與ヘルト云フコトモゴザイ

マスケレドモ、是ハ寧ロ船員側ニ取シテハ、

非常ナ不利ナ結果ニ陥ルノデハナイカトサ

ヘ、考ヘラレルヤウナ事モアルノデアリマス、要スルニ本案ハ現在ノ社會情勢及び我國海運界ノ實情ニ照シテ之ヲ見マスル時ニ、

未ダ社會立法的精神ガ横溢シテ居ル所ノ案ナリト考ヘラレヌノデアリマス、ノミナラズ茲ニ吾々ノ最モ遺憾ト致シマスルコトハ、

政府ハ此改正案ヲ提出スルニ當ツテ、長イ間

船員ノ間ニ於テ非常ナ熱誠ヲ以テ政府當局ニ陳情シ、要望シ來タ所ノモノ、ソレハ即チ船員ニ對スル所ノ極メテ不合理ナル刑罰問題、此刑罰問題ノ解決ニ向ツテ、一大英斷ヲ示シ得ナカツタト云フ點ニアルノデアリマス、即チ船員カ著シク其職務ヲ怠リ因テ船員ヲ毀損若クハ覆没シ又ハ

人ヲ死傷ニ致シタルトキハ一月以上五年以下ノ重禁錮ニ處シ又ハ十圓以上千圓以下ノ罰金ニ處ス」トアル此規定ニ基イテ、重大ナ

ル規定ヲ設ケルトカ、或ハ給料ノ支拂方法ヲ定メルトカ、或ハ船員ノ最低年齡ヲ十四

歳カラ十五歳マデ引上ゲルトカ云フヤウナ、

拘ニ細カイ改正デアリマスルノミナラズ、

大體是等ノ事柄ト云フモノハ、現在既ニ行

ハレテ居ル所ノ事柄デアリマス、又勞働爭

議ニ關シテ取締規定ヲ設ケテ、爭議ニ對シ

シテモ、此刑法ノ規定ヲ受ケテ處罰サレルヤウニナツテ來タノデアリマス、其結果ト致シマシテ、船員ノ多クハ大體其海難ノ原因ガ明白デナイ、明白デナイ所ノ海難事故ニ對シテ、直チニ海員懲戒法ニ依ツテ、海事審判所デ行政上ノ處分ヲ受ケル、免狀ノ行使ノ停止ヲ受ケル、失業シタ其上ニ更ニ刑法訴追ヲ加ヘラレテ囹圄ノ辱メヲ受ケル場合ニ依ツテハ其上ニ多額ノ損害賠償ヲ取ラレルト云フヤウナ、謂ハゞ二重、三重、四重ノ苦シミヲ受ケルト云フノデアリマシテ、是デハ餘リニモ不合理デハナイカ、餘リニモ刑罰ガ過重デハナイカト云フノデアリマス、政府ハ何ガ故ニ此船員多年ノ要望シマシテ、大イニ其實現ニ努力サレタト云フコトデアルケレドモ、獨リ司法當局ハ一般ノ交通取締法規ト矛盾スルト云フノデ、遂ニ其實現ガ出來ナカツタト云フコトデアル、要スルニ司法當局ハ、海上事故ノ發生、其原因、及ビ其船員ノ實情ト云フモノニ對シテ、正シイ認識ト理解ヲ持チ得ナイ結果デアルト断ゼザルヲ得ナイノデアリマス(拍手)

カ、斯様ニ主張スルノデアリマス、由來航海路標識ノ不備、其他未知未測ノ障礙等極メテ多イノデアル、不可抗力的ノ原因ニ基クモノガ甚ダ多イノデアリマス、殊ニ最近ノ海上ノ情勢ト云フモノヘ、益、困難ナル實情ヲ呈シテ來テ居ルノデアリマシテ、例ヘバ一例ヲ舉ゲマスルナラバ、瀬戸内海ト云フヤウナ方面、ア、シタ海上ヲ航行スル時ニ、彼ノ石炭ヲ運ブ船、運炭曳船ト云フモノガ五艘、六艘、八艘ト云フヤウニ、或ル場合ニハ其長サ三千米ニ及ブト云フノデアル、サウ云フ長イモノガ蜿蜒長蛇ノ如ク、而モソレハ潮流ニ沿ウテ「エス」字型ニ進ンデ行クノデアル、ソレバカリデヘナイ、尙ホサウ云フ時ニ最近出來テ來タ所ノ「スピード」ノ速イ、所謂海上「トラック」ト云フモノガ横行シテ居ルノデアル、サウ云フ事情ノ下ニ於テ縱シ事故ガ起ツタ致シマシテモ、ソレヲ直チニ舵ヲ持ツ船員ノ過失ト云フコトニ歸スルト云フコトヘ、餘リニモ無理デアル、餘リニモ妥當ヲ缺クモノノデアルト云フコトハ誰ニモ分ル、獨リ司法當局ガソレヲ承知シナイ、陸ニ生レ陸ニ育チ、朝カラ晩マテ法律ノ條文バカリラ金科玉條ト考ヘテ居ルヤウナ人達デモ、試ミニ咫尺ヲ辨ジナイヤウナ濃霧ノ中ヲ運航シテ來テ、香港灣ニ差掛けタ時ニ、斯ウ云フ人ヲノ「ブリッヂ」ノ上ニ立タシメテ、サウンシテ唯アノ汽笛ト「ベル」ト自分ノ勘デ重大任務ヲ果シテ行カナケレバナラヌ船長ノ立場ヲ考ヘタラ果シテドウデアル、ソレバカリデヘナリ、試ミニ「コン・ペス」ツラ頼リニシテ暴風怒濤ノ真只中ヲ航進スル眞暗ナ暗夜ノ船ヲ考ヘテ見タラドウダ、海洋ノ神祕ト自然ノ猛威ト鬪フ船員ト云フモノハ、常ニ全力ヲ盡シテ其業務ニ當ツテ居ルノデアル、ソレバカリデヘナイ、神佛ニマデ頼ツテ其責任ヲ果サントシテ居ルノガ實情ニアリマス、然

ルニ其既以テ臨、ニ決シ居ル結果ヲ與ヘ、未然ニ避云フヤデアリコト。一方ニ於技術優秀陸上ニ泊、態デアリ。見テ、泊ヘテ居ル。テ、泊ヘテ居ル。ソレ故律ハ縱、ハ刑法見ラレバ、上ノ處置ニ何等、何レノ居テ、イノデアハ、千人法會議、術會議ニ於テノデア、罰ヲ以テノノ安、トハ、又ナッテ居ス、又云正ニ際趣旨ヲ立、立法ト、ヤ否ヤ、マス

次に当該政府へレンタルマス、秀船建造会社計上シテ、アルト田アリマテ如何ナモノハ極或ル人、モマダ西帝國トルト言。員ノ保護當ツ、此角度ニスト思云フ御者トヲ御者（國務大臣）ニ御答ナルモノリマキマシニヘ、他チ鐵道ノヘルトノデアル巨額ノ時シテ、當大ナルコラ、其當船操縦

御伺致シ
到シテ如何
ルカト云
及ノ豫算ニ
ハ遠洋航
員ノ養成
員ノ養成
市ニ多額ノ
海運國策
我國海難豫
贊成シテ
主ナモノデ
ルト、支
海難豫防
居ル、
テ居ル、
化カシイ程
ナデアル、
アレ設ケル
ルノデアル
スルト云
参考ニナラ
スガ、遞
出乍輕減致
事情ガナイ
操縱者ノ
ハ御説ノ
航空等ニ於
船舶操縱
責任ト、
正ハ重大ナ
マシテ、
ハ多數ノ
ヘルモノデ
時ニ、世

モアリマスルカラ、其船舶操縦者ノ刑事責任ヨリ任ヲ、他ノ交通機関操縦者ノ刑事責任ヨリモ輕カラシムルト云フコトハ、國民ノ感情ニモ反スルコトデアリマシテ、刑罰法規ヲ作ル上ニ於キマシテハ、餘程考フベキコト苟モ過失ニ依リマシテ船舶ヲ顛覆、沈没、又ハ破壊致シマシタル際ニハ、ヤハリ刑事上ノ責任ヲ負ハセテ居リマス、サル爲ニ、御ノデアリマス、船舶操縦者其モノガ責任ヲ説ノヤウニ現行海員法七十三條ヲ改正法ニ持ツテ參リマシテ、尙ホ輕キ過失ヲ罰せズト致シマスルコトハ、甚シキ不合理ヲ生ズルト相括メテ、サウシテ將來ニ於テ新シク立左様ナ次第デアリマスルカラ、刑罰法ト致シマシテハ、刑法ノ改正トカ、若クハ他ノ交通機關ノ操縦者ノ責任ニ關スル問題點ハ非常ナ不權衡ヲ生ズルノデアリマス、法七十三條ヲ除イテアリマスルコトハ、寧ロ海員ノ爲ニ非常ナ利益ヲ來シテ居ルノデアリマス、現行ノ海員法七十三條ノ規定ニ依リマスト、重キモノハ五年ノ體刑ニマデ處セラレルノデアリマスルガ、是ガ今回除カレタル結果ハ、普通刑法ニ依リマシテ、御重キモノガ三年マデト云フコトニナルノデアリマス、詰リ刑罰ガ二年ダケ低下シタコトニナルノデモアリマス、左様ナ次第アリマスカラ、司法當局ト致シマシテハ、御說ノヤウニ特ニ七十三條ノ重キ過失ヲ罰シテ、輕キ過失ヲ罰セズト云フ御意見ニハ、承服スルコトガ出來ナイヤウナ次第アリマス、併ナガラ船舶ノ操縦ニ付キマシテハ、

泡ニ御説ノ通リニ風波、濃霧又ハ潮流、暗礁等、其他ノ事故ニ依リマシテ、自然ノ力マスルカラ、其事情ハ篤ト斟酌ヲ致ス必要ガアルノデゴザイマス、刑法ノ運用ヲ致シタル注意ヲ致サナケレバ相成ラヌト考ヘテ居リマス、隨テ今後ニ於キマシテハ、検事全體ニ對シマシテ然ルベク訓示スル所アリマス、以テ遺憾ナキコトヲ期シヨウト思ツテ居ル次第デゴザイマス

○國務大臣伯爵兒玉秀雄君登壇
質問ニ御答申上ゲマス、社會立法ニ對シマシテ、而シテ出來ルダケ知識ヲ集メテ之ヲタガ、社會立法ハ國民ノ各般ニ向テ重大ナル關係ヲ有スルモノデアリマスルカラ、其時ノ社會狀態ニ輿論ノ趨勢ヲ深ク察シマシテ、而シテ出來ルダケ知識ヲ集メテ之ヲ立法スルノ必要ヲ痛切ニ感ジテ居ル次第アリマス、而シテ只今問題ニナッテ居リマスル船員法ハ、松田君ノ御述ニナリマシタ通りニ、前年臨時海事法令調査委員會ニ於キマシテ、船主側、船員團體、及ビ國際勞働會議ニ於キマスル條約ノ骨子ヲ取入レマシテ、此點ニ付テハ十分注意ヲシテ立法致シタルモノデアルノデアリマス

次ニ船員ノ刑罰問題ニ付キマシテハ、只今司法大臣ヨリ述ベラレマシタ通りニ、ドウモ法ノ性質上、刑法ノ改正ヲ俟タナケレバ、完全ヲ期シ難イト云フ立法上ノ事實ガゴザイマスノデ、遞信當局ト致シマシテハ、船長ノ重ナル地位ニ付テ十分ナル同情ヲ致シタ裁判所ニ於ケル取扱ニ於キマシテモ、亦將來刑法其他ノ改正ノ機會ニ於テハ、船長ノ特別ナル地位ニ付テ十分ナル同情ヲ致シタイモノト期待シテ居ル次第アリマス、最後ニ海難防止ノ施設ニ付キマシテハ、

現在ニ於キマシテハ船舶安全法ニ依リ、又ハ船舶職員法ニ依リマシテ、海難防止ノ方法ヲ講ジマスルト同時ニ、本年度ニ於キマシテハ、特ニ燈臺ノ増設ニ關スル經費ヲ倍加致シマシテ、海難ノ防止ニ極力努メルヨトニ致シテ居ルノデアリマスルガ、尙ホ今後ニ於キマシテモ、十分御趣旨ニ副フヤウナ風ニ努メタイト思ツテ居リマス（拍手）
○松田竹千代君 簡單デアリマスカラ此席デ發言ヲ御許シ願ヒマス
○副議長（岡田忠彦君） 御許シ致シマス
○松田竹千代君 遞信大臣ノ御答辯ハ大體諒承致シマシタガ、司法大臣ノ御答辯、即チ海員ハ非常ニ重大ナル生命財産ニ關係スル責任ヲ持ツテ居ルノデアルカラ、飽マデモ嚴罰主義デ進マナケレバナラスト云フヤウナ御言葉モゴザイマシタケレドモ、其點ニ對シテハ洵ニ不満ニ感ズル者デアリマス、併ナガラ今日ハ陸上ノ一般交通ニ於キマシテモ、飛行機、自動車、其他非常ニ複雑ナル狀況ニナツテ來テ居ルノデアリマスカラシテ、是等ノ海上、陸上ノ兩面ノ交通取締ニ對シテ、必要ナル刑罰法ノ改正ヲ至急ニヤラナケレバナラヌト云フコトダケハ、御認メニナツテ居ルヤウデアリマスカラ、少クトモ刑法ノ改正ヲヤカマンク言ハレテ居ル今日ニ於テハ、本當ニ眞剣ニ御力ヲ御入レニナツテ、此永イ間苦ンデ居る海員ノ實情ヲ十分理解サレテ、ソレニ副フヤウナ立法ヲ速ニセラレンコトヲ望ンデ、此場合ハ満足致シテ置キマス（拍手）
○副議長（岡田忠彦君） 板谷順助君
（板谷順助君登壇）

此際撤回ヲシテ、更ニ次ノ議會ニ出ス意思アリヤ否ヤ、第二ハ此法案ニ關聯致シマシテ、最モ重大ナル關係ニアリマスル我國ノ海運國策ニ對スル所ノ所見如何、第三ハ多年ノ問題トナツテ居リマスル所ノ、海事行政ノ統一ニ付テ斷行スル意思アリヤ否ヤ、第四ハ海事金融ニ對スル所ノ特設機關ヲ設置スル意思アリヤ否ヤ、此四點ニ付キマシテ簡單ニ其內容ヲ説明致シマシテ、遞信大臣ノ明快ナル御答辯ヲ願ヒタイト思フノデアリマス

本案ハ只今遞信大臣ノ述べラレマシタル通り、大體ニ於テ國際勞働會議ニ於ケル所ノ成案ヲ基礎トシテ、勞働立法トシテ出來上ヅタモノニアリマス、成程海事法令調査會ニ之ヲ掛ケテ、或ハ船主又ハ船員ノ同意ヲ得タト云フ御話ガアリマスケレドモ、只今松田君ノ質問サレタ通り、船員側ニ於キマシテモ修正スペキ箇所ガ相當ニアリ、又船主ト致シマシテモ、之ヲ丸呑ミニスルコトヘ出來ナイノニアリマス、併ナガラ勿論今日海上勞働問題ヲ調整致シマシテ、船員ノ生活ノ安定ヲ圖リ、以テ海運業ノ發展ヲ圖ルト云フコトニ付キマシテハ、誰シモ異存ガアル譯ハナイノニアリマス、併ナガラ此問題ヲ取扱フニ付キマシテハ、最モ慎重ノ態度ヲ要スルコトト私ハ感ズルノニアリマス、何トナレバ、歷代ノ政府ガ社會立法或ハ勞働立法ヲ立案サレルニ付キマシテ、机上ノ論——甚ダ失禮ナ言葉デアルカモ知レバヌケレドモ、或ハ外國カブレラ致シマシテ、果シテ我國ノ今日ニ適應スルヤ否ヤ、此點ニ付キマシテ或ハ政府ノヤリ方ガ割合ニ行過ギテハ居ラナイカ、私ハ今日勞働問題ヲ解決スルニ付キマシテハ、急激ナル所ノ勞働條件ハ寧ロ產業ヲ萎靡セシメ、又一面ニ於テ勞働者ニ於テモ失業苦ヲ嘗メナケレバナラヌト云フ、結論ニナルノデハナイカト

云フコトヲ、私ハ非常ニ心配ヲ致シテ居ルノデアリマス、例ヘバ外國ニ於キマシテハ御承知ノ通リ個人單位デアル、デアルカラ自分サヘ賃銀ガ高ケレバ宜イト云フヤウナヤリ方デアル、併ナガラ我國ハサウデヤナシテ、即チ共存共榮、共ニ働キ俱ニ樂シムト云フコトガ我國ノ美風デアリ、又我國ガ當ニ出シマシテモ、企業家ガ或ハ衛生ノ設備、或ハ娛樂ノ機關、有ユル機關ヲ設ケマシテ、其國ハ信ジテ居ル者デアリマス、最近世界ニ於ケル情勢ハ相當ニ變リツ、アリマス、現ニ最近ニ於ケル所ノ獨逸ニ於キマシテハ、「マルクス」ノ對立的階級思想ハ絕對ニ排撃ヲシテ、「ストライキ」ハ認メナイ、即チ政府資本家或ハ労働者ガ一致團結ヲ致シマシテ、協調會ナルモノヲ作ッテ、其會長ニ資本家ナル者ガナツテ、出來ルダケ勞資ガ一致協力シテ、其國ノ發展ヲ圖ルコトヲ企圖シテ居ルノデアリマス、又其政策ノ方法ト致シマシテ、賃銀ハ當分上ゲサセナイ、其代リニ物價ハ抑制シテヤル、成程勞銀ガ或ル程度マデ高クナツタナラバ、隨テ一般ノ生活費ガ高クナルカラ何ニモナリハシナイ、賃銀ガ上レバ物價ガ上ル、其結果トシテ外國貿易、即チ對外ノ關係ニ於テ、外國ニ壓迫サレルノミナルト云フコトヲ言ツテ居ルノデアリマス、今日我國ガ御承知ノ通リ世界的ニ海外貿易が非常ニ發展シテ居ル、其原因ガ何處ニ在ルカト云フコトニ思フ及ボシマシタナラバ、此點ハ私ハ一面ノ眞理ガアルト信ズル者デアリマス(拍手)

ル必要ガアルノデアリマスカラ、此短時日ニ於テ此問題ヲ解決スルト云フコトハ私ハ困難ト考ヘル、寧ロ此際遞信大臣ニ勸告ヲ致シマシテ、此次ノ議會ニ、吾々船員或ハ又船主ゾミナラズ、此議員ニ對シテモ十分ニ審査スルノ餘地ヲ御與ヘニナル御考ガアルヤ否ヤ、是ハ先ヅ第一ノ質問デアリ

付キマシテハ、吾々ハ國民トシテ賴母本前
大臣ニ對シテ感謝セネバナラヌノデアリマ
ス
然ルニ内閣ハ迭リ林内閣トナリ、結城財
政ノ結果、此海運國策ニ對スルモノニ如何
ナル斧鉄ガ加ヘラレタカ、成程項目ヘ竝ベ
テアル、項目ヘ竝ベテアルガ、先づ第一ニ
優秀船ノ建造ノ如キハ年限ガ繰延ベラ、
或ハ遠洋航海ノ助成ノ如キハ十五万圓ガ十
万圓トナリ、海事金融ニ對シマシテハ一億
圓ガ七千万圓トナツニ縮小サレタノデアル、
之ニ對シテ遞信大臣ハ何ト一體考ヘテ居ラ
レマスカ、申ス迄モナク今日我國ノ海外貿
易ノ發展ヘ、海運ニ俟タケレバナラヌト云
フコトハ當然デアリマス、又優秀船ノ建造ニ
對シマシテモ、陸海軍大臣ハ非常ニ要望シテ
居ル、一朝有事ノ際ニ於テ、用兵作戦上ドウ
シテモ缺クベカラザル所ノ優秀船デアル、
デアルカラ一日モ早ク之ヲ建造セネバナラ
ヌト云フ重大ナ秋ニ於テ、吾々ラシテ言ハ
シメルナラバ、海軍ノ豫算ニ竝行シテ—
軍部ノ豫算ト竝行シテ、之ヲ出來ル限り主
張ナサラナケレバナラヌノデアル、然ルニ
之ニ對シテ削減ヲ加ヘテ、或ハ大臣ハ遲グ
就任ヲサレタノデアリマスカラ、其事情ガ
分ラヌト言ハレ、バソレ迄ノコトデアリマス
ケレドモ、此善後處置ニ對シ如何ナル御考ヲ
持ツテオ居デニナリマスカ、殊ニ又政府ノ誤
レル所ノ統制經濟ノ結果、鐵ノ飢餓ヲ來シ
テ、鐵材ガ暴騰シテ居ル、造船材料ノ如
キハ殆ド六割以上騰ツテ居ルノデアリマス
デアルカラ優秀船ノ補助ニ對シテ、現在ノ
豫算ニ於テ如何ナル接戻ナサル御考デア
ルカ、之ヲ承リタイ

ル所ノ海事ノ行政、又今日日満不可分ノ關係ニ於テ、日満ノ海運ノ協定、此問題ヲ解決スルニ非ザレバ、決シテ海運業ノ發達ヲ期スルコトハ出來ナインデアリマス、船舶統制法ノ如キモノヲ設ケラレタカラト云ツテモ、此問題ヲ解決セザル限りハ、決シテ海運ノ發達ナド望ムコトハ出來ナインデアリマス、此點ニ對シテ現在ノ遞信大臣ハ、前ニ拓務大臣トナゾテ居ラレタノデ、アナタハ能ク其事情ヲ御承知ノ筈デアリマス、デアルカラシテ——只今又御答辯ニ於テ、考慮中デアルトカ、研究中デアルト云ワヤウナコトハ、モウ既ニ聞キ飽キテ居リマス、デアルカラシテ現内閣ニ於テ之ヲ斷行スル意思アリヤ否ヤ、是ガ第三點デアリマス、第四點致シマシテ、今日我國ノ海事ニ關スル所ノ金融施設デアリマス、先程御話申シマシタ通り、海事金融ト致シマシテ、五箇年間七千万圓ノ金ヲ融通スルト云フコトニナゾテ居リマスケレドモ、コンナ事デヤ決シテ海運ノ發達ヲ企圖スルコトハ出來マセヌ、今日世界ニ於ケル所ノ海運國ニ於テハ、皆相當ニ特別ノ施設ヲシテ居ル、デアルカラシテ、獨リ新造船バカリデナク、或ハ從來ノ船頭ニ對シ、又運行資金ニ對シテモ融通ノ途ヲ開カナケレバナラスト云フコトヲ、私共ハ痛切ニ感じテ居ルノデアリマス、大體私ハ自分ノ所論ト致シマシテ、今日補助制度ト云フモノハ餘り感心ヲシナイ、獨リ海運關係バカリデハアリマセヌ、有ユル方面ニ於テ補助政策ガ行ハレテ居ルノデアリマスガ、是ハ一利害デアル、例ヘバ日本ノ船舶ニ對シテ政府ハ或ル程度ノ補助ヲスル、必ズ相手ガアルノデアリマスカラ、相手國ハ之ニ對シテヨリ以上ノ補助ヲシタナラバ、何等效果ナドアリシナイ、ソレヨリハ寧ロ——特殊ノ航路ハ別問題デアリマスルガ、金融ノ便ヲ圖ツテ、出來得ルダケ船舶ノ運用ヲ期スト云フコトガ、

一例ヲ御詫申上ゲタイ、私共ハ先年南洋航路ニ對シテ命令航路ヲヤツテ居ツタノデアリマス、此航路ニ對スル補助金ガ、初メハ二十二万圓デアツタモノガ、段々下シテ十六万圓トナツク、所ガ世間ノ人々ハ補助ヲ貰ッテ居ルノデアルカラ、餘程旨イコトデモシテ居ルノグラウ、斯ウ想像サレテ居ルノデアリマス、何ゾ圖ラン、此二十年ノ間に於テ殆ド無配當デアツテ、吾々ハ國家ノ犠牲トナツタノデアル、然ルニ諸君モ御承知ノ通り、先年日蘭海運會商ガ決裂フスルヤ、俄ニ政府ガ郵船會社或ヘ商船會社ノボロ船ヲ集メテ新會社ヲ作り、又之ヲ保護センガ爲ニ、船舶統制法ナルモノヲ政府ノ權力ヲ以テ設ケタノデアリマス、斯ル姑息ノ策ヲ以テ海運界ノ發達ヲ圖ルナドトハ以テノ外デアル、デアリマスルカラシテ、將來ニ於テ金融ノ便ヲ圖リ、兩々相俟ツテ進ムト云フコトガ、最モ海運界ノ發達ニ策ノ得タルモノデアルト私ハ信ジマスルガ、遞信大臣ヘ如何ナル御考ヲ持ツテ居リマスカ、以上ノ點ニ對シマシテ明快ナル御答辯ヲ求メマス（拍手）

之ヲ撤回スルノ意思ハ毫モ持ツテ居リマセヌ、次ニ海運國策ノコトニ付キマシテ御話ガゴザイマシタガ、只今御話ノアリマシタガ通リニ、此海運國策へ前遞相頼母木君ニ依ツテ樹立セラレタル所ノモノデアリマス、其政策ヲ尊重致シマシテ、財政ノ許ス範圍ニ於キマシテ、之ヲ遂行セント試ミツ、アル所ノモノデアリマス、優秀船ノ建造ニ付キマシテ、鐵ノ値上リノ爲ニ之ニ支障ヲ生ジナイカト云フ御尋デゴザイマスガ、此點ハ大イニ考慮ヲ要シナケレバナラヌコトト考ヘマスガ、造船業者ト船主トノ間ニ於キマスル協調ニ依リマシテ、成ベク便宜ノ方法ニ依ツテ、低廉ナル鐵ノ買入ヲ期待シテ居ルト同時ニ、幸ニ海運界ノ今日ノ好況ニ臨ミマシテ、此造船ニ付キマシテハ、大シタル支障ナキモノト考へテ居ル次第デアリマス、此問題ハ多年ノ懸案デアリマスルノデ、速ニ之ヲ解決セント期シテ居ルノデアリマスケレドモ、今日直チニ之ヲ實行スルノ困難ナルノ事情ガアルノデアリマス、併ナガラ此一定ノ地域ニ固著シタル所ノ問題ヲ除キマシテ、共通ノ問題ニ付キマシテハ、一日モ早ク内地外海事行政ノ統一ヲ期セント欲スル者デアリマス、最後ニ海事金融ノコトニ付テノ御話ガゴザイマシタガ、此海事金融銀行ノ設立ハ多年ノ問題デアリマス、日モ早ク内地外海事行政ノ統一ヲ期セント欲スル者デアリマス、最後ニ海事金融ノコトニ付テハ、經濟的ニ大ニ考慮スベキ點ガアルト思フノデアリマスルガ、假令特殊ノ銀行ヲ設立セズトモ、海事金融ニ對シテ、其圓滑ラシテ收支相償ベキヤ否ヤト云フコトニ付期スルコトノ必要ナルコトハ無論ノ話デアリマス、御説ノ通りニ補助ハ決シテ其目的ヲ十分達スル所ノ方法デハナイノデアリマス、期ク海事業者ソレ自身ノ自力更生ニ依リ

其足ラザル所ヲ補ツテ、以テ海事國策ノ遂行二期セネバナラスト考ヘテ居リマス
○板谷順助君 簡單デアリマスカラ此席カラ御許ヲ願ヒマス
○副議長(岡田忠彦君) 許シマス
○板谷順助君 本案ヲ撤回スル御意思ガナイト云フコトデアリマスルカラ、詳細ニコトハ委員會ニ於テ質問致シマス、又海事行政ノ統一ニ付テ、困難ト云フ御話デアリマスルガ、私ハ困難ナル事情ヘナイト思フノデアリマス、唯各省ノ事務官ノ權限争ヒノ結果、未ダニ此問題ガ解決ヲサレナイノデアリマス、デアルカラ大臣ヘ思フ此處ニ及ボサレテ、所謂政治的ノ解決トデモ申シマスルカ、此場合此問題ヲ解決スルニアラザレバ、先程申上ゲマシタヤウニ、如何ニ船舶統制法ヲ御設ケニッタカラト云ウテモ、此點ハ十分ニ一ツ御考慮ヲ重ネテ願ツテ置キマス、此程度デ質問ヲ打切りマス
○副議長(岡田忠彦君) 平川松太郎君
○平川松太郎君 私ノ質問ハ頗ル多岐ニ亘シテ居リマスルカラ、議事ノ進行上委員會ニ譲リマス、仍テ本會議ニ於ケル質問ノ通告ヲ取消シマス(拍手)
○副議長(岡田忠彦君) 岡崎憲君
〔岡崎憲君登壇〕
○岡崎憲君 本議案ハ吾々海員ガ多年要望シテ來マシタ所ノモノデアリマシテ、昭和七年、遞信大臣ガ述ベラレマシタ通り、臨時海事法令調査會ト云フモノヲ設ケラレマシテ、勞働側ノ代表或ハ資本側ノ代表ヲ加ヘラレテ審議ヲ遂グラレ、今日茲ニ上程サレタノデアリマス、私ハ寧ロ遞信當局ニ對シマシテ、其勞ヲ多トスル者デアリマス、ガ併シ吾々海員カラ見マスルナラバ、幾多不満ノ點ガアルノデアリマス、殊ニ前ノ松田議員ガ述ベラレマシタ所ノ、船長ニ對スル刑罰デアリマス、此點ヲ私ハ他ノ角度カ

ラ申上ゲテ見タイト思フノデアリマス
御承知ノ通り、我ガ海運ハ海軍ト共ニ車
ノ兩輪ノ如クニ發達シテ來タモノデアリマ
ス、サウデアリマスルカラ、船長船員ヲ養
成スル爲ニハ、莫大ナル國家ノ費用ヲ投ジ
テ、練習船ヲ造リ、或ハ官立商船學校ヲ造
ル、サウシテ海軍ニ於ケル海軍兵學校ト同
ジヤウニ、船員ヲ養成シテ來タノデアリマ
ス、ソレデアリマスルカラ、私ハ海軍ニ特
別法ガアルト同ジヤウニ、吾々海員ニ取リ
マシテモ、特別法ニ依ツテ刑罰ト云フモノ
ヲ處分シテ戴キタイ、斯ウ思フノデアリマ
ス、是ハ從來吾々ノ船長ノ處罰ト云フモノ
ハ、船員法ニ依ツテ處罰サレテ來タノデア
リマスルガ、現行法タル新刑法ガ實施サレ
マシテカラ、其問題ハ刑法ニ移ツテ來タノ
デアリマス、デアリマスルカラ、私ハヤハ
リ是ハ昔ノ通リ船員法ニ依ツテ吾々ノ處罰
ヲ取扱ツテ戴キタイ、ソレハ重過失ダケヲ認
メテ貰ヒタイト云フノデアリマス、是ハ輕
過失ト云フモノハ、判定ニ付キマシテハ非
常ニ困難ナモノデアリマス、果シテ過失デ
アルカ否カト云フコトハ、決定スルニ困難
ナモノデアリマス、ソコデ私共ハ特別ニ、
所謂特別法ニ依ツテ特別ナ取扱ヲヤツテ貰ヒ
タイト云フ趣意デアリマス、是ハ英國ニ於
キマシテハ、ヤハリ輕過失ト云フモノハ處
罰シナイト云フコトニナツテ居リマス、英國
ハ海運ニ於キマシテ世界最大ノ國デアリマ
ス、ソコデ吾々ノ元ノ船員法ト云フモノハ、
英國ニ倣ツテ作ッタモノデナイカト思フノデ
アリマスガ、英國ニ於キマシテモ同様今日
マデ特別ニ扱ハレテ居ルノデアリマス、又
獨逸ニ於キマシテハ、我ガ新刑法ト同ジヤウ
メア「號ガ汽船」エレン「號ト「ビスケー」灣
ナ業務上ノ過失ヲ認メテ居リマス、ケレド
デ衝突致シマシタ時ニ、「ハンブルグ」裁判所
モ今ヨリ二十年以前ニ於キマシテ、汽船「ウ
メア」號ガ汽船、エレン「號ト「ビスケー」灣
ナ業務上ノ過失ヲ認メテ居リマス、ケレド
デ衝突致シマシタ時ニ、「ハンブルグ」裁判所
所ハ「ウメア」號船長ニ對シテ一箇月ノ禁錮

ヲ言渡シタノデアリマス、サウスルト獨逸
船員社會へ非常ニ恐ルベキ法規ガアルト云
フコトヲ初メテ知リマシテ、一大猛運動ヲ
起シタノデアリマスガ、社會モ亦之ヲ支持
シマシテハ是ハ優秀ナル船長ヲ海上カラ驅
逐スルモノデアルト云フコトニナリマシテ、
サウシテ今日ハ此輕過失ニ對シマシテハ、
處罰シナイコトニナッテ來テ居ルノデアリ
マス、サウ云フ風ニ、私ハ何モ外國ノ眞似
ヲセヨト言フノデハナイ、眞似ヲシテ吳レ
ト云フ意味デハアリマセヌガ、併シ吾々ハ
世界各國航海シテ歩クノデアリマス、外國
ニ於キマシテハ處罰サレナイ所ノモノガ、
日本ニ歸シテ來テ處罰サレルト云フヤウナ
狀態デアリマシテハ、吾々ハ安心シテ航海
ニ從事スルト云フコトハ出來ナイノデアリ
マス(拍手)

ダケノ食糧ハ持ツテ居ツタノデアリマス、サウ云フコトカラ考ヘテ見マシテモ、單ニ油ガ足ラナカツカラト云ウテ之ヲ責メル譯ニ行カナイ、併シ検事ガオ前ハ油ガ足ラナイヂヤナイカト言ウタ時分ニ、成程足ラナイト言フデアリマセウガ、是ハ自分ハ船ヲ失ヒ、乗組員ヲ死ノ一步前マデ押詰メテ居ツタノデアリマスカラ、自分ノ責任上サウ感ズルト思フノデアリマス、若シモ之ヲ本當ノ過失デアルカ否カト云「コトヲ見ルニハ、重大ナル他ノ問題ガアルト思フノデス、サウ云フ意味合ニ於キマシテ、是ハ先程申シマシタ通り、「マスト」或ハ帆ト云フモノガアリマシテモ、四十二日間漂流シテ居ル間ニ、幾度カ暴風雨ニ遭ツテ不能ノ状態ニナツテ居ツタノデ、サウ云フコトヲ考ヘテ行キマスルナラバ、是ハ果シテ眞ノ船長ノ過失デアルカドウカト云フコトハ疑ヒ得ルノデアリマス、况ヤ此船長ノ名前ハ泉ト云フノデ、泉船長デアリマシタガ、大成丸ニ救ハレマシタ時ニハ、船長ハ船ト運命ヲ共ニスルト云フノデ、残ラントシタノデアリマスガ、其泉船長ノ弟ガ居リマシタノデ、他ノ乗組員ト共ニ船長モ、此大成丸ニ乗ツテ歸ルヤウニト言ウテ勧メタノデ、初メテ泉船長ハ不本意ナガラ救助サレタノデアリマス、サウ云フ状態デアリマシテ、重過失ト云フヤウナ場合ハ、船長ハモウ自ラ船ト共ニ沈没スルト云フ考ハ、獨リ泉船長バカリデナク、總テノ船長ガ持ツテ居ル、ソレデアリマスカラ、重過失ト云フモノヲ或ハ五年ノモノガ三年ニサレタ所デ、是ハ何ノ意味ヲナサナイノデアリマス、サウ云フ考デ居リマスルノデ、私共ハ此輕過失ト云フモノノ判定ガ非常ニ困難デアルカラ、ソレデ輕過失ト云フモノハ處罰シテ戴キタクナイ、斯ウ云フコトヲ主張シテ居ルノデアリマス、此點重ネテ司法大臣ニ御伺致シマス

先人或ハ船長ト云フモノハ同ジデアリマス、輕過失ニ依リマシテ一旦罪ガ決定サレマスト云フト、是ハ民事上ノ損害賠償ガ附イテ來ルノデアリマス、デアリマスルカラ、吾吾ハ日夜戰々兢々トシテ働く居ルト云フ
狀態デアリマシテ、此損害賠償ト云フモノニ對シテモ、一ツノ限定ヲシテ貴ヒタイ、
是ハ英國ニ於キマシテハ限定シテ居ルノデシマシテハ、損害賠償ヲ限定シテ貴ヒタイ、
今日ハ直接ニ船長、水先人ニ損害賠償ヲ要
求シテ來ルノデアリマス、此新刑法ガ行ハ
レマシテ以來サウナノデアリマス、ソコデ
私共ハ此水先法ニ對シテ改正シテ下サルカ
ドウカ、又サウ云フ御意思ガアルカドウカ
ト云フコトヲ遞信當局ニ御尋致シマス
次ニ此海員法ニ依リマシテ——船員法ニ
依リマシテ保護監督サレナイ所ノ船員ハド
ウスルカ、所謂二十噸未満ノ船舶、平水航
路ヲ航行スル所ノ船舶、或ハ三十噸未満ノ
漁船ト云フモノハ、ドウ云フモノニ依ッテ保
護監督サレルカ、御承知ノ通リ此小サイ所
人、所謂小型船乘組員ト云フモノハ、今日
マデ何等保護監督ト云フモノハ受ケテ居ナ
カッタ、ソレハ丁度朝ニ海ニ出テ、夕ニハ家
ニ歸ル、或ハ一夜ヲ海ニ送ッテ家ニ歸ル、サ
ウ云フ狀態デアリマス、又駢船、運送、所
謂回漕業ニ從事スル所ノ駢船夫ト云フモノ
ハ、船諸共海上ニ出マシテ、サウシテタ方
ニハ陸岸ニ著クト云フ者ガアルノデアリマ
ス、サウ云フ人達ノ保護監督ト云フモノハ、
今日マデ何等ナインデアリマス、此船夫ト
云フヤウナ人達ハ、丁度陸上ニ住居ラシテ
居ルト同様ナモノデアリマス、然ルニ今日
マデハ勞働者災害法トカ、或ハ健康保險ト
云フモノノ恩典ニヘ浴シテ居ナインデアリ
マス、ソコデ謂ハマ此人達ハ陸上ト海上
ノ中間、宙ブランデゴザイマシテ、數十
年間、今日マデ何等保護監督ト云フモノハ

受ケテ居ナイノデアリマス、ソコデ此人達ノ爲ニハ如何ナル保護監督ヲヤルカ、又サウ云フ保護ヲスル用意ガアルカドウカト云フコトヲ遞信當局ニ御尋申上ゲマス
次ニ私ハ海員ニ對シマシテハ、養老年金制度ヲ作ツテ戴キタイト云フコトヲ主張スルノデアリマス、遞信當局ハドウ云フ考ヲ持ツテ居ルカ、或ハ其用意ガアルカドウカト云フコトヲ御伺申シマス、此海員ト云フモノハ若イ時ダケガ使用サレル、謂ハ青年時代カラ壯年時代ニ掛ケテ勞働ヲ提供或ハ擣取サレルノデアリマス、サウ云フ關係ズ、人間ハ四十年カラト云フノニ、最早海員ニ於キマシテハ四十五ニナリマスルト廢人同様ニナルノデアリマス、勞働ニ堪ヘ兼ネテ陸上ニ上ルト云フ状態ナノデアリマス、又之ヲ使用スル所ノ船主側カラ言ヒマシテモ、労働ノ能率ガ擧ラヌト云フノデ誠ニシテ、陸ニ上ゲテシマフノデアリマス、是程海員ト云フモノハ勞働ガ激シクテ、サウシテ機敏ヲ要スルモノデアリマス、デアリマスカラ、私ハ一般船員法トカ云フヤウナモノデナクシテ、是ニハ老後ノ保障ヲ與ヘル意味ニ於キマシテ、養老年金ヲ與ヘルト云フコトニナラナケレバイカヌ、是ハ今申上ゲマシタ通り、養老年金制度ヲ海員ノ爲ニ設ケテ戴キタイ、ソレハ海洋勞働ト云フモノハ非常ニ若イ時ダケノモノデアリマス、所謂若イ時ノ勞働デアリマスルガ、而モ數ト云フモノハ少イ、海上生活ヲ二十年或ハ三十年勤メ上ガルト云フノ人ハ極ク少數デアリマス、ダカラ此少數ノ人ノ爲ニ海軍軍人ト同様ニ、恩給ト云フ、所謂養老年金ト云フモノ制度ヲ作ツテ吳レト言フノデアリマスカラ、此制度ハ彼ノ海運最大國デアル所ノ英國ニ於キマシテ、古クカラ實施サレテ居ル所ノモノデアリマス、デアリマスカラ、政府ハ此海員ノ若イ時ノ勞働ニ報ユルト云フ意味ヲ以チマシテ、又海運國策ノ立前カラ、養

老年金制度ヲ施行シテ戴キタイ、斯ウ云フコトヲ吾々ハ主張シマシテ、遞信大臣ノ御考へドウデアルカト云フコトヲ御聽スル次第ニアリマス

以上四ツノ點ヲ以チマシテ、其他ハ委員會ニ於テ御聽シタイト思フノデアリマスガ、之ヲ以テ私ノ質疑ヲ終リマス

(國務大臣伯爵兒玉秀雄君登壇)

第一ノ船員ノ刑罰問題ニ付キマシテ、先ニ司法大臣竝

ニ私ヨリ御答辯申上ゲマシタコトニ依リマシテ、御諒承ガ願ヘルコトト思ツテ居リマス、次ニ小型船ノ乗組員ニ對スル保護問題ニ付キマシテ、御承知ノ通リニ其船ノ形竝ニ其性質ノ上カラ致シマシテ、本船員法ニ於キマシテ、小型船舶ハ除外シテアルノデアリマス、引續キマシテ政府ト致シマシテハ、小型船舶ノ乗組員ノ方ニ關シテモ、慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、次ニ船員養老年金ノコトデゴザイマスルガ、

此問題モ大切ナ問題デアリマスルガ、我國ニ於キマシテハ未ダ其制度ヲ見ルニ至ラナインデアリマス、是モ最モ重要ナル一事項ト致シマシテ研究スルコトニ致シマス

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 岡崎君ニ御答ヲ致シマス、先刻松田君ニ御答ヲ致シマシタト同様ニ、一般普通ノ人々ガ過失ノ輕重如何ヲ問ハズ處罰セラレテ居ルノデアリマステ、之ヲ船員法ニ於キマシテ、海員ダケハ重キ過失ハ罰セラレテ、輕キ過失ハ罰セラレナイト云フ規定ヲ設ケマスルコトハ、洵ニ不權衡ナコトニナリマスルノデ、是ハ追テ法律改正等ノ場合ニ十分考慮シタラ宜カ

ラウカト考ヘテ居ル次第ニアリマス、尙英國法ノ御話ガゴザイマシタガ、私共ノ取調ベテ居ル所ニ依リマスルト、英國商船法ハ條文ガ澤山ゴザイマシテ、御説ノヤウニ船長ガ重過失ニ依ッテ罰セラレル場合ハ、四十

九條二項ニアリマシテ、衝突規則ノ違反ノ場合ニ限ルノデアリマス、一般的ニハ同法

ノ二百二十條ニ依リマシテ、船長、海員又ハ見習員ハ故意過失又ハ泥醉ニ依リ左ノ各号ヲ爲シタル者ハ之ヲ罰スルト云フ規定ガ

ゴザイマス、兎ニ角詳シイコトハ委員會ニ於テ御説明モ致シマスルガ法制ノ上ニ於キ

マシテハ、海員法ニ於テ特ニ海員ノ刑事責任ヲ輕減スルト云フコトハ、如何カト存ジテ居ル次第ニアリマス、是ハ法ノ運用ノ上ニ於キマシテ、先刻申上ゲマシタヤウニ、

十分ノ検察當局ナリ、裁判當局ニ對シテ注意ヲ與ヘテ、遺憾ノナイヤウニ致シタイト

存ジテ居ル次第ニアリマス

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 是ハ私ノ考ヘマスルニハ、船ガ陸上ト違フト云フコトデアリマス、司法大臣ノ言ハレル所ニ依リマスルト、機關車

或ハ自動車ト船ト云フモノヲ一緒ニ見ナケレバナラヌ、私ハ其反対ニ船ト云フモノハ別デアル、謂ハゞ是ハ海ト云フモノニ對スルモノデハナイカト思フノデアリマス(拍手)デアリマスルカラ私ハ此點ニ於キマシテ、海ノ認識ヲ深メルコトニ依ッテ、此問題ハ自ラ解決スルモノト思フノデアリマス(拍手)

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 是ハ私ノ考ヘマスルニハ、船

シテハ、小型船舶ノ乗組員ノ方ニ關シテモ、慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、

次ニ船員養老年金ノコトデゴザイマスルガ、

此問題モ大切ナ問題デアリマスルガ、我國ニ於キマシテハ未ダ其制度ヲ見ルニ至ラナ

インデアリマス、是モ最モ重要ナル一事項ト致シマシテ研究スルコトニ致シマス

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 岡崎君ニ御答ヲ致シマス、先刻松田君ニ御答ヲ致シマシタト同様ニ、一般普通ノ人々ガ過失ノ輕重如何ヲ問ハズ處罰セラレテ居ルノデアリマス

テ、之ヲ船員法ニ於キマシテ、海員ダケハ重キ過失ハ罰セラレテ、輕キ過失ハ罰セラ

レナイト云フ規定ヲ設ケマスルコトハ、洵ニ不權衡ナコトニナリマスルノデ、是ハ追

テ法律改正等ノ場合ニ十分考慮シタラ宜カ

ラウカト考ヘテ居ル次第ニアリマス、尙英國法ノ御話ガゴザイマシタガ、私共ノ取調

ベテ居ル所ニ依リマスルト、英國商船法ハ條文ガ澤山ゴザイマシテ、御説ノヤウニ船長ガ重過失ニ依ッテ罰セラレル場合ハ、四十

マス、私共ハ單ニ海軍豫備員ニアリマスルケレドモ、其待遇以外ニ何等一ツノ優遇遇

ト云フモノハナイノデアリマス、私へ今

ノ一人モ無イト云フコトガ、如何ニ日本ノ

海國デアルト云フコトヲ、國民或ハ政府當局ガ認識シテ居ナイカト云フコトヲ、物語

テ居ルノデハナイカト思フノデアリマス(拍手)デアリマスルカラ私ハ此點ニ於キマシ

テ、海ノ認識ヲ深メルコトニ依ッテ、此問題ハ自ラ解決スルモノト思フノデアリマス(拍手)

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 是ハ私ノ考ヘマスルニハ、船

シテハ、小型船舶ノ乗組員ノ方ニ關シテモ、慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、

次ニ船員養老年金ノコトデゴザイマスルガ、

此問題モ大切ナ問題デアリマスルガ、我國ニ於キマシテハ未ダ其制度ヲ見ルニ至ラナ

インデアリマス、是モ最モ重要ナル一事項ト致シマシテ研究スルコトニ致シマス

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 岡崎君ニ御答ヲ致シマス、先刻松田君ニ御答ヲ致シマシタト同様ニ、一般普通ノ人々ガ過失ノ輕重如何ヲ問ハズ處罰セラレテ居ルノデアリマス

テ、之ヲ船員法ニ於キマシテ、海員ダケハ重キ過失ハ罰セラレテ、輕キ過失ハ罰セラ

レナイト云フ規定ヲ設ケマスルコトハ、洵ニ不權衡ナコトニナリマスルノデ、是ハ追

テ法律改正等ノ場合ニ十分考慮シタラ宜カ

ラウカト考ヘテ居ル次第ニアリマス、尙英國法ノ御話ガゴザイマシタガ、私共ノ取調

ベテ居ル所ニ依リマスルト、英國商船法ハ條文ガ澤山ゴザイマシテ、御説ノヤウニ船長ガ重過失ニ依ッテ罰セラレル場合ハ、四十

マス、私共ハ單ニ海軍豫備員ニアリマスル

ケレドモ、其待遇以外ニ何等一ツノ優遇

ト云フモノハナイノデアリマス、私へ今

ノ一人モ無イト云フコトガ、如何ニ日本ノ

海國デアルト云フコトヲ、國民或ハ政府當

局ガ認識シテ居ナイカト云フコトヲ、物語

テ居ルノデハナイカト思フノデアリマス(拍

手)デアリマスルカラ私ハ此點ニ於キマシ

テ、海ノ認識ヲ深メルコトニ依ッテ、此問題

ハ自ラ解決スルモノト思フノデアリマス(拍

手)

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 是ハ私ノ考ヘマスルニハ、船

シテハ、小型船舶ノ乗組員ノ方ニ關シテモ、慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、

次ニ船員養老年金ノコトデゴザイマスルガ、

此問題モ大切ナ問題デアリマスルガ、我國ニ於キマシテハ未ダ其制度ヲ見ルニ至ラナ

インデアリマス、是モ最モ重要ナル一事項ト致シマシテ研究スルコトニ致シマス

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 岡崎君ニ御答ヲ致シマス、先刻松田君ニ御答ヲ致シマシタト同様ニ、一般普通ノ人々ガ過失ノ輕重如何ヲ問ハズ處罰セラレテ居ルノデアリマス

テ、之ヲ船員法ニ於キマシテ、海員ダケハ重キ過失ハ罰セラレテ、輕キ過失ハ罰セラ

レナイト云フ規定ヲ設ケマスルコトハ、洵ニ不權衡ナコトニナリマスルノデ、是ハ追

テ法律改正等ノ場合ニ十分考慮シタラ宜カ

ラウカト考ヘテ居ル次第ニアリマス、尙英國法ノ御話ガゴザイマシタガ、私共ノ取調

ベテ居ル所ニ依リマスルト、英國商船法ハ條文ガ澤山ゴザイマシテ、御説ノヤウニ船長ガ重過失ニ依ッテ罰セラレル場合ハ、四十

マス、私共ハ單ニ海軍豫備員ニアリマスル

ケレドモ、其待遇以外ニ何等一ツノ優遇

ト云フモノハナイノデアリマス、私へ今

ノ一人モ無イト云フコトガ、如何ニ日本ノ

海國デアルト云フコトヲ、國民或ハ政府當

局ガ認識シテ居ナイカト云フコトヲ、物語

テ居ルノデハナイカト思フノデアリマス(拍

手)デアリマスルカラ私ハ此點ニ於キマシ

テ、海ノ認識ヲ深メルコトニ依ッテ、此問題

ハ自ラ解決スルモノト思フノデアリマス(拍

手)

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 是ハ私ノ考ヘマスルニハ、船

シテハ、小型船舶ノ乗組員ノ方ニ關シテモ、慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、

次ニ船員養老年金ノコトデゴザイマスルガ、

此問題モ大切ナ問題デアリマスルガ、我國ニ於キマシテハ未ダ其制度ヲ見ルニ至ラナ

インデアリマス、是モ最モ重要ナル一事項ト致シマシテ研究スルコトニ致シマス

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 岡崎君ニ御答ヲ致シマス、先刻松田君ニ御答ヲ致シマシタト同様ニ、一般普通ノ人々ガ過失ノ輕重如何ヲ問ハズ處罰セラレテ居ルノデアリマス

テ、之ヲ船員法ニ於キマシテ、海員ダケハ重キ過失ハ罰セラレテ、輕キ過失ハ罰セラ

レナイト云フ規定ヲ設ケマスルコトハ、洵ニ不權衡ナコトニナリマスルノデ、是ハ追

テ法律改正等ノ場合ニ十分考慮シタラ宜カ

ラウカト考ヘテ居ル次第ニアリマス、尙英國法ノ御話ガゴザイマシタガ、私共ノ取調

ベテ居ル所ニ依リマスルト、英國商船法ハ條文ガ澤山ゴザイマシテ、御説ノヤウニ船長ガ重過失ニ依ッテ罰セラレル場合ハ、四十

マス、私共ハ單ニ海軍豫備員ニアリマスル

ケレドモ、其待遇以外ニ何等一ツノ優遇

ト云フモノハナイノデアリマス、私へ今

ノ一人モ無イト云フコトガ、如何ニ日本ノ

海國デアルト云フコトヲ、國民或ハ政府當

局ガ認識シテ居ナイカト云フコトヲ、物語

テ居ルノデハナイカト思フノデアリマス(拍

手)デアリマスルカラ私ハ此點ニ於キマシ

テ、海ノ認識ヲ深メルコトニ依ッテ、此問題

ハ自ラ解決スルモノト思フノデアリマス(拍

手)

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 是ハ私ノ考ヘマスルニハ、船

シテハ、小型船舶ノ乗組員ノ方ニ關シテモ、慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、

次ニ船員養老年金ノコトデゴザイマスルガ、

此問題モ大切ナ問題デアリマスルガ、我國ニ於キマシテハ未ダ其制度ヲ見ルニ至ラナ

インデアリマス、是モ最モ重要ナル一事項ト致シマシテ研究スルコトニ致シマス

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 岡崎君ニ御答ヲ致シマス、先刻松田君ニ御答ヲ致シマシタト同様ニ、一般普通ノ人々ガ過失ノ輕重如何ヲ問ハズ處罰セラレテ居ルノデアリマス

テ、之ヲ船員法ニ於キマシテ、海員ダケハ重キ過失ハ罰セラレテ、輕キ過失ハ罰セラ

レナイト云フ規定ヲ設ケマスルコトハ、洵ニ不權衡ナコトニナリマスルノデ、是ハ追

テ法律改正等ノ場合ニ十分考慮シタラ宜カ

ラウカト考ヘテ居ル次第ニアリマス、尙英國法ノ御話ガゴザイマシタガ、私共ノ取調

ベテ居ル所ニ依リマスルト、英國商船法ハ條文ガ澤山ゴザイマシテ、御説ノヤウニ船長ガ重過失ニ依ッテ罰セラレル場合ハ、四十

マス、私共ハ單ニ海軍豫備員ニアリマスル

ケレドモ、其待遇以外ニ何等一ツノ優遇

ト云フモノハナイノデアリマス、私へ今

ノ一人モ無イト云フコトガ、如何ニ日本ノ

海國デアルト云フコトヲ、國民或ハ政府當

局ガ認識シテ居ナイカト云フコトヲ、物語

テ居ルノデハナイカト思フノデアリマス(拍

手)デアリマスルカラ私ハ此點ニ於キマシ

テ、海ノ認識ヲ深メルコトニ依ッテ、此問題

ハ自ラ解決スルモノト思フノデアリマス(拍

手)

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 是ハ私ノ考ヘマスルニハ、船

シテハ、小型船舶ノ乗組員ノ方ニ關シテモ、慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、

次ニ船員養老年金ノコトデゴザイマスルガ、

此問題モ大切ナ問題デアリマスルガ、我國ニ於キマシテハ未ダ其制度ヲ見ルニ至ラナ

インデアリマス、是モ最モ重要ナル一事項ト致シマシテ研究スルコトニ致シマス

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 岡崎君ニ御答ヲ致シマス、先刻松田君ニ御答ヲ致シマシタト同様ニ、一般普通ノ人々ガ過失ノ輕重如何ヲ問ハズ處罰セラレテ居ルノデアリマス

テ、之ヲ船員法ニ於キマシテ、海員ダケハ重キ過失ハ罰セラレテ、輕キ過失ハ罰セラ

レナイト云フ規定ヲ設ケマスルコトハ、洵ニ不權衡ナコトニナリマスルノデ、是ハ追

テ法律改正等ノ場合ニ十分考慮シタラ宜カ

ラウカト考ヘテ居ル次第ニアリマス、尙英國法ノ御話ガゴザイマシタガ、私共ノ取調

ベテ居ル所ニ依リマスルト、英國商船法ハ條文ガ澤山ゴザイマシテ、御説ノヤウニ船長ガ重過失ニ依ッテ罰セラレル場合ハ、四十

マス、私共ハ單ニ海軍豫備員ニアリマスル

ケレドモ、其待遇以外ニ何等一ツノ優遇

ト云フモノハナイノデアリマス、私へ今

ノ一人モ無イト云フコトガ、如何ニ日本ノ

海國デアルト云フコトヲ、國民或ハ政府當

局ガ認識シテ居ナイカト云フコトヲ、物語

テ居ルノデハナイカト思フノデアリマス(拍

手)デアリマスルカラ私ハ此點ニ於キマシ

テ、海ノ認識ヲ深メルコトニ依ッテ、此問題

ハ自ラ解決スルモノト思フノデアリマス(拍

手)

(岡崎憲君登壇)

○岡崎憲君 是ハ私ノ考ヘマスルニハ、船

シテハ、小型船舶ノ乗組員ノ方ニ關シテモ、慎重ナル考慮ヲ致シタイト考ヘテ居リマス、

次ニ船員養老年金ノコトデゴザイマスルガ、

此問題モ大切ナ問題デアリマスルガ、我國ニ於キマシテハ未ダ其制度ヲ見ルニ至ラナ

インデアリマス、是モ最モ重要ナル一事項ト致シマシテ研究スルコトニ致シマス

(國務大臣鹽野季彦君登壇)

○國務大臣(鹽野季彦君) 岡崎君ニ御答ヲ致シマス、先刻松田君ニ御答ヲ致シマシタト同様ニ、一般普通ノ人々ガ過失ノ輕重如何ヲ問ハズ處罰セラレテ居ルノデアリマス

テ、之ヲ船員法ニ於キマシテ、海員ダケハ重キ過失ハ罰セラレテ、輕キ過失ハ罰セラ

レナイト云フ規定ヲ設ケマスルコトハ、洵ニ不權衡ナコトニナリマスルノデ、是ハ追

テ法律改正等ノ場合ニ十分考慮シタラ宜カ

ラウカト考ヘテ居ル次第ニアリマス、尙英國法ノ御話ガゴザイマシタガ、私共ノ取調

ベテ居ル所ニ依リマスルト、英國商船法ハ條文ガ澤山ゴザイマシテ、御説ノヤウニ船長ガ重過失ニ依ッテ罰セラレル場合ハ、四十

マス、私共ハ單ニ海軍豫備員ニアリマスル

ケレドモ、其待遇以外ニ何等一ツノ優遇

ト云フモノハナイノデアリマス、私へ今

ノ一人モ無イト云フコトガ、如何ニ日本ノ

第二條 挥發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ
業トスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リアル
コール混入計畫ヲ定メ政府ノ認可ヲ
受クベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同
ジ
政府必要アリト認ムルトキハアルコー
ル混入計畫ノ變更ヲ命ズルコトヲ得
第三條 政府ハ揮發油ノ製造、輸入又ハ
移入ヲ業トスル者ニ對シアルコール混
入計畫ノ實施ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サ
シメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ
又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第四條 本法ニ依リアルコールヲ混入シ
タル揮發油ヨリアルコールヲ分離スル
コトヲ得ズ

第五條 挥發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ
業トスル者第一條第一項但書ノ規定ニ
依リアルコールヲ混入セズシテ揮發油
ヲ搬出シ又ハ引渡サントスルトキハ命
令ノ定ムル所ニ依リ其ノ揮發油ニ付ア
ルコールヲ混入セザル揮發油ナルコト
ヲ識別シ得ベキ標章ヲ附スベシ

前項ノ規定ニ依リ附シタル標章ハ正當
ノ理由ナクシテ之ヲ抹消シ、除却シ又
ハ隱蔽スルコトヲ得ズ

第六條 政府ハ揮發油ノ製造、輸入若ハ
移入ヲ業トスル者又ハ業務上揮發油ノ
使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲ス者ニ對
シ第一條第一項但書ノ規定ニ依リアル
コールヲ混入セザル揮發油ノ搬出、引
渡、使用、販賣其ノ他ノ取扱ニ關シ取
締上必要ナル命令ヲ發スルコトヲ得
第七條 行政官廳取締上必要アリト認ム
ルトキハ當該官吏ヲシテ揮發油ノ製造、

輸入若ハ移入ヲ業トスル者又ハ業務上
揮發油ノ使用、販賣其ノ他ノ取扱ヲ爲
ス者ノ事務所、營業所、工場、貯油所

其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ
帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムル
コトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ
示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第八條 挥發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ
業トスル者第一條ノ規定ニ違反シアル
コールヲ混入セズシテ揮發油ヲ搬出シ、
使用シ又ハ引渡シタルトキハ三千圓以
下ノ罰金ニ處ス

第九條 挥發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ
業トスル者左ノ各號ノ一ニ該當スルト
キハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

**二 第二條第一項ノ規定ニ違反シ認可
ヲ受ケザルアルコール混入計畫ヲ實
施シタルトキ**

**三 第五條第一項ノ規定ニ違反シ標章
ヲ附セズシテアルコールヲ混入セザ
ル揮發油ヲ搬出シ又ハ引渡シタルト
キ**

**第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千
圓以下ノ罰金ニ處ス**

**一 第四條ノ規定ニ違反シタル者
二 第五條第二項又ハ第三項ノ規定ニ
違反シタル者**

**第十一條 挥發油ノ製造、輸入若ハ
貿易組合法案**

第一章 貿易組合

第一節 總則

**第一條 貿易組合ハ輸出組合及輸入組合
ノ二種トス**

**第二條 貿易組合ハ貿易ノ振興ヲ圖ル爲
共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス**

第三條 貿易組合ハ法人トス

**第四條 貿易組合ハ其ノ名稱中ニ其ノ種
類ニ從ヒ輸出組合又ハ輸入組合ナル文
字ヲ用フベシ**

**第五條 主務大臣ハ本法ニ依ル職權ノ一
部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得**

**第六條 本法ニ依リ登記スペキ事項へ登
記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗
スルコトヲ得ズ**

**第七條 本法ニ依リ登記スペキ事項へ其
ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ
登記スペキ事項ニシテ主務大臣ノ認可
ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタ
ル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス**

**第八條 非訟事件手續法第一百四十一條乃
至第一百五十一條ノ六、第一百五十四條乃
至第一百五十八條及第一百六十五條竝ニ產
業組合法第五條、第六條、第九十六條、**

**第九十七條及第一百四條ノ規定ハ貿易組
合ニ之ヲ準用ス**

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル
者ハ本法施行ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル
ニアルコールヲ混入セザルコトヲ得

期間ヲ限リ第一條ノ規定ニ拘ラズ揮發油

ノ輸出ヲ業トスル者ヲ以テ之ヲ設立ス
ルコトヲ得

前項ノ重要輸出品ハ主務大臣之ヲ指定
スニ處ス

**第十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ
五百圓以下ノ罰金ニ處ス**

**一 第三條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ
若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ監督上必**

**要ナル命令若ハ處分ニ違反シタル
者者ハ處分ニ違反シタル者**

**二 第七條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨
檢検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ
其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛
偽ノ陳述ヲ爲シタル者**

**三 第二條第一項ノ規定ニ違反シ認可
ヲ受ケザルアルコール混入計畫ヲ實
施シタルトキ**

**四 第五條第一項ノ規定ニ違反シ標章
ヲ附セズシテアルコールヲ混入セザ
ル揮發油ヲ搬出シ又ハ引渡シタルト
キ**

**五 第十條左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千
圓以下ノ罰金ニ處ス**

六 第四條ノ規定ニ違反シタル者

**七 第五條第二項又ハ第三項ノ規定ニ
違反シタル者**

**八 第十一條揮發油ノ製造、輸入若ハ
貿易組合法案**

九 第一節 總則

**十 第一條 貿易組合ハ輸出組合及輸入組合
ノ二種トス**

**十一 第二條 貿易組合ハ貿易ノ振興ヲ圖ル爲
共同ノ施設ヲ爲スヲ以テ目的トス**

十二 第三條 貿易組合ハ法人トス

**十三 第四條 貿易組合ハ其ノ名稱中ニ其ノ種
類ニ從ヒ輸出組合又ハ輸入組合ナル文
字ヲ用フベシ**

**十四 第五條 主務大臣ハ本法ニ依ル職權ノ一
部ヲ地方長官ニ委任スルコトヲ得**

**十五 第六條 本法ニ依リ登記スペキ事項へ登
記前ニ在リテハ之ヲ以テ第三者ニ對抗
スルコトヲ得ズ**

**十六 第七條 本法ニ依リ登記スペキ事項へ其
ノ事實ノ生ジタル後二週間以内ニ之ヲ
登記スペキ事項ニシテ主務大臣ノ認可
ヲ要スルモノハ其ノ認可書ノ到達シタ
ル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス**

**十七 第八條 非訟事件手續法第一百四十一條乃
至第一百五十一條ノ六、第一百五十四條乃
至第一百五十八條及第一百六十五條竝ニ產
業組合法第五條、第六條、第九十六條、**

**十九 第九十七條及第一百四條ノ規定ハ貿易組
合ニ之ヲ準用ス**

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

揮發油ノ製造、輸入又ハ移入ヲ業トスル
者ハ本法施行ノ日ヨリ命令ヲ以テ定ムル
者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付
テハ此ノ限ニ在ラズ

**二十 第十條同一又ハ重複スル地區ニ於テ二
箇以上ノ同種ノ輸出組合ヲ設立スルコ
トヲ得ズ但シ特別ノ事情アルトキハ此
ノ限ニ在ラズ**

**二十一 第十一條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**二十二 第十二條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**二十三 第十三條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**二十四 第十四條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**二十五 第十五條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**二十六 第十六條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**二十七 第十七條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**二十八 第十八條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**二十九 第十九條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十 第二十條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十一 第二十一條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十二 第二十二條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十三 第二十三條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十四 第二十四條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十五 第二十五條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十六 第二十六條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十七 第二十七條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十八 第二十八條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**三十九 第二十九條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十 第三十條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十一 第三十一條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十二 第三十二條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十三 第三十三條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十四 第三十四條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十五 第三十五條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十六 第三十六條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十七 第三十七條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十八 第三十八條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**四十九 第三十九條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十 第四十條輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十一 第四十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十二 第四十二条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十三 第四十三条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十四 第四十四条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十五 第四十五条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十六 第四十六条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十七 第四十七条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十八 第四十八条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**五十九 第四十九条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十 第五十条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十一 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十二 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十三 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十四 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十五 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十六 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十七 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十八 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**六十九 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十一 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十二 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十三 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十四 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十五 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十六 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十七 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十八 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**七十九 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十一 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十二 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十三 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十四 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十五 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十六 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十七 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十八 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**八十九 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十一 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十二 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十三 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十四 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十五 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十六 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十七 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十八 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**九十九 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零一 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零二 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零三 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零四 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零五 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零六 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零七 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零八 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百零九 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一零 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一一 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一二 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一三 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一四 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一五 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一六 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一七 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一八 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百一九 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十一 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十二 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十三 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十四 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十五 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十六 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十七 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十八 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百二十九 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百三十 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百三十一 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百三十二 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百三十三 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百三十四 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百三十五 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百三十六 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

**一百三十七 第五十一条輸出組合ハ左ノ事業ヲ行フコ
トヲ得**

組合員ノ有スペキ出資口數ハ五十口ヲ
超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アル
トキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ增加
スルコトヲ得

第二十八條 第十一條第一項第二號及第
二項ノ事業ヲ行ハザル輸出組合ニ在リ
テハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシ
テ出資ヲ爲サシメザルモノト爲スコト
ヲ得

第二十九條 組合員ノ責任ハ第十三條ノ
規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ
限度ス

第三十條 輸出組合ハ定款ノ定ムル所ニ
依リ組合財產ヲ以テ其ノ債務ヲ完済ス
ルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全
員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額(保證金
額)ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノ
ト爲スコトヲ得

第三十一條 輸出組合ハ出資ノ第一回ノ
拂込アリタル後二週間以内ニ各事務所
ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スペシ
但シ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合
又ハ第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合
ニ在リテハ其ノ成立後二週間以内ニ之
ヲ爲スペシ

第三十二條 輸出組合ハ理由ナクシテ前項ノ規定
一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事
項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面
ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求ス
ルコトヲ得

第三十三條 輸出組合ニハ理事及監事ヲ
置クベシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組
合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ
中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ
理事及監事ハ創立總會ニ於テ第二十二
條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者
又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行
スル役員ノ中ヨリ、第四十五條第一項
ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有
スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法
人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ
選任スベシ

第三十四條 第十一條第一項第一號ノ事由アル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇
ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ
依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ三分
超エザル範圍内ニ於テ出資口數ニ應ジ
二箇以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ
得

第三十六條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決
權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之
ヲ出席ト看做ス

第四十條 檢查員ヲ行フ輸出組合ニ在リテ
組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾
ヲ拒ムコトヲ得ズ

第三十七條 組合員タル資格ヲ有スル者
及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ベシ
但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及
差出スペシ

第三十八條 組合員タル資格ヲ有スル者
ハ正當ノ理由ナクシテ加入セントスルトキハ組合
輸出組合ニ加入セントスルトキハ組合
條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ
得ズ

第三十九條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ
主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其
ノ效力ヲ生ゼズ

第四十條 檢查員ヲ行フ輸出組合ニ在リテ
組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾
ヲ拒ムコトヲ得ズ

第四十一條 輸出組合ハ檢査員ノ服務ニ
關スル規程ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受
クベシ

第四十二條 主務大臣必要アリト認ムル
トキハ檢査員ノ選任又ハ解任ヲ爲スコ
トヲ得

第四十三條 主務大臣必要アリト認ムル
トキハ輸出組合ニ對シ經費ノ收支豫算、
其ノ分賦收入方法、定款又ハ第十
五條ノ規程ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第四十四條 輸出組合ノ事業若ヘ財產ノ
狀況ニ依リ其ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリ
ト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲ガ法令、
定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シタル
トキ若ハ公益ヲ害スル虞アルトキヘ主
務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第四十五條 主務大臣貿易ノ統制ヲ圖リ
國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲特
ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ム

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定
ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得
スルモノ若ハ第十八條ノ規定ニ依ル命
令アリタルモノ又ハ第四十五條ノ規定
ニ依ル輸出組合ノ理事ノ選任及解任ハ
リタル場合ニ於テ現ニ其ノ職ニ在ル理
事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依ル認
可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一項ニ掲グル組合ノ理事ノ選任ニ付
テハ前條第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ受
クルコトヲ要セズ

第三十五條 組合員ハ總會ニ於テ各一箇
ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ
依リ一人ニ付議決權總數ノ十分ノ三分
超エザル範圍内ニ於テ出資口數ニ應ジ
二箇以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ
得

第三十六條 組合員ハ代理人ヲ以テ議決
權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ之
ヲ出席ト看做ス

第四十條 檢查員ヲ行フ輸出組合ニ在リテ
組合ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ承諾
ヲ拒ムコトヲ得ズ

第三十七條 組合員ニ分賦スル輸
出組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算
及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ベシ
但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及
差出スペシ

第三十八條 組合員タル資格ヲ有スル者
及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議
決スベシ

第三十九條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ
主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效
力ヲ生ゼズ

第四十條 主務大臣貿易ノ統制ヲ圖リ
國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲特
ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ム

第一項ノ規定ニ依ル役員ノ外定款ノ定
ムル所ニ依リ他ノ役員ヲ置クコトヲ得
スルモノ若ハ第十八條ノ規定ニ依ル命
令アリタルモノ又ハ第四十五條ノ規定
ニ依ル輸出組合ニ加入セントスルトキハ組合
輸出組合ニ加入セントスルトキハ組合
條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ
得ズ

第二十九條 第十一條第一項第二號及第
二項ノ事業ヲ行ハザル輸出組合ニ在リ
テハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシ
テ出資ヲ爲サシメザルモノト爲スコト
ヲ得

第三十條 組合員ノ責任ハ第十三條ノ
規定ニ依ル費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ
限度ス

第三十一條 輸出組合ハ理由ナクシテ前項ノ規定
一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事
項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面
ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求ス
ルコトヲ得

第三十二條 組合員ハ總組合員ノ五分ノ
一以上ノ同意ヲ得テ會議ノ目的タル事
項及其ノ招集ノ理由ヲ記載シタル書面
ヲ理事ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求ス
ルコトヲ得

第三十三條 輸出組合ニハ理事及監事ヲ
置クベシ

理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組
合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ
中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ
理事及監事ハ創立總會ニ於テ第二十二
條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者
又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行
スル役員ノ中ヨリ、第四十五條第一項
ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有
スル者又ハ組合員タル資格ヲ有スル法
人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ
選任スベシ

第三十四條 第十一條第一項第一號ノ事由アル
トキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十五條 組合員タル資格ヲ有スル者
ハ正當ノ理由ナクシテ加入セントスルトキハ組合
輸出組合ニ加入セントスルトキハ組合
條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ
得ズ

第三十六條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ
主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其
ノ效力ヲ生ゼズ

第三十七條 組合員ニ分賦スル輸
出組合ニ在リテハ其ノ經費ノ收支豫算
及分賦收入方法ハ總會ノ議決ヲ經ベシ
但シ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及
差出スペシ

第三十八條 組合員タル資格ヲ有スル者
及分賦收入方法ハ創立總會ニ於テ之ヲ議
決スベシ

第三十九條 組合員ハ命令ノ定ムル所ニ
主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其
ノ效力ヲ生ゼズ

第四十條 主務大臣貿易ノ統制ヲ圖リ
國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期スル爲特
ニ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ム

ル所ニ依リ地區及組合員タル資格ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ輸出組合ノ設立ヲ命ズ

ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者主務大臣ノ指定スル期限迄ニ設立ノ認可ヲ申請セザルトキハ主務大臣ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十六條 前條第一項ノ規定ニ依リ輸出組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任シ設立ノ認可ヲ申請

以テ之ヲ爲ス

前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ選任ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲスペシ

第四十七條 主務大臣第四十五條第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタルトキハ輸出組合ノ理事及監事ヲ命ズ

前項ノ理事ハ遲滞ナク總會ヲ招集スベシ

第四十八條 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ハ第十一條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第三十七條 第二項ノ規定ハ前項ノ議決費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ議決スベシ

前項ノ總會ニ於テハ組合設立當時ノ經費ノ收支豫算及分賦收入方法ヲ議決スベシ

第四十九條 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ハ第十一條第一項第二號及第二項ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第五十条 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシ區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ組合ノ組合員トス

第五十條 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシ

ムルコトヲ得ズ

第五十一條 第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ハ其ノ組合員ヲシテ出資ヲ爲サシ

ムルコトヲ得ズ

第五十二條 設立ノ登記ハ理事及監事ノ全員ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ定款及創立總會又ハ總會ノ決議錄ノ謄本、組合ノ設立アリタルコトヲ證スル書面、出資ノ總口數ヲ證スル書面、出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面並ニ理事及監事ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合ニシテ主務大臣ノ處分ニ因リ成立シタルモノニ在リテハ創立總會又ハ總會ノ決議錄、出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルモノ又ハ第二十八條ノ規定ニ依ル輸出組合ニ在リテハ出資ノ總口數ヲ證スル書面及出資ノ第一回ノ拂込アリタルコトヲ證スル書面ハ之ヲ添附スルコトヲ要セズ

第五十三條 事務所ノ新設、移轉其ノ他登記事項ノ變更ノ登記ハ理事又ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ併又ハ出資一口ノ金額若ハ保證金額ノ減少ニ因ル變更ノ登記ハ理事及監事ノ全員ヨリ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ申請人ノ資格ヲ證スル書面及登記事項ノ變更ヲ證スル書面ヲ添附スベシ但シ前ニ登記ノ申請ヲ爲シタル申請人が同一登記所ニ前項ノ申請ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スルコトヲ要セズ

第五十四條 解散ノ登記ハ合併ニ因ル解散ノ場合ニ於テハ解散シタルトキノ理事及監事ノ全員、其ノ他ノ場合ニ於テハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

申請書ニハ解散ノ事由ヲ證スル書面及

理事ガ清算人タラザル場合ニ於テハ申

請人ノ資格ヲ證スル書面ヲ添附スベシ

前條第三項ノ規定ハ合併ニ因ル解散ノ登記ノ申請ニ之ヲ準用ス

申請ニ因リテ解散シタルトキハ登記所ハ主務大臣ノ囑託ニ因リテ登記ヲ爲スベシ

第五十五条 清算結了ノ登記ハ清算人ノ申請ニ因リテ之ヲ爲スベシ

第五十六条 民法第四十四條第一項、第四十五條第二項、第四十八條、第五十

三條乃至第五十五條、第五十九條、第六十

條、第六十一條第一項、第六十二

條、第六十四條、第六十六條、第七十

條及第七十三條乃至第八十三條、非訟

事件手續法第三十五條第二項、第三十

六條、第三十七條ノ二、第一百三十六條

乃至第一百三十八條、第一百三十八條ノ三、

第一百七十五條、第一百七十六條及第一百七

十八條竝ニ産業組合法第十條、第十一

條第一項、第十二條、第十八條乃至第

二十二條、第二十四條、第二十六條乃

至第三十一條ノ二、第三十三條、第三

十四條ノ二第一項、第三十五條、第三

十八條、第六十條、第六十一條ノ二、第

六十二條（第一項第四號ヲ除ク）、第六

十三條第一項、第六十三條ノ二乃至第

六十五條、第六十六條第一項、第六

七條、第六十八條、第七十條乃至第七

十三條、第七十四條第一項、第七十四

條ノ二第一項、第七十七條第三項及第

七十八條ノ規定（第二十八條ノ規定ニ

依ル輸出組合ニ付テハ産業組合法第十

一條第一項、第十二條、第十八條乃至

第二十二條、第四十條乃至第四十三條、第四

四十四條第二項、第四十五條、第四

六十八條及第七十七條第三項ノ規定

ヲ、第四十五條ノ規定ニ依ル輸出組合

ニ付テハ産業組合法第十條、第十一條

第一項、第十二條、第十八條乃至第二十

二條、第四十條乃至第四十三條、第四

十條第二項、第四十五條、第四

六條、第四十八條、第五十一條第三號乃

至第五號、第五十二條乃至第五十八條、第六

六十二條第一項第一號第三號、第六

十三條ノ二、第六十四條、第六十六條

第一項、第六十七條、第六十八條及第七

十七條第三項ノ規定ヲ除ク）ハ輸出組

合ニ準用ス但シ民法第四十五條第三項

及第四十八條第一項中一週間トアルハ

二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ

監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ

二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官又ハ
監督官廳トアルハ主務大臣トス

及第四十八條第一項中一週間トアルハ
二週間トシ産業組合法中地方長官

三 海外市場ノ調査其ノ他組合ノ目的

ヲ達スルニ必要ナル施設

組合ハ前項ノ事業ノ外組合員ニ賣渡ス

目的ヲ以テ爲ス其ノ取扱商品ノ輸入、

組合員ニ對シ其ノ營業ニ必要ナル資金

ノ貸付、組合員ノ爲ニスル其ノ營業上

ノ債務ノ保證又ハ組合員ノ貯金ノ受入

ヲ併セ行フコトヲ得

第一項ニ掲タル組合ノ施設ハ組合員ノ

利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員ニ非

ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ之

ヲ利用セシムルコトヲ得

第五十九條 前條第一項第二號及第二項

ノ事業ヲ行ハザル輸入組合ニ在リテハ

定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ出

資ヲ爲サシメザルモノト爲スコトヲ得

第六十條 第六十二條ノ規定ニ依リ準用

シタル第四十五條ノ規定ニ依ル輸入組

合ハ第五十八條第一項第二號及第二項

ノ事業ヲ行フコトヲ得ズ

第六十一條 第五十八條第一項第一號ノ

事業ヲ行フ輸入組合ニシテ全國ヲ地區

トスルモノ若ハ第六十二條ノ規定ニ依

リ準用シタル第十八條ノ規定ニ依ル命

令アリタルモノ又ハ第六十二條ノ規定ニ

依リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依

ル輸入組合ノ理事ノ選任及解任ハ主

務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ

效力ヲ生ゼズ

組合ガ前項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至

リタル場合ニ於テハ現ニ其ノ職ニ在ル

理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依ル

認可ヲ受ケタルモノト看做ス

第一項ニ掲タル組合ノ理事ノ選任ニ付

テハ第六十二條ノ規定ニ依リ準用シタ

ル第三十三條第三項ノ規定ニ依ル認可

ヲ受クルコトヲ要セズ
第六十二條 第二節ノ規定ハ輸入組合ニ
之ヲ準用ス

第二章 貿易組合聯合會

第六十三條 貿易組合聯合會ハ輸出組合

聯合會、輸入組合聯合會及輸出入組合

聯合會ノ三種トス

第六十四條 貿易組合聯合會ハ所屬ノ貿

易組合及貿易組合聯合會ノ共同ノ目的

ヲ達成スルヲ以テ目的トス

第六十五條 貿易組合聯合會ハ法人トス

第六十六條 貿易組合聯合會ハ其ノ名稱

中ニ其ノ種類ニ從ヒ輸出組合聯合會、

輸入組合聯合會又ハ輸出入組合聯合會

ナル文字ヲ用フベシ

貿易組合聯合會ニ非ザルモノハ其ノ名

稱中ニ輸出組合聯合會、輸入組合聯合

會、輸出入組合聯合會又ハ貿易組合聯合會ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ

第六十七條 輸出組合聯合會ハ輸出組合

又ハ輸出組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

輸入組合聯合會ハ輸入組合又ハ輸入組

合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

輸出入組合聯合會ハ輸出組合又ハ輸出

組合聯合會及輸入組合又ハ輸入組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

第六十八條 貿易組合聯合會ヲ設立セ

ントスルトキ又ハ第七十一條ノ規定ニ依

リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依リ

其ノ設立ヲ命ぜラレクトキハ命令ノ

定ムル所ニ依リ所屬ノ各組合及聯合會

ニ於テ選任シタル創立委員ヲ以テ創立

委員會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル事項

ヲ定メ役員ヲ選任シ主務大臣ノ認可ヲ

受クベシ

第六十九條 創立委員會ニ於ケル議決及

役員ノ選任ハ創立委員總數ノ三分ノ二

以上ノ同意ヲ以テ之ヲ爲ス

第二十四條ノ規定ハ創立委員ニ之ヲ準

用ス

前二項ノ規定ハ第七十一條ノ規定ニ依

リ準用シタル第四十五條ノ規定ニ依ル

貿易組合聯合會ニ付テハ之ヲ適用セズ

ルコトヲ得ズ

第七十條 貿易組合聯合會ノ理事及監事

ハ總會ニ於テ所屬ノ組合及聯合會ノ理

事又ハ監事ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ聯

合會設立當時ノ理事及監事ハ創立委員

會ニ於テ之ヲ選任スベシ

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ

前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スル

コトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務

大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效

力ヲ生ゼズ

第七十一條 貿易組合ニ關スル規定ハ第

十六條及第五十六條ノ規定ニ依リ準用

シタル産業組合法第三十八條ノ二ノ規

定ヲ除クノ外貿易組合聯合會ニ之ヲ準

用ス但シ第十一條及第五十八條中組合

員トアルハ所屬ノ組合、聯合會及組合

員トシ、第十八條中其ノ組合ノ組合員

ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組

合員タル資格ヲ有スル者又ハ其ノ組合

ノ組合員タル資格ヲ有セザル者ニシテ

其ノ地區内ニ於テ其ノ組合ノ組合員ノ

取扱商品ト同種ノ商品ヲ販賣ノ目的ヲ

以テ輸出ヲ爲スモノ若ハ其ノ組合ノ

組合員ト同一市場ヲ目的トシテ商品ヲ

販賣ノ目的ヲ以テ輸出ヲ爲スモノトアル

ハ所屬ノ組合又ハ聯合會ニ非ズシテ所屬

ノ組合又ハ聯合會タル資格ヲ有スル組

合又ハ聯合會トシ、第三十四條及第六

十一條中全國トアル道府縣ノ區域ヲ超

ユル區域トス

第七十二條 貿易組合中央會

及貿易組合聯合會ノ普及、發達及聯絡

ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第七十三條 貿易組合中央會ハ法人トス

第七十四條 貿易組合中央會ハ其ノ名稱

中ニ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フベシ

稱中ニ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フ

ルコトヲ得ズ

第七十五條 貿易組合中央會ハ全國ヲ通

ジテ一箇トシ其ノ設立ハ主務大臣ノ認

中央會ノ設立ニ關シ必要ナル事項ハ勅

令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十六條 貿易組合中央會ハ貿易組合

又ハ貿易組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

第七十七條 貿易組合中央會ノ定款ニハ

左ノ事項ヲ記載スペシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

四 會員ノ加入及脫退ニ關スル規定

五 會員ノ權利義務ニ關スル規定

六 資產ニ關スル規定

七 事業及其ノ執行ニ關スル規定

八 役員ニ關スル規定

九 會議ニ關スル規定

十 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メ

十一 タルトキハ其ノ時期又ハ事由

於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ

十二 登記スベキ事項左ノ如シ

アリタルトキハ其ノ事務所ノ所在地ニ

トキハ其ノ登記ヲ爲スベシ

稱中ニ貿易組合中央會ナル文字ヲ用フ

ルコトヲ得ズ

第七十九條 貿易組合中央會ニハ理事及

監事ヲ置クベシ

第八十條 貿易組合中央會ノ理事及監事
ハ總會ニ於テ會員タル貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ

之ヲ選任ス但シ中央會設立當時ノ理事及監事ノ選任方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ

前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第八十一條 第六條乃至第八條、第二十六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第

五十二條乃至第五十六條ノ規定ハ貿易組合中央會ニ之ヲ準用ス但シ第八條ノ十八條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第

五十二條乃至第五十六條ノ規定ハ貿易組合中央會ニ之ヲ準用ス但シ第八條ノ規定ニ依リ準用シタル非訟事件手續法

第一百四十一條竝ニ第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十

二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十三條ノ二、第六十四條第六十

六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定ヲ除ク

第四章 罰則

第八十二條 左ノ場合ニ於テ貿易組合、貿易組合聯合會又ハ貿易組合中央會ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 一本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
三 一本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ
四 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對

シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 一本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ

六 一本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ

七 一本法ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ニ記載類ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スペキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閲覽ヲ拒ミタルトキ

八 一本法ニ違反シテ組合員又ハ所屬ノ組合若ハ聯合會ノ持分ヲ拂戾シタルトキ

九 一本法ニ違反シテ組合又ハ聯合會ガ組合員若ハ所屬ノ組合又ハ聯合會ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

十 一本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

十一 一本法ニ違反シテ出資一口ノ金額若ハ保證金額ヲ減少シ、脱退シタル組合員若ハ所屬ノ組合若ハ聯合會ノ責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合若ハ聯合會ノ合併ヲ爲シタルトキ

十二 一本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十三 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シ

十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ

十五 組合、聯合會又ハ中央會ノ目的ニ非ザル營利事業ヲ爲シタルトキ

十六 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ

十七 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十八 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

十九 一本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二十 一本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ

二十一 一本法ニ依ル報告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ報告ヲ爲シタルトキ

過料ニ處ス

第八十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第八十五條 第十八條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定）

ル場合ヲ含ム）ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シテ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サンタルトキ

ル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定）

ニ依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ違反シテ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サンタルトキ

者亦前項ニ同

ジ

前二項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル商品ヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能

ハザルトキ又ハ其ノ價額ヲ追徴スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若ハ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキ又ハ其ノ價額ヲ追

徴ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若ハ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキ又ハ其ノ價額ヲ追

徴ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第八十九條 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ證票若ハ検査證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證票若ハ検査證ヲ偽造若ハ變造シタル者又ハ偽造若ハ變造ノ證票若ハ検査證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下の罰金ニ處ス

第九十條 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事、監事若ハ清算人又ハ検査員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要

求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相

當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若ハ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキ又ハ其ノ價額ヲ追

徴ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

第八十條 貿易組合中央會ノ理事及監事ハ總會ニ於テ會員タル貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事又ハ監事ノ中ヨリ

之ヲ選任ス但シ中央會設立當時ノ理事及監事ノ選任方法ハ勅令ノ定ムル所ニ依ル

特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ

前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スル

コトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效

力ヲ生ゼズ

第八十一條 第六條乃至第八條、第二十

六條、第三十二條、第三十五條、第三十八條、第四十三條、第四十四條及第

五十二條乃至第五十六條ノ規定ハ貿易組合中央會ニ之ヲ準用ス但シ第八條ノ規定ニ依リ準用シタル非訟事件手續法

第一百四十一條竝ニ第五十六條ノ規定ニ依リ準用シタル産業組合法第十一條第一項、第十二條、第十八條乃至第二十

二條、第四十條乃至第四十六條、第四十八條、第五十一條乃至第五十八條、第六十三條ノ二、第六十四條第六十

六條第一項、第六十七條、第六十八條、第七十七條第三項及第七十八條ノ規定ヲ除ク

第四章 罰則

第八十二條 左ノ場合ニ於テ貿易組合、貿易組合聯合會又ハ貿易組合中央會ノ理事、監事又ハ清算人ヲ十圓以上五百圓以下ノ過料ニ處ス

一本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

二 一本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
三 一本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ
四 行政官廳又ハ總會若ハ總代會ニ對

シ不實ノ申立ヲ爲シ又ハ事實ヲ隱蔽シタルトキ

五 一本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ其ノ他行政官廳ノ命令又ハ處分ニ從ハザルトキ

六 一本法ニ依ル總會又ハ總代會ノ招集ヲ怠リタルトキ

七 一本法ニ依リ事務所ニ備置クベキ書類ニ記載類ヲ備ヘザルトキ、其ノ書類ニ記載スペキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ理由ナクシテ其ノ閲覽ヲ拒ミタルトキ

八 一本法ニ違反シテ組合員又ハ所屬ノ組合若ハ聯合會ノ持分ヲ拂戾シタルトキ

九 一本法ニ違反シテ組合又ハ聯合會ガ組合員若ハ所屬ノ組合又ハ聯合會ノ持分ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受ケタルトキ

十 一本法ニ違反シテ破産ノ宣告ヲ請求セザルトキ

十一 一本法ニ違反シテ出資一口ノ金額若ハ保證金額ヲ減少シ、脱退シタル組合員若ハ所屬ノ組合若ハ聯合會ノ責任期間ノ短縮ヲ爲シ又ハ組合若ハ聯合會ノ合併ヲ爲シタルトキ

十二 一本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十三 清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シテ清算ノ場合ニ於テ本法ニ違反シ

十四 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ

十五 組合、聯合會又ハ中央會ノ目的ニ非ザル營利事業ヲ爲シタルトキ

十六 法令又ハ定款ニ違反シテ剩餘金ヲ處分シタルトキ

十七 本法ニ依ル公告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ爲シタルトキ

十八 本法ニ依リ行政官廳ノ認可ヲ受クベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ

十九 一本法ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ

二十 一本法ニ依ル届出ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタルトキ

二十一 一本法ニ依ル報告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ報告ヲ爲シタルトキ

過料ニ處ス

第八十四條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第八十五條 第十八條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定）

ル場合ヲ含ム）ニ依ル行政官廳ノ命令ニ違反シテ商品ノ輸出若ハ輸入ヲ爲サンタルトキ

ル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定）

ニ依リ準用ス

ル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定）

ニ依リ準用ス

ル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定）

ニ依リ準用ス

ル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定）

ニ依リ準用ス

第十九條ノ規定（第六十二條又ハ第七十一條ノ規定）

ニ依リ準用ス

第八十九條 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ證票若ハ検査證ヲ不正ニ使用シタル者、行使ノ目的ヲ以テ證票若ハ検査證ヲ偽造若ハ變造若ハ變造シタル者又ハ偽造若ハ變造ノ證票若ハ検査證ヲ使用シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ千圓以下の罰金ニ處ス

第九十條 貿易組合又ハ貿易組合聯合會ノ理事、監事若ハ清算人又ハ検査員其ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要

求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役又ハ相

當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若ハ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキ又ハ其ノ價額ヲ追

徴ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

金ニ處ス

合中央會ナル文字ヲ用フルモノハ本法施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコト

ヲ要ス
第八十三條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ閣グレモノニ適用セズ

舊法ニ依リテ爲シタル認可、處分、手續
其ノ他ノ行爲ハ設立ノ認可ヲ除クノ外本

法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ
本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス
第三十四條第一項（第七十一條ノ規定ニ

依リ準用スル場合ヲ含ム）ニ該當スル輸出組合又ハ輸出組合聯合會ノ理事ニシテ本法施行ノ祭現ニ其ノ職ニ在ル者ハ其ノ

ト看做ス
選任ニ付同條ニ依リ認可ヲ受ケタルモノ

本法施行前舊法ノ罰則ヲ適用スベカリシ
行爲ニ付テハ仍舊法ニ依ル

輸出組合聯合會」、「貿易組合、貿易組合聯合會、貿易組合中央會」、「輸出組合法」、「貿易組合法二三改」。

「貿易組合法」^{二四}

「貿易組合聯合會」ニ改ム
商工組合中央金庫法中「輸出組合」ヲ「貿易組合」ニ改ム

貿易調整法案
合聯合會」ニ改ム

貿易調整法

トスルトキ
輸入ノ均衡ヲ圖ル爲貿易ヲ調節セン
輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得
議ヲ經テ期間及物品ヲ指定シ輸出又ハ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ貿易審議會ノ
場合ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ
一 貿易ニ關スル條約若ハ之ニ準ズベ
キモノニ依リ又ハ特定國トノ輸出及

貿易調整法案

キモノニ依リ

トスルトキ

官報號外
昭和十二年三月二十日

昭和十二年三月二十日

衆議院議事速記錄第二十六號

揮發油及アルコール混用法案外三件

第一讀會

二、貿易業者ノ不當ナル競争ニ因リ輸出品又ハ輸入品ノ海外市場ニ於ケル價格ノ著シキ低落又ハ騰貴其ノ他貿易上ノ弊害ヲ生ジ又ハ生ズルノ虞アル場合ニ於テ之ヲ矯正シ又ハ豫防セントスルトキ

三、産業上必要ナル重要輸入品ノ供給ヲ適正ナラシメントスルトキ

第二條 政府ハ前條各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ヲシテ輸出品又ハ輸入品ニ付統制ヲ行ハシムル必要アリト認ムルトキハ貿易審議會ノ議ヲ經テ貿易統制委員會ヲシテ其ノ統制ニ關シ必要ナル重要事項ヲ調査審議セシムルコトヲ得

第三條 政府ハ輸出品又ハ輸入品ニ關スル統制ニ付輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ間ノ共同ノ利害ヲ調整スル爲必要アリト認ムルトキハ貿易審議會ノ議ヲ經テ貿易統制委員會ヲシテ其ノ調整ニ關シ必要ナル重要事項ヲ調査審議セシムルコトヲ得

第四條 政府ハ前二條ノ場合ニ於テ貿易ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ニ對シ貿易統制委員會ノ議決シタル事項ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第五條 輸出品若ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ハ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ノ範圍ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六條 本法ニ定ムルモノノ外貿易審議會及貿易統制委員會ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限若ヘ禁止、第二條ノ統制又ハ第三條ノ利害調整ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得
第八條 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出若ヘ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ一年以下ノ懲役若ヘ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ場合ニ於テハ輸出若ヘ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徴スルコトヲ得
第九條 第四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
第十條 第七條ノ規定ニ基キテ發スル勅令ニ依ル報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シタル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ
第十一條 輸出品若ヘ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者又ハ輸出品若ヘ輸入品ニ關スル事業ヲ行フ組合ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ前三條ノ罪ヲ犯シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ
第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ未成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 前二條ノ場合ニ於テハ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ
第十四條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者が本法施行地外ニ於テハシタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者が本法施行地外ニ於テハシタル行爲ニ付亦同ジ
附 則
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ施行後五年間ヲ限リ其ノ效力ヲ有ス
前項ノ期間内ニ爲サレタル本法ニ依リ處罰セラルル行爲ニ付テハ本法ノ罰則ハ前項ノ期間經過後ト雖モ仍之ヲ適用ス
工業組合法中改正法律案
第一條 工業者ハ其ノ工業ノ改良發達ヲ圖ル爲共同ノ施設ヲ爲ス目的ヲ以テ工業組合ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事情アルトキハ二種以上ノ工業者ヲ以テ之ヲ設立スルコトヲ得
第三條第二項中「資金ノ貸付」ノ下ニ「組合員ノ爲ニスル其ノ營業上ノ債務ノ保證」ヲ加フ
第四條 工業組合ハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フベシ但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ハ統制工業組合ナル文字ヲ用フベシ
工業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ工業組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ
第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ非ザルモノハ其ノ名稱中ニ統制工業組合ナル文字ヲ用フルコトヲ得ズ
第五條中「ノ一部ヲ削ル

リ定款違反者ニ對シ過怠金ヲ課シ又ハ
其ノ違反ニ係ル工產品ニシテ違反者ノ
所有スルモノニ付抑留其ノ他必要ナル
處分ヲ爲シ特ニ必要アルトキハ沒收ヲ
爲スコトヲ得

第六條ノ二中「行フ場合ニ於テヘ」ノ下ニ
「總會ノ議決ヲ經テ」ヲ加フ

第六條ノ三 工業組合前條ノ規程ニ基キ
製造又ハ加工ノ數量、販賣價格、加工
料金其ノ他命令ノ定ムル事項ニ付決定
ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク之ヲ行政官
廳ニ届出ヅベシ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項
ノ決定ノ變更又ハ取消ヲ爲スコトヲ得

第七條 計業上ノ弊害ヲ豫防シ若ハ矯正
スル爲又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル
爲必要アリト認ムルトキハ行政官廳ハ
工業組合ニ對シ必要ナル施設ヲ命ズル
コトヲ得

第八條中「又ハ矯正スル爲」ヲ「若ハ矯正
スル爲又ハ工業ノ健全ナル發達ヲ圖ル
爲」ニ改ム

第八條ノ一 前條ノ規定ニ依ル命令アリ
タル場合ニ於テ行政官廳取締上必要ア
リト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ工場、
倉庫、店舗其ノ他ノ場所ニ臨檢シ物品、
帳簿其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコト
ヲ得

前項ノ場合ニ於テ當該官吏ハ工業組合
ノ検査員ヲシテ必要ナル補助ヲ爲サシ
ムルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ當該官吏前條ノ規
定ニ依ル命令ニ違反シタル者アリト認
ムルトキハ被疑者若ハ参考人ヲ尋問シ
又ハ犯罪ノ事實ヲ證明スペキ物件ヲ搜
索シ若ハ之ガ差押ヲ爲スコトヲ得
臨檢、尋問、搜索及差押ニ關シテハ間
接國稅犯則者處分法ヲ準用ス

第八條ノ三 行政官廳第八條ノ規定ニ依

ル命令ヲ遵守シムル爲特ニ必要アリ
ト認ムルトキハ其ノ命令ニ從フベキ者
ニ對シ其ノ製造又ハ加工ノ設備ノ使用
ヲ禁止シ又ハ制限スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テ行政官廳取締上必要
アリト認ムルトキハ製造又ハ加工ノ設
備ニ付封印ヲ施シ、其ノ要部ヲ取外シ
其ノ他必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得
第十四條第一項但書ヲ削リ同項ノ次ニ左
ノ一項ヲ加フ
前項ノ代理人ハ設立同意者タルコトヲ
要ス但シ法人タル設立同意者ハ其ノ業
務ヲ執行スル役員又ハ支配人ヲ代理人
ト爲スコトヲ得
第十五條ニ左ノ但書ヲ加フ
但シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業
組合ニ在リテハ第六號乃至第九號及第
十五號ニ掲ガタル事項ハ之ヲ記載スル
コトヲ要セズ
第十六條ノ二 工業組合ハ出資ノ第一回ノ拂
込アリタル後二週間以内ニ各事務所ノ
所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スベシ但
シ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組
合ニ在リテハ其ノ成立後二週間以内ニ
之ヲ爲スペシ
登記スペキ事項左ノ如シ但シ第二十八
條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテ
ハ第三號及第四號ニ掲ガタル事項竝ニ
第十五條第七號及第十五號ニ掲ガタル
事項ハ之ヲ登記スルコトヲ要セズ
一 第十五條第一號乃至第三號、第七
號及第十五號ニ掲ガタル事項
二 事務所
三 出資ノ總口數及拂込ミタル出資ノ
總額

四 第十八條ノ二ノ規定ニ依ル工業組合ニ在リテハ各組合員ノ氏名又ハ名稱、住所及保證金額
五 成立ノ年月日
六 理事及監事ノ氏名及住所
前項ニ掲ゲタル事項中ニ變更ヲ生ジタルキハ其ノ登記ヲ爲スベシ但シ前項第三號ニ掲ゲタル事項ニ付テハ毎事業年度末日ノ現在ニ依リ事業年度終了後一月以内ニ登記ヲ爲スコトヲ得
二十條第二項及第三項ヲ左ノ如ク改ム
理事及監事ハ總會ニ於テ組合員又ハ組合員タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任ス但シ組合設立當時ノ理事及監事ハ創立總會ニ於テ第十二條第一項ノ場合ニ在リテハ設立同意者又ハ設立同意者タル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ、第二十八條ノ四第一項ノ場合ニ在リテハ組合員タル資格ヲ有スル法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ中ヨリ之ヲ選任スベシ
特別ノ事由アルトキハ理事又ハ監事ハ前項ニ該當セザル者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル選任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
第二十條ノ二 第三條第一項第一號ノ事業ヲ行フ工業組合ニシテ全國ヲ地區トルモノノ若ハ第八條ノ規定ニ依ル命令アリタルモノ又ハ第二十八條ノ三ノ規定ニ依ル工業組合ノ理事ノ選任及解任ハ行政官廳ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ
組合ガ前項ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テ現ニ其ノ職ニ在ル理事ハ其ノ選任ニ付前項ノ規定ニ依ル認可ヲ受ケタルモノト看做ス
第一項ニ掲ゲタル組合ノ理事ノ選任ニ

付テハ前條第三項ノ規定ニ依ル認可ヲ
受クルコトヲ要セズ
第二十一條ノ二 組合員ハ代理人ヲ以テ
議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テ
ハ之ヲ出席ト看做ス
前項ノ代理人ハ組合員タルコトヲ要ス
但シ法人タル組合員ヘ其ノ業務ヲ執行
スル役員又ハ支配人ヲ代理人ト爲スコ
トヲ得
代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ組合ニ
差出スベシ
第二十二條第一項中「ノ一部ヲ削ル
第二十八條中「又ハ定款」ヲ「定款又ハ第
六條ノ二ノ規程」ニ改ム
第二十八條ノ三 行政官廳當該工業ノ統
制ヲ圖リ國民經濟ノ健全ナル發達ヲ期
スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ命
令ノ定ムル所ニ依リ地區及組合員タル
資格ヲ定メ其ノ地區内ニ於テ組合員タ
ル資格ヲ有スル者ニ對シ工業組合ノ設
立ヲ命ズルコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル
者行政官廳ノ指定スル期限迄ニ設立ノ
認可ヲ申請セザルトキハ行政官廳ハ定
款ノ作成其ノ他設立ニ關シ必要ナル處
分ヲ爲スコトヲ得
第二十八條ノ四 前條第一項ノ規定ニ依
リ工業組合ノ設立ヲ命ゼラレタルトキ
ハ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必要ナル
事項ヲ定メ役員ヲ選任シ設立ノ認可ヲ
申請スベシ
前項ノ創立總會ニ於ケル議決及役員ノ
選任ハ出席者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ
以テ之ヲ爲ス
第二十八條ノ五 行政官廳第二十八條ノ
三第二項ノ規定ニ依リ定款ヲ作成シタ
ルトキハ工業組合ノ理事及監事ヲ命ズ
前項ノ理事ハ遲滯ナク總會ヲ招集スベ

ミ、最モ緊急ナル所デアルコトハ、茲ニ申述ブル迄モアリマセヌ、然ルニ近時國際貿易ノ實情ヲ見マスルニ、諸外國ハ相踵イデ、自國產業ノ保護等ヲ理由トシテ、外國品ノ輸入ヲ防遏セントシ、特ニ本邦商品ノ急激ナル進出ニ對シテ其甚シキモノガアルノデアリマス、此情勢ニ對應シ、政府ハ從來諸般ノ對策ト共ニ、輸出組合制度ノ運用ニ依リ、輸出統制ヲ行ヘシヌ、以テ貿易ノ伸張ヲ圖シテ參ッタノデアリマス、併ナガラ諸外國ガ或ル高率關稅ヲ設定シ、或ハ輸入ノ割當ヲ行ヒ、或ハ求償主義ニ依リ自國物產ノ買付ヲ要求スル等、極端ナル保護主義ヲ採ルモノ益々多キヲ加フル現下ノ實情ニ對應スル爲メ、輸出統制ヲ一層強化スルコト致シマシタ、同時ニ輸入品ノ買入先ヲ分散シ、又ハ片貿易ヲ是正スル等ノ爲ニ、輸入ノ統制ヲ爲サシムルノ必要ガアリマスノデ、新ニ輸入組合ノ制度ヲ設ケ、輸入業者ヲ組織化スルコト致シマシタ、又求償貿易國ニ對シ、輸出組合ト輸入組合ト相提携シテ、其國ノ物產買付ヲ圖ラシムル等ノ必要ガアリマスルノデ、是ガ爲メ兩組合ノ聯合會ヲ設クル途ヲ開イタノデアリマス

次ニ工業組合法中改正法律案ノ提案理由ヲ御説明致シマス、我國中小工業ノ現状ヲ見マスルト、其最大ノ缺陷ト致シマス所ハ、業界ノ無秩序、無統制ニ起因スル濫造、濫賣ニアルモノト考ヘラレルノデアリマシテ、此弊害ハ工業組合制度ノ發達ニ依シテ、漸次改善セラレツ、アルノデアリマスガ、尙ホ統制確保ノ方法ニ付キ遺憾ノ點ガアリマシテ、是ガ整備ヲ圖ル必要ガアルノデアリマス、殊ニ近時ノ國際貿易ノ情勢ニ依リ、曩ニ申シマシタヤウニ、輸出及ビ輸入ノ統制ノ確立ヲ急務トスルニ至リマシタガ、其圓滑ナル實施ヲ圖リマスルガ爲ニヘ、貿易ノ統制ニ對應シテ、關係工業者方面ニ於キマシテモ、統制ヲ圖ル爲メ適當ナル組織ヲ必要ト致スノデアリマス、仍テ此際工業組合法中一部ノ改正ヲ行ヒ、工業組合ノ統制

整セントスル時ニハ、貿易統制委員會ヲ設ケマシテ、貿易及ビ國內産業ヲ通ズル統一的見地ヨリ、最も適當ナル統制、又ハ利害調整ノ方法ヲ調査審議セシメ、其審議決定セラレタル所ニ基キ、關係業者ヲシテ自治的ニ必要ナル貿易其他ノ統制ヲ實施スルノ途ヲ開キ、又特ニ必要ト認ムル場合ニハ、是等業者ニ對シ委員會ノ審議決定シタル事項ノ実施ヲ命ジ得ルコトト致シタノデアリマス、是ト同時ニ、貿易ノ維持伸張ヲ圖ル爲メ、特ニ緊要ナル特定ノ場合ニ於テ、以上ノ如キ關係業者ノ統制ノミニ俟ツコトヲ得ナリ事情アル場合ニハ、政府ガ直接輸出輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得ル途ヲモ開クコトト致シタノデアリマス、尙ホ以上ノ如キ貿易調整法ノ實施、其他貿易調整ニ關スル重要ナル事項ヲ審議セシムル爲メ、貿易審議會ヲ設ケ、特ニ慎重ヲ期スルコト致シマシテ、而シテ本法案ハ現下ノ國際情勢ニ對處スル臨時ノ措置デアリマスカラ、其有效期間ヲ五箇年ト限定シタ次第デアリ

デアリマス、即ち我國ノ中小工業ノ實情ガ、發達シナイト云フコトヘ、如何ナル點ヲ指シテ居ラレルノデアリマスカ、私ノ見解ヲ以テ致シマスレバ、現在商工省ノ執リツ、アル所ノ統制主義、工業組合主義ヘ、各種工業狀態ニ於テ一樣ニハ申サレマセヌガ、概シテ中小工業ニ對シテハ、現行法規ノ示ス程度ニ止ムベキデアツテ、是レ以上此統制主義ヲ徹底強化スベキモノノデハナイト思フノデアリマス、是ハ寧ロ當業者ノ實情ニ應ジテ、適當ニ取捨按排スベキデアルト思フノデアリマス、然ルニ近時商工省ハ各種工業ノ業態ヤ地方ノ實情如何ヲ顧ミズ、一様ニ工業組合ヲ設立シヨウトシテ、之ヲ勸奨シテ居ルノデアリマス、其結果ハドウデアルカト申シマスルニ、私ノ知リ得タ範圍ニ於キマシ

機能ヲ擴充致シマスト共ニ、統制確保ノ方
法ヲ講ジ、同時ニ之ニ伴ッテ工業組合ニ對ス
ル監督規定ヲ補フ等、工業組合制度ヲ整備シ
シ、以テ産業ノ振興ト貿易ノ進展ニ資セん
トスル次第アリマス、何卒御審議ノ上御
協賛ヲ興ヘラレンコトヲ希望致シマス
○副議長(岡田忠彦君) 質疑ノ通告ガアリ
マス、之ヲ許シマス——小林三郎君

(小林三郎君登壇)

○小林三郎君 私ハ只今上程サレテ居リマ
スル四法案中ノ工業組合法中改正法律案ニ
付キマシテ、一二質問ヲ致シテ見タイと思
フノデアリマス

先づ政府ガ本案ヲ提出スルニ至リマシタ
理由ヲ見マスルニ「我國中小工業ノ實狀ニ
鑑ミ工業組合ノ統制機能ノ強化ヲ圖ルト共
ニ工業組合ニ對スル監督ヲ更ニ徹底スル爲
工業組合法中改正ヲ要スルモノアリ」ト認
メタカラデアルトナツテ居ルノデアリマス、
ソコデ私ハ第一ニ御尋致シタイコトヘ、我
國ノ中小工業ノ實情ニ付キマシテ、政府ハ如
何ナル觀察ヲ致シテ居ラレルカト云フコト

テ、生産力ヲ旺盛ナラシメ、以テ産業ノ發展ヲ期セネバナラヌコトガアルノデアリマス、又反対ニ此統制強化ノ爲ニ、却テスルガ、其收穫ノ豐凶如何ニ依テ値段ノ高低著シク、其結果生産者ト消費者ノ利害相反シ、國民經濟上其影響スル所ガ甚大デアル、或ハ又肥料デアルトカ、繭ノ如ク、米ト同様ニ多數國民ノ經濟ヲ支配スルモノ、又絲其他ノ重要輸出品ノ統制ノ如キハ、何レモ前者ニ屬スルモノデアリマシテ、是等ノモノハ強力ナル統制管理ニ依テ一定ノ價格ヲ維持シ、價格高低ノ開キヲ減少スルノデアリマシテ、何レモ其影響スル所ガ普遍的デアリ、一般的デアルノデアリマスカラ、

テハ、其悉クトハ申シマセヌガ、多クハ失敗ニ終ツテ居ルノデアリマス、即チ從來羣衆物產同業組合法ニ依リマシテ、同業組合ガ出來テ以來、各種業者ハ同業組合ヲ組織シテ、此公益團體タル同業組合ハ、多年當業者間ノ調和統制ヲ圖ツテ、產業ノ獎勵ニ當リマシタ結果、各種ノ事業ハ穩健ナル發達ヲ致シテ來タノデアリマス、然ルニ此中小工業者ニ向ツテ、政府ハ近頃頻リニ工業組合ノ設立ヲ勸奨致シマシテ、甚シキハ業界ノ實情ヲ無視シテ、當業者ニ強要シ壓迫致シテ居ル事實ガアルノデアリマス、何ガ故ニ斯ク致シテマデモ工業組合ヲ設立サセルカト申シマスルニ、是レ全ク商工省ノ一部官吏ガ、統制病ト云フ一種ノ流行病ニ冒サレテ居ル爲デアルト云フコトヲ思フノデアリマス

斯ル場合ハ政府ノ力ニ依ツテ、常ニ均勢ヲ保
タシメナケレバナラスト思フノハ當然デア
リマスガ、單ニ一地方ニ限ラレテ産出スル
所ノ特殊工業品ニシテ、而モ外國貿易ヲ目
的トスルニアラズ、又其需要供給關係ト其範
圍トガ、全國民ノ日常生活ニ普遍ニ影響
スルコトナキモノハ、ソレバ其地方ノ
特有ノ事情よ、工業自體ノ發達過程ニ依リ
マシテ、其榮枯盛衰ノ歴史ニ顧ミ、又生産
物ノ需要供給關係等ニ鑑ミマンテ、多クハ
同業者ノ自治的處理ニ任ズル所ノ機關ノ、
自發的運營ニ俟タヌバナラヌコトガ多イノ
デアリマス、斯ル見易キ事實ノ存在スルニ
拘ラズ、商工省ハ全國ノ工業者ニ對シマシ
テ劃一的ニ、一律一體ニ工業組合法ヲ適用
シテ、工業組合ヲ強行セントスルハ、全ク
統制病ニ冒サレ居ルカラデアルト申サナ
ケレバナリマセヌ、殊ニ今ヤ從來ノ法文ヲ
以テ足レリトセズ、更ニ官憲ノ干渉ヲ一層
強化センガ爲ニ、本改正案ヲ提出シテ恬ト
シテ憚ル所ナキハ、餘リニ官僚獨善ノ思想
ニ囚ハレタルモノト斷言セザルヲ得ナイノ
デアリマス

ラレテ、此統制主義ノ方々へ、其思想ニ因ハレ過ギテ、產業其モノノ實際的發達ト云フコトヨリモ、其管掌スル有ユル範圍ノ事業ニ對シテ、其主義ヲ徹底シタインデアリマシテ、今回ノ改正案ノ如キモノモ、全ク此主張ニ發足シタモノニ外ナラヌト思ヘレル節ガアルノデアリマス、一體產業省ノ官吏ガ、實際ノ指導的立場ヲ離レマシテ、其思想ニ因ヘレテ、產業界ノ實情ヲ無視シテ、總テノ施設ヲ致スト云フコトハ、甚ダ宜シクナイノデアリマス、斯ル考ヲ產業獎勵ノ仕事ニ當ル人ガ持ツタ場合ニ、是ハ產業獎勵上、產業上ニ甚ダ危險ヲ齎スノデアリマス、場合ニ依ツテハ産業ノ基礎ヲ破壊スルコトニナルノデアリマス、私ハ其生々シキ實例ヲ握ツテ居リマス。

ノ強制ニ依テ工業組合ヲ設立シヨウトシ
タ所ノゴタヽノ爲ニ、此損害ヲ蒙ッテ居
ルノアリマス、唯ソレバカリデアリマ
セヌ、獨リ大島紳ノ例ニ依ラズトモ、各地
ニ於キマシテ斯ノ如キコトハアルノデアリ
マス、單ニ經濟上ノ損失ノミナラズ、人ノ
和合ヲ攢亂シ、同業者ガ互ニ相扶ケ合テ
サウシテ親睦ヲ圖シテ、同業組合ノ指導ニ
從ツテ進ンデ居ルニ拘ラズ、之ヲ攢亂シ、將
來永遠ニ救フベカラザル所ノ禍根ヲ貽シタ
ト云フコトヘ、全ク商工當局ノ無定見ノ結
果デアル、或ハ官僚獨善ノ爲デアル、斯
申サナケレバナラスノデアリマス、商工省
ノ御役人中ニ、斯ノ如ク統制ノ一點張リデ
行カウトスル所ノ、所謂工業組合萬能主義
ヨリ發足シテ、官憲ノ力ヲ濫用シテ、無理
ヲ通サウトスル所ノ人々ガアリマシタ時ニ
ハ、是ガ爲ニ澤山ノ經濟的犠牲ハ出ルノデ
アリマス、私ハスル御役人ガ、假令一部ト
ハ申シマシテモ、産業省ニ蟠居シテ、常ニ
其獨善的思想ニ基イテ畫策サレル所ノ、產
業施設ノ總テトハ申シマセヌガ、其多クハ
机上ノ遊戯デアツテ、實際的ニハ的外レノ鐵
砲トナリハセヌカト云フコトヲ疑フ者ニア
リマス

來ナイ苦心經營ヲ要スルノニアリマス、之ニ對シテ官吏ガ一カラ十マデ規則ヅクメ
デ、事業内容ニ干涉スルト云フコトハ甚ダ
不當デアル、斯ルコトハ却テ産業ノ發達ヲ
阻碍スルモノニアリテ、必シモ常ニ當局ノ唱
ヘル所ノ、生産組織ノ綜合整理ニ依ル企業
ノ合理的經營ニ依シテ、產業ノ發達助長ヲ期
スルトハ認メラレヌノニアリマス、之ニ對
スル商工大臣ノ御所見ヲ御伺シタインゾア
リマス第四ニハ、同業組合ト工業組合トノ
關係ニ付テ御伺シタインゾアリマスルガ、
明治三十三年重要物產同業組合法が制定セ
ラレマシテ、各種ノ產業ノ上ニ同業組合ガ
出來マシタ、其指導獎勵ニ依リマシテ、我
國ノ產業へ著シキ發達ヲ遂ゲタノニアリマ
ス、所ガ大正十四年三月ニ重要輸出品工業
組合法ヲ制定セラレマシタ、此場合ニハ唯
重要輸出品ニ對スル工業組合ヲ作りマシテ、
サウシテ一般ニ及ンデ居ナカッタノニアリマ
ス、同業組合トノ關係ガ餘リニ煩瑣デナ
カッタノニアリマスガ、同業組合ガ重要輸出
工業ニ關係致シテ居リマシテモ、唯重要輸
出品ニ對スルダケハ、工業組合ガ關係シテ
行クト云フノニアリマスカラ、其間ニ何等
複雜シタル問題ハ起ラナカッタ、然ルニ昭
和六年ノ四月一日ニ法律第六十二號ヲ以
テ、輸出品ト内地品タルトヲ問ハズ、廣く
一般ニ工業組合法ヲ適用スルト云フコトニ
ナリ、其名モ工業組合法ト改メタノニアリ
マス、ソコデ段々ト工業組合ト云フモノガ
同業組合ノ領分ニ進ミ、從來同業組合ニ於
テ爲シ得タ所ノ大部分ノ仕事ヲ工業組合ガ
ヤル、斯ウ云フコトニナツテ居リマシテ、同
業組合ガ其本來ノ仕事ヲ工業ニ歸スルモノ
ニ付テハ致サナクモ宜イ、斯ウ云フコト
ニナツテ居ル、ソレデアリマシテ工業組合
ガ、全部ノ產業ノ中ノ工業ニ屬スルモノダ
ケハ、同業組合ヲ全然必要トシナイト云フ
ケリデ獎勵ヲ致サレテ居ルノニアリマス、

若シサウト致シマシタナラバ、ハッキリソレヲ規則ニ謳ツタ方ガ宜シイト思フノデアリ殊ニ同業組合ニ依ツテ非常ニ穩健ナル發達ヲ致シテ來タ所ノ産業界ニ、此改正法律案ノ第二十八條ノ三ヲ見テミマスト、實ニ驚クベキコトヲ計畫シタ、全ク是ハ私共ガ考ヘマスル時ニ、從來政府ノ執ツタ、商工當局ノ執ラレタ所ノコトガ、アナタ方ノ理想トハ全ク違フ、何デモカンデモ有難イト言ウテ、或ハ此經濟團體ニ對スル金ヲ貸ス、或ハ補助ヲスル、サウ云フ所ノ口車ニ乘ツテ、サウシテ總テ工業組合ニ易々トシテ入ツタナラバ、斯ノ如キ法案ハ出サズトモ、或ハ宜カタト云フコトニナルノデアリマセウ、併ナガラ全國ノ中小商工業者ノ實情ヲ見マスト、決シテロ車ニ乗ラナイ、喧々囂々トシテ到ル處ニ問題ヲ起シテ居ル、同業組合ニ工業組合ヲ織込ミ、同業組合ヲ廢シテ工業組合ヲ設立セヨト云フコトハ、非常ニ地方々々ニ問題ヲ起シテ居ル、ソレガ爲ニアナタ方ハ實ニ手古摺ツタ云フ問題ガアルコトハ、茲ニ例ヲ申上ゲマセヌ、ハッキリ商工當局ハ知ツテ居ラレル、アナタ方自體ニニアサヘモ多大ノ犠牲ヲ拂ヒ、實ニ言フニ忍ビナイ犠牲ヲ拂シ、最近ニ於テモア、云フコトヲ致シテモ、アナタ方ノ思フヤウナ、所謂獨善的ノコトハ出來ナイ、ソコデ業ノ發達ヲ獎勵スキ所ノ商工省ノ方々ガ今度ハ法文化シテ、改正法ヲ出しシテ二十八條ノ三ヲ入レタト云フコトハ、實ニ陰險デアリ、其ノ手段ガ洵ニ陋劣デアル、私ハ產業ノ發達ヲ獎勵スキ所ノ商工省ノ方々ガ産業其モノノ實際トハ離レテシマッテ、此自分達ノ頭ヲ持ツテ行ツテ地方々々押賣ヲスル、實情ニ全ク即シナイモノガ幾ラモアル、ソレヲ法ヲ以テ强行スルト云フコトハ、私ハ本當ノ伍堂商工大臣ノ御考デヤナイカト思フ、當局ノ人々ガ之ヲ商工大臣ニ色々進言シテ、サウシテ自分達ノ理想ヲ實現シヨ

○國務大臣伍堂卓雄君 工業組合ヲ現狀
以上ニ擴張スル必要ガナインデハナイカト
云フ御意見デアツト思ヒマスガ、工業組合
シテ、同業組合ハ工業ト商業ガ一緒ニナツテ
居ル所モアリマス、ソレデ時世ノ進展ニ連
レマシテ、工業組合ト商業組合ガ分レマシ
テ、工業組合ハ特ニ共同施設等ヲ設ケテヤル
ヤウニナツタノデアリマス、自ラ性質ガ違
テ居リマスカラ、政府ハ同業組合ト工業組
合ト、各々其長所ヲ採ツテ發達サシテ行キ
タイト思フノデアリマス、ソレカラ今度ノ
改正ニ依ル適用ノ範圍ハドウデアルカト云
フ御質問デアリマシタガ、是マデノ指定制
度ヲ廢シマシテ、希望ニ依リマシテドノ工
業デモ組合ヲ作レルコトニナツタノデアリマ
スガ、決シテ強制スル譯デハナインデアリ
マス、先程一寸大島紳同業組合ノ御話ガゴ
ザイマシタガ、是トテモ工業組合ヲ決シテ
政府ガ強制シタノデハナインデアリマシテ、
リマスガ、畢竟工業組合ニ依ル統制運用方
法ノ内容ハ、各産業ノ事情ニ即シマシテ、自
治的ニ適當ナル統制ヲ爲サシムル方針ニア
リマス、工業組合ノ設立ニ付キマシテハ、
決シテ官廳ガ強制スルコトノナイヤウニ、
地方ノ實情ヲ考慮致シマシテ、之ヲ認可ス
ル方針デゴザイマス

○小林三郎君 簡單デアリマスカラ自席カ
ル御許ヲ願ヒマス

○副議長岡田忠彦君 許シマス

○小林三郎君 只今商工大臣ノ御説明ニ付

○副議長(岡田忠彦君) 中井一夫君
〔中井一夫君登壇〕
○中井一夫君 私ハ只今上程ニナツテ居リマス
ス貿易關係法案ニ付テ、六點ノ質疑ヲ致サ
ントスル者デアリマス、其第一ハ我國貿易
政策ノ根本問題デザイマシテ、其第二ハ
我國ト對外諸國トノ貿易關係ニ付テデアリ
マス、第三ハ我國ノ海運ニ關スル英國ノ壓
迫ニ付テデアリマシテ、第四ハ貿易行政機
構ノ整備強化、第五ニハ貿易法制ノ統一整理、
第六ニハ貿易調整法案ニ規定セラレテ居リ
マスル委員會ノ構成等ニ付テデアリマス
先づ第一ニ伺ヒタイト思ヒマスルコト
ハ、我國ノ貿易ノ現狀ト云フモノハ、世界
各國ノ經濟「ブロック」ノ對立ノ間に伍シマ
シテ、今ヤ到ル處障壁ヲ設ケラレテ居ルノ
デアリマス、申ス迄モナク貿易ハ有無相通
ズルノ世界ノ大道デゴザイマスルカラ、吾
吾ハ飽マデ貿易自由ノ大旆ヲ掲ゲテ、世界
各國ニ當ラナケレバナラスト信ズルノデア
リマス、然ルニ此問題ニ付キマシテ、從來
政府ノ執ラレマスル所ヲ見マスルニ、常
ニ相手方ノ出テ參リマスルコトニ對シテノ
ト云フ態度ヲ見ルコトガ出來ナカッタコト
ハ、私ノ洵ニ遺憾トスル所デアリマス(拍
手)隨ヒマシテ茲ニ政府ハ此際對外貿易關係
ニ付テハ、互惠主義ヲ採ツテ行カウトスル
ノデアルカ、ソレトモ又求償主義ニ依ラ
トセラレルノデアルカ、之ヲ明ニ茲ニ言明
セラレタイノデアリマス、而モ諸外國ハ此

條約廢棄ノ非常手段ニ出ヅル例ヲ聞々見ル
ノデアリマスルガ、此條約廢棄ノ非常手段
ニ出デマスル諸外國ニ對シテ、大イニ
是等ノ不都合ナル諸外國ニ對シテ、大イニ
期スル所ガナケレバナラヌト思フノデアリ
マス、此點亦政府ノ所信ヲ伺ヒタイト存ズ
ルノデアリマス

次ニ我國ト對外諸國トノ貿易關係ニ付テ
デアリマスガ、先づ第一ニ御伺シタイノ
ハ對支問題デアリマス、我國ノ貿易ガ世
界到ル處ノ障礙ニ依リマシテ、昨來年其増
進ノ傾向ガ鈍化ヲ致シタト云フコトハ事實
デアリマス、殊ニ舊市場ニ於テ其障壁ノ偉
大ナルコトヲ見ルノデゴザイマスガ、是ガ
爲ニ政府モ民間モ一緒ニナリマシテ、所謂
新市場ノ開拓ト云フコトニ御努力ヲ拂ハレ
ルニ至ツテ居ルノデアリマス、併ナガラ、我
國ノ隣ニハ一衣帶水支那四億ノ國民ガアル
コトヲ考ヘテ見マスルナラバ、新市場ノ遠
クシテ不便デアツテ、而モ其事情ノ分ラナイ
モノニ、色々ナ努力ヲ拂フト云フコトヨリ
ハ、寧ロ此支那市場コソハ、之ヲ確保シ、
維持シ、更ニ大イニ日支間ノ貿易ヲ振興セ
シムルト云フコトガ、刻下ノ急務デアルト
思フノデアリマス、然ルニ從來政府ノ對支
貿易ニ對シテ執ツテ居ラレマシタ事柄ハ、殆
ド茲ニ言フヲ憚ル程ノ狀態デゴザイマシ
テ、其遺憾ナル點ハ吾々國民ノ齊シク長年
叫ンデ參リマシタ所デアリマス、幸ニ致シ
マシテ廣田内閣ガ倒レテ、茲ニ林内閣ガ成立
致シタノデゴザイマスルカラ、從來ノ險惡
ナル空氣ヲ一掃シテ、氣持ヲ新ニシテ、對
支貿易振興ノ途ニ邁進セラレルコトガ、今
日ヲ措イテ其機會ハ再ビ來ナイト信ブルノ
デアリマス、殊ニ數日前我國ノ經濟界ノ所
謂長老トモ申スベキ人々ガ、經濟使節トシテ
支那ニ參リマシテ、支那ノ要人ト會見致シ

マシタル結果、支那ノ經濟再建ニ付テ、日本ノ積極的ノ援助ヲ彼等ガ待構ヘテ居ルト云フ趣旨ノ意思ヲ、明ニ致シタイト傳ヘラレテ居ルノアリマス、サウ致シマスルナラバ此際、從來政府ガ支那ニ對シマシテハ、常ニ政治的ノ外交ヲ是レ事トセラレテ居ツタノアリマスルガ、之ヲ轉換ヲ致シテ、經濟外交ニ其主力ヲ注ガレルト云フコトガ、洵ニ望マシイコトデアルト信ズルノデアリマス、外務大臣ハ先般此壇上ニ於キマシテ、日支間ノ平等主義ヲ唱ヘラレタノデアリマスガ、吾々ハ百尺竿頭一步ヲ進メラテ、更ニ支那ノ經濟再建ニ對シテ積極的ナル援助ヲ爲サルベキガ、此際最モ必要ナコトト存ズルノアリマス、政府ノ所信如何デゴザイマスルカ、之ヲ承リタイト思ヒマス

米國ノ問題ニ付テ御伺ヲ致シマスルガ、承ル所ニ依リマスルト、數年前同國ガ求償通商政策ヲ確立致シマシテカラ、中南米ハ固ヨリ歐羅巴各國トノ間ニモ、隨時互惠協定ヲ締結致シテ參ヅタノアリマス、而シテ我國ニ對シマシテモ、近ク此互惠主義ニ依ル所ノ協定ヲ申出ヅルヤノ說ヲ承ハルノデアリマスルガ、政府ハ之ニ對シテ如何ナル用意ト態度ヲ以テ臨マレント致シテ居リマスルカ、此點ヲ承リタイト思ヒマス

又印度ノ關係ニ付テデゴザイマスルガ、印度ト我國トノ通商協定ト云フモノハ、本月ノ三十一日ヲ以テ終了致ス筈デアリマス、是ガ爲ニ昨年以來印度政廳トノ間ニ協商ヲ重ねツ、アルト云フコトデゴザリマスルガ、或ハ前回ノ協定ヨリハ一層譲歩セラレルノデハナイカ、又ハ「ビルマ」ノ分離問題ニ付キマシテ、行惱ミヲ致シツ、アルト云フヤウナコトノミ聞エマシテ、トント其内容ヲ明ニスルコトハ出來ナイノデアリマス、政府ハ此際日印間ノ協定ガ如何ニ進ミツ、アルカト云フコトニ付キマシテ、其實

情ヲ披瀝セラレンコトヲ願フノデアリマスルガ、次ニ蘭領印度トノ關係デアリマスルガ、地ニ就テ各種ノ事情ヲ調査研究セラレテ居ルト云フコトデアリマス、私共ハ此用意アッテ初メテ日蘭間ノ貿易ノ協定ガ、圓満ニ成功ラ致スモノデアルト信ズルノデアリマスルガ、日蘭協定ニ關シマシテ政府ノ執ラレントスル態度ニ付キマシテ、此際御伺ヲ致シテ置キタインデアリマス、尙ホ此機會ニ於テ、加奈陀、埃及、中南米諸國等ニ對スル通商貿易上ノ紛議ト其解決方策、竝ニ將來ノ見透シ等ニ付キマシテモ、政府ノ所信ヲ承ルコトガ出來レバ幸ヒデゴザイマス。

第三ニハ海運ノ問題デアリマスルガ、海運ト貿易ト云フモノガ離レルコトノ出來ナイト云フコトハ申上ゲル迄モゴザリマセヌ、而シテ我國ノ貿易ガ段々進展致シマスルニ連レマシテ、海運モ亦異常ナル勢デ、發達ヲ致シマシタ、而シテ貿易ガ到ル處ニ防遏ヲ喰ヒマスルト同様ニ、海運モ亦世界到ル處ニ於テ諸外國ノ海運ト摩擦ヲ始メツツアルノデアリマス、而シテ最近最モヤカマシク言ハレマスルモノハ英國トノ關係デアリマシテ、殊ニ印度竝ニ濠洲航路ニ付キマシテハ、今ヤ英國ハ海運委員會ト云フモノヲ設定致シマシテ、サウシテ日本ニ致シマシテ重大ナルツノ行動ニ出デント計畫デアリマスガ、海運界ニ於キマシテハ、此モ、政府ヨリ發行サレマスル所ノ週報ナルモノニ、最近其一部ヲ御發表ニナッタノデアリマスガ、海運界ニ於キマシテハ、此問題ハ最近ノ重大事トシテ非常ナル關心ヲ持ツテ居ルノデアリマス、故ニ政府ハ此際此問題ノ成行ト其對應策ニ付キマシテ、如何ナル用意ヲ持タレルカト云フコトヲ伺ッテ

次ニハ貿易行政機構ノ整備強化アリマス、スルガ、我國內外ニ於キマスル政府ノ貿易権能ヲ擴大強化致シマシテ、我國貿易發達ト情勢ニ適應セシメナケレバナラスト云フコトハ、國民年來ノ希望デゴザイマス、然ルニ此度ノ議會ニ於テ政府ノ爲サントセラレルマスル所ハ、唯一ツ貿易局ヲ擴張セラレルト云フコトノ外ニハ、何等ノ案ヲ持タレナリノデアリマシテ、私共ハ貿易ノ現勢ト其將來ニ對シマシテ、洵ニ心細イ感ジガアルノデアリマス、寧ロ此際政府ハ我國ニ貿易省トデモ申スペキ、貿易通商ニ關スル一切ノ問題ヲ所管致シマスル一省ヲ置カレテ、サウンシテ日々夜々ニ増進發展致シマスル所人、貿易ノ現勢ニ對應スルノ施設ヲ採ラレルト云フコトガ、最モ急務デアルト信ズルノデアリマス、政府ノ所信ヲ伺ヒタイト存ジマス

條款規範ノ總體、整理統一セラレルニトガ
必要デアルト存ズルノデアリマス、政府ハ
之ニ對シテ如何ナル御考ヲ御持チニナッテ
居ラレマスルカ、御伺ヲ致シタイト存ジマ
ス、貿易……(田淵豊吉君「議場ノ空氣ガ良
クナイ、議長ハ整理ヲスル方法ヲ知ッテ居
ルカ」ト呼ヒ「默れ」「靜ニシロ」ト呼フ者ア
リ) 貿易調整法案ヲ見マスルト、其第一條
以下多數ニ於キマシテハ……
(田淵豊吉君「議長、議場ノ空氣ガ妙ニ
私ハ感ズル、議長」ト呼フ)
○副議長(岡田忠彦君) 田淵君、靜ニ
○中井一夫君(續) 貿易調整ノ目的ヲ達スル
ノ機關ト致シマシテ、貿易審議會及ビ貿易
統制委員會ナルモノヲ置カレルト云フコト
ニナツテ居ルノデアリマス、併ナガラ是等ノ
兩委員會ノ構成組織等ニ付キマシテハ、一
切勅令ニ譲ラレテ居ルノデアリマシテ、此
法案ソレ自體ニ依リマシテハ、是等ノ委員
會ノ如何ナルモノデアルカト云フコトヲ知
ルコトガ出來ナイノデアリマス、此委員會
ハ隨テ内閣ノ中ニ置カレルノデアルカ、又
ハ商工省ノ中ニ置カレルノデゴザイマスル
カ、更ニ此委員會ノ委員ト云フモノハ、如
何ナル方面ヨリ選定ヲセラレルノデアリマ
スルカ、又此兩委員會ノ職能ト云フモノハ、
如何ナル差異ヲ持ツテ居ルノデアリマスル
カ、殊ニ委員會自ラガ發案權ヲ有シテ居リ
マスルカドウカ、是等ノ諸點ヲ承リタイト
思フノデアリマス、尙ホ私ハ此委員會ノ問
題ニ付キマシテハ、從來政府ノ部内ニ於キ
マスル所ノ委員會ガ、常ニ政府ノ諮詢機關
ニ過ギナインデアリマシテ、形式的デ、微
力デ、殆ド爲ス所ノナイコトヲ遺憾ニ存ジ
テ居リマス、如何ナル重要ナル問題ガ起リ
マシテモ、委員會自ラガ發案ヲシテ、政府
ニ迫ツテ之ヲヤラセルト云フコトハ出來ナ

イト云フ、實情デアルノデアリマス、隨ヒマシテ茲ニ言フガ如ク、此重要ナル貿易統制ト云フガ如キ委員會ニ付キマシテハ、少クトモ此委員會ニ發案權ヲ與ヘラレルト云フコトガ必要デアルト思フノデアリマス、更ニ又此委員會ハ、事苟モ貿易全體ノ統制ニ關係致シマスルカラシテ、單ニ商工省ダケノ所管デ止マルベキモノデヘゴザイマセヌ、或ハ外務省ニ、或ハ大藏省ニ關係スルコトガ多々アルベキ苦デアリマス、隨ヒマシテ此委員會ハ商工省内ニ置カレルト云フコトデハ、其機能ヲ發揮スルコトハ出來ナインデアル、斯ノ如キモノハ内閣ノ下ニ置カレテ、此委員會ニ於テ貿易全體ノ問題ヲ統制セシメラレルト云フコトガ、其最モ當ラ得タルモノデアラウト考ヘテ居ルノデアリマス、此點ニ付キマシテモ併セテ御答辯ヲ得タイト存ジマス（拍手）

〔國務大臣伍堂卓雄君登壇〕

○國務大臣（伍堂卓雄君） 中井君ノ御質問ニ御答致シマス、第一へ對外貿易ノ根本方針ニ付テゴザイマシタガ、我國ノ對外貿易ノ根本方針ハ、申ス迄モナク從來通り自由通商主義デアリマシタ、唯今日ノ國際關係カラ、相手國ノ要求ニ依ッテ、或ハ互惠トナリ、又求償主義ヲ採ルヤウニナリツ、アルノデアリマス、ソレカラ對支貿易ニ付テハ、洵ニ御同感スベキ御意見デアリマシタ、從來非常ニ閑却サレテ居ルト云フ御話デゴザイマスガ、決シテ閑却サレテ居ツク譯デナク、色々兩國間ノ政治的關係カラ、已ムラ得ズ疎遠ニナリ勝ニナツテ居ルノデアリマスルガ、今回提案シマシタ輸出補償法ノ改正ノ如キモ、從來ノ舊市場ヲ確保スル爲メ、特ニ支那方面ニ向テ重點ヲ置イテ居ルノデアリマス、尙ホ此對支貿易關係ニ付キマシテハ、私ハ將來熱心ニ是ガ改善ヲ圖リタクト考ヘテ居ルノデアリマス、ソレカラ米國、日印、日蘭等ノ關係ニ付テハ、外務省政府委員カラ御答スル方ガ至當デアル

ト考ヘマス、貿易局ヲ設ケルダケデ満足スルカ、貿易省ヲ設クル必要ハナイカト云フ

御意見デゴザイマス、御趣意ニ於テハ私モ

同感デアリマスルガ、是ハ將來問題トシテ

考究ノ必要ガアルト考ヘルノデアリマス、

ソレカラ貿易關係ノ法規ガ非常ニ多クテ、

相交錯シテ、其適用上困難デハナイカ、或

ハ不都合ヲ生ズルコトヘナイカ、是等ヲ統

一スル考ガナイカト云フコトニ對シマシテ

ハ、大イニ攻究シテ見タイト考ヘルノデア

リマス、最後ニ貿易統制委員會、貿易審議會ノ所屬等ニ付テゴザイマスルガ、只今

ノ所デハ貿易統制委員會ハ省内ニ置クコト

ニ致シテ居リマスルガ、貿易審議會ヲ省内ニ置クカ、或ハ省外ニ之ヲ設ケルカト云フ

コトニ付テハ、目下考慮中デアリマス、尙

ホ其後委員ノ選定ニ付キマシテハ、申ス迄

モナク非常ニ重大ナコトデアリマスルカラ、

普ク其道ノ權威者ヲ集メマシテ、委員ヲ御

願シタイ考デ居ルノデアリマス

〔政府委員松島鹿夫君登壇〕

○政府委員（松島鹿夫君） 只今ノ御質問ノ

中ニ、米國トノ互惠條約ノ議ハアルカ、政

府ハ如何ニ考ヘテ居ルカト云フ御質問デア

リマシタガ、マダ米國政府カラハ何等ノ意

思表示ハアリマセヌ、アリマセヌガ、若シ

米國ヨリ此種提議ガアリマスル場合、政府

ハ慎重考慮致シタイト考ヘテ居リマス、又日

蘭會商ハ如何ナル程度ニ進捗シテ居ルカト

云フ御質問デアリマスルガ、御承知ノ通り日

蘭會商ハ隨分長ク掛ッテ居ルノデアリマス

ルガ、昨年六月以降餘程進捗シテ參リマシ

テ、最近ニ於キマシテ、遠カラズ妥協シ得

スル必要アリ、是ガ政府ノ所見如何、第五、

アリト認ムルガ、當局ノ所見如何、第四ハ

組合ノ事業範圍ヲ擴充シ、金融ノ十全ヲ期

業組合ハ工業組合中央會ニ強制加入ノ必要

スベキモノノデアルノニ、政府自ラ此検査ヲ

阻止スルガ如キ實例ガアルガ、是ハ如何ナ

ル理由デアルカ、第一へ製品検査手數料ト

云フモノハ検査費以上ニ徵收スペカラズト

認ムルガ、工業組合ノ精神如何、第三へ工

業組合ハ工業組合中央會ニ強制加入ノ必要

スベキモノノデアルノニ、政府自ラ此検査ヲ

阻止スルガ如キ實例ガアルガ、是ハ如何ナ

ル理由デアルカ、第一へ製品検査手數料ト

云フモノハ検査費以上ニ徵收スペカラズト

認ムルガ、工業組合ノ精神如何、第三へ工

業組合ハ工業組合中央會ニ強制加入ノ必要

スベキモノノデアルノニ、政府自ラ此検査ヲ

阻止スルガ如キ實例ガアルガ、是ハ如何ナ

ル理由デアルカ、第一へ製品検査手數料ト

云フモノハ検査費以上ニ徵收スペカラズト

認ムルガ、工業組合ノ精神如何、第三へ工

業組合ハ工業組合中央會ニ強制加入ノ必要

スベキモノノデアルノニ、政府自ラ此検査ヲ

阻止スルガ如キ實例ガアルガ、是ハ如何ナ

ル理由デアルカ、第一へ製品検査手數料ト

材料ノ共同購入、或ハ共同設備、其他組合員ノ指導、研究調査等デアリマス、此工業組合ガ自治的ニ其組合ノ製品検査ヲ爲スコトハ最モ重要デアル、其検査ニ依ッテ統制モ、調整モ、品質ノ向上モアルノデアリマス、提案案サレタル改正法案中ニモ、其第八條ノ二

ニ於テハ「當該官吏ハ工業組合ノ検査員ヲ

シテ必要ナル補助ヲ爲サシムルコトヲ得」

所謂工業組合ニ検査員ガアルコトハ當然必

要ナ譯デアル、然ルニ愛知縣ノ毛織物ハ縣

營檢查デ、工業組合ノ検査ヲ阻止シテ居ル

ノデアル、是ガ縣營檢查ハ、明治四十三年

ノ五月十八日、農商務省令第六號、重要物

產檢查手數料ニ關スル件之ニ依ッテ昭和六年

商工省ト農林省トガ相談シテ、此省令ニ

毛織物ヲ追加シテ、サウシテ愛知縣カラハ

此省令第三條ニ依ッテ検査ヲ必要トル事

由、及ビ検査施行ニ對スル當業者ノ意向等ヲ

一札入レテ、商工省ハ之ヲ認可シテ居ルノ

デアル、其當業者ハ全部反對デアリマシテ、

其當業者ノ意向ハ認可ノ條件ニナツテ居ル

筈デアリマス、其當業者ハ既ニ商工省ヘ向ッ

テ、全部ガ記名調印シテ反對ノ意見ヲ述べ

テ居ル之ニ依ッテモ明カデアル、此工業組

合ハ重要工產品ノ製造ニ關スル工業者ヲ以

テ組織スルモノデアルコトハ勿論デアリマス、

然ルニ明治四十三年ノ此古イ而モ農務省

令デアリマス、經濟生活ハ駁々トシテ發達シ

テ居ル之ニ依ッテモ拘ラズ、此明治四十三年ノ農

務省令——是ハ商工當局ニ聽イテ見テモ

中々分ラナイ、農林省ヘ行クトヤット分ルヤ

ウナ省令デアル、此商工省ノ役人ニモ分ラ

ヌヤウナ古臭イ省令ヲ持出シテ之ヲ認可サ

レテ居ル、丁度自動車ノ運轉ヲスルニ人

力車夫ヲ連レテ來ルヤウナ、ソンナ規則ヲ

以テ此工業組合ノ検査ヲ取扱ヘウト云フノ

ト言フモ、私ハ敢テ過言デナイト思フ（拍手）

○副議長（岡田忠彦君） 渡邊玉三郎君

〔渡邊玉三郎君登壇〕

○渡邊玉三郎君 只今議題トナリマンタル

四法案中、貿易組合法案、貿易調整法案、

工業組合法中改正法律案ノ三案ニ付キマシ

テ質疑ヲ試ミタイト思ヒマス、此三案ガ貿

易ノ振興上、且又貿易ノ調整ノ上ニモ、我

國重要工產品ノ進展ノ爲ニモ、最モ重要テ

アルコトハ申ス迄モアリマセヌ、躍進產業

日本ノ根幹ヲ成スモノノデアルノデアリマス、

隨テ此三法案ノ完璧ヲ期シ、其運行宜シキ

ヲ得ルナラバ、敢テアノ不合理ニシテ反對

ノ多イ輸出統制ノ如キモノヲ設ケル必要

ガナイ、此內容強化ニ依リ自治的ニ其目的

ヲ達スルコトガ適當デアルト信ズルモノデ

アリマス、政府ハ此三案ノ完璧ヲ期シ、經

濟生活ノ發達ニ伴ツテ統制、機能ノ強化ヲ圖

ルト共ニ、各業者間ノ調和ニ十分ノ善處ヲ

望ムモノデアリマス、此觀點カラ數項ノ質

疑ヲ試ミマス

第一、工業組合ハ自治的ニ製品検査ヲ爲スベキモノノデアルノニ、政府自ラ此検査ヲ

阻止スルガ如キ實例ガアルガ、是ハ如何ナ

ル理由デアルカ、第一へ製品検査手數料ト

云フモノハ検査費以上ニ徵收スペカラズト

認ムルガ、工業組合ノ精神如何、第三へ工

業組合ハ工業組合中央會ニ強制加入ノ必要

スベキモノノデアルノニ、政府自ラ此検査ヲ

阻止スルガ如キ實例ガアルガ、是ハ如何ナ

ル理由デアルカ、第一へ製品検査手數料ト

云フモノハ検査費以上ニ徵收スペカラズト

商工省ハ速ニ此工業組合法ノ精神ニ則テ
愛知縣ニ警告ヲ發シ、關係工業組合又ハ大
日本毛織物工業組合聯合會ニ組合員ノ製品
検査ヲ行ハシメ、以テ本邦毛織物工業進展
ノ爲ニ適當ナル指導監督ヲ望ムモノデアリ
マス

第二問、検査手數料ニ關スル件デアリマ
ス、検査ノ事業ハ消極的事業デアル、勿論
之ニ依ッテ利益ヲ得ルコトハ有リ得ベカラ
ザルコトデアルニモ拘ラズ、愛知縣ニ於キ
マシテハ、縣營検査デ其毛織物ヲ検査スル
爲ニ、年々十万圓近クノ利益ヲ擧ゲテ居ル、
業者ガ此手數料ノ引下ヲ要望致シマシテモ
中々容易デハナイ、所謂官僚獨善ノ聲ハ斯
ウ云フ所カラ起ルノデアリマス、是ハ今申
上ゲマシタ農商務省令第六號ノ第三條ノ運
行ヲシテ居ルノデアリマス、其第三條ノ運
行ハ、即チ明治四十三年五月二十四日、農
商務省ノ次官通牒「重要物產ノ検査ニ關ス
ル取扱方ノ件」デアル、斯ウ云フ古イモノ
ヲ引張リ出シテ、サウシテ是デ利益ヲ擧ゲ
テ居ル、コンナ不都合ナ得手勝手ノコトヲ
商工當局ガ默認スルト云フコトハ、實ニ遺
憾千萬デアルト思フノデアリマス、相手ガ
縣デアルカラ、商工當局ガ法ノ運行上慮病
デ今日ニ至ツタモノデアルト認ムルノデア
リマス、取締ハ官僚デモ民間デモ同様ニ取
扱フベキモノデアルト思フガ、此點如何、
御答辯ヲ要求致シマス

第三問、工業組合ノ中央會ハ強制加入デ
ナケレバ、統制強化或ハ調整ノ萬全ヲ期ス
ルコトハ出來ナイト信ジマス、輸出貿易ノ
進展ヲ圖ルニハ工業者間ノ連絡緊密ヲ圖ル
必要ガアリマスルガ、之ヲ自由ニ委シテ置
キマシテハ、容易ノコトデハナイ、殊ニ中
小工業ノ現狀ニ鑑ミテ、企業ノ統制ノ徹底
ヲ期スル爲ニ、工業組合中央會ヲ法制上根
據アル團體トシ、工業組合ノ普及發達及ビ
連絡機關トシテ、企業ノ改善合理化及ビ其
マス

第一項ヲ左ノ如ク改メルノ政府ハ意思ア
リヤ否ヤ、即チ工業組合及ビ工業組合聯合
會ハ工業組合中央會ニ加入スベシ、工業組
合法ハ御提案ヲ斯様ニ訂正スベキデアル、當
局ノ御所見如何ヲ御尋スルノデアリマス

第四問、組合ノ金融ノ點デアリマス、我國
ノ產業上……（細カイコトハ委員會デヤ
レート呼フ者アリ）我國ノ產業上中小工業
者ハ重要ナル地位ヲ占メテ居ルニ拘ラズ薄

資微力デアル、商工組合中央金庫ノ活動等
ヲ以テ金融ヲ圓満ナラシメ、内ニアッテハ債
務ノ保證ヲ確立シ、手形割引ヲモ爲シ得ル
コトトシ、産業組合同様家族貯金ヲモ出來
ルヤウニセラレタイト思フノデアリマス、

即チ第三條第二項ヲ左ノ如ク改メルノ當局
ハ意思ナキヤ、組合ハ前項ノ事業ノ外組合
員ニ對シテ、其營業ニ付キ資金ノ貸付若ク
ハ手形ノ割引、組合員ノ爲ニスル其營業上
ノ債務ノ保證、又ハ組合員若クハ其家族、
從業者ノ貯金ノ受入ヲ併セテ行フコトトス
ルコトヲ得ルトスベキデアルト思フ、政府
ハ其意思アリヤナキヤ（委員會デヤレ「默
黙」黙ッテ居ラレルカ）ト呼ヒ其他發言ス
ル者多シ君等ハ靜ニ能ク聽キナサイ

第五問、毛織物ハ國家統一アル検査ヲス
ベシ、我國ノ毛織物産業ハ、羊毛ノ輸入過

去三箇年間平均約八十万俵デ、輸入ノ金額
モ二億万圓ニ及ンデ居ルノデアリマス、今
ヨリ僅ニ十年前ニハ、マダ殆ド毛織物ハ輸入
入品デアッタ、然ルニ此近々十年間ニ輸入

ヲ防遏シテ、サウシテ輸出ハ、昨年ノ如
キハ五千万圓ノ多キニ達シテ居ルノデアリ
マス、今日デハ本邦毛織物生産ノ八割ハ、
産サレテ居ルノデアリマス、此飛躍的發展
ノ毛織物ハ、所謂愛知縣ノ業者ノ研鑽努
力ノ賜物デアリマスルガ、此毛織物ハ

生活ノ必需品ナルノミナラズ、國民健康保
護ノ上ニ於キマシテモ、國防上ニモ重要デ
アル、平和產業デアリマス、其ニ又一面軍需產
業デアリマス、毛織物ナクテハ戰爭モ出來
ヌ、又貿易上ニ於テモ近々數年間ニ、今マ
デハ輸入國デアッタモノガ輸出國トナック
アル、國民ノ中ニハ、舶來萬能ノ夢ガ未だ覺メズ

ニ、國產品ノ洋服ヲ著テ居リナガラ、俺ハ
舶來物ヲ著テ居ルト、斯ウ云フヤウナコト
ヲ言ダテ居ル人ガ多イ、實ニ笑フベキデアル
ト思ヒマス（拍手）我國ノ毛織物ノ大飛躍ハ
キモ惹起シタ思フノデアリマス、此重要

英國ノ脅威デアル、由テ以テ日濠問題ノ如
ナル毛織物ニ對シテ國家ガ統制アル検査ヲ、
國家ノ十分ナル監督ノ下ニ統一アル検査ヲ
望ム者デアリマス

第六問、輸入組合ト輸入品ヲ原料トスル
中小工業者トノ關係ニ付テデアリマス、其

原料ノ賣賣ガ圓滿ナ運ビガ付テ、中小工業
ノ操業ノ出來ルコトヲ、ドンナ風ニ御心配

下サレテ居ルノデアルカ、例ヲ羊毛ノ小紡
績紡毛工場ニ付テ申シマスルト、現ニ輸入

協會ハ商工省ノ幹旋デ昨年出來タト記憶シ
テ居リマス、此羊毛輸入協會ハ、有力ナル

大資本ヲ持ツテ居ル羊毛ノ輸入業者ノ團體
デアル、同時ニ羊毛紡績工場ノ經營者デア
ル、國策ノ上カラ買付分散スルノデアルガ、

其アウト・サイダーノ紡績工場ハ、原料
ノ割當ガ不當デ、殆ド經營方不能ノモノモ

アルト聞イテ居リマス、貿易組合法ガ出來
ル者ガ有ルノデアル、英國ノブラッドフォード

ドノ毛織物ガ世界中ニ信用ヲ博シテ居
ルノモ、毛織物ハ中小工業ニ適シテ居
ルコトガ如實ニ現レテ居ルト思ヒマス、

我國ノ纖維工業中毛織物ダケガ英國ニ及バ
ナイ筈ガナイノデアリマス、其紡毛工業ノ

如キハ、小規模デ優良ナル特殊ノ紡毛ヲ造
ルノデアリマスカラ、其小工場ハ羊毛工業

ノ進展ノ上ニモ重要ナル存在デアル、國策
ノ上カラモ原料ノ買付分散ガ行ハレテ居ル

コトハ、種々ナル情勢ヨリ見テ決シテ反對
スルモノデハナイ、併シ其結果ハ、一番困
難デアル、故ニ私ハ御提案ニナッタ第五十條

ノ第一項ヲ左ノ如ク改メルノ政府ハ意思ア
リヤ否ヤ、即チ工業組合及ビ工業組合聯合
會ハ工業組合中央會ニ加入スベシ、工業組
合法ハ御提案ヲ斯様ニ訂正スベキデアル、當

局ノ御所見如何ヲ御尋スルノデアリマス

ノ産業上……（細カイコトハ委員會デヤ
レート呼フ者アリ）我國ノ産業上中小工業
者ハ重要ナル地位ヲ占メテ居ルニ拘ラズ薄

資微力デアル、商工組合中央金庫ノ活動等
ヲ以テ金融ヲ圓満ナラシメ、内ニアッテハ債
務ノ保證ヲ確立シ、手形割引ヲモ爲シ得ル
コトトシ、産業組合同様家族貯金ヲモ出來
ルヤウニセラレタイト思フノデアリマス、

即チ第三條第二項ヲ左ノ如ク改メルノ當局
ハ意思ナキヤ、組合ハ前項ノ事業ノ外組合
員ニ對シテ、其營業ニ付キ資金ノ貸付若ク
ハ手形ノ割引、組合員ノ爲ニスル其營業上
ノ債務ノ保證、又ハ組合員若クハ其家族、
從業者ノ貯金ノ受入ヲ併セテ行フコトトス
ルコトヲ得ルトスベキデアルト思フ、政府
ハ其意思アリヤナキヤ（委員會デヤレ「默
黙」黙ッテ居ラレルカ）ト呼ヒ其他發言ス
ル者多シ君等ハ靜ニ能ク聽キナサイ

第七問、輸出組合ト中小工業ノ關係デア
リマス、先ニモ御話ガアリマシタカラ、唯
簡單ニ申シマス、日印、日蘭、或ハ日濠ノ
如ク、割當制度ヲ以テ我國商品ノ輸入ヲ制
限シテ居ル、此割當ハ輸出組合、即チ有力
ナル貿易商ガ、中小工業者ニ競争的ニ其商
品ノ見積リヲ出サセ、其輸出商ハ必ズ利益
ヲ得ルノデアルガ、中小工業者ハ遂ニ互ニ
競争シテ安ク引受けケル、茲ニ良品廉價デ中
小工業經營困難ノ聲ガ生レルノデアリマス、
割當ヲ得タ輸出商ハ利益ガナケレバ、割當
ノ權利ヲ他ヘ權利金ヲ以テ譲渡スル、是デ
ハ中小工業者ハ何時マテ経シテモ頭ノ上ル
時ガナリ、故ニ工業組合ニモ割當ノ時相談
ヲスル必要ガアルト思フ、輸出貿易ニ於テ
ハ、輸出商ト製造業者トノ連絡緊密ヲ圖ッ
テ、共存共榮ノ下ニ進ムベキデアルト思フ
ノデアリマス、本日御提案ニナッテ居リマス
ル貿易調整法ニ依リマシテ、貿易審議會、
或ハ統制委員會ヲ設ケラレル筈デアリマス
ガ、斯ウ云フコトデ此弊害ヲ本當ニ除去ス

ルコトガ出來ルカ、其委員ノ額觸レガ大頭
デ、實情ノ認識ガ少イト思フ、私ハ工業組
合等ガ其協議ニ與ヲナケレバ、實際ノ圓滿
ナル運行ハ出來ヌノデアリマス、以上七點
ニ付テ商工大臣ノ親切明快ナル御答辯ヲ要
求スル者デアリマス、御答辯ニ依リマシテ
ハ更ニ質疑ヲ繼續スルコトニ致シマス（拍
手）

○國務大臣伍掌卓雄君登壇

君ノ御質問

ニ御答致シマス、第一ハ工業組合ハ自治的ニ製品検査ヲシタラ宜イノニ、政府ガ自ラ其ノ検査ヲスルノハドウカト云フ御質問デアリマスルガ、是ハ一般的ニヘ組合ラシテ自治的ニ行ハシメル方ガ宜イト思ヒマスガ、特殊ノ場合ニハ検査ノ統一ヲ圖ル爲ニ、組合以外ノ機關ヲ以テスルコトガ必要デアルト思フノデアリマス、第二ハ、製品ノ検査手數料ハ検査費以上ニ徵收シテハイケナイト思フガ、ドウカト云フ御質問デアリマスガ、御説ノ通りデアリマス、検査ニ必要ナ經費ヲ標準トシテ定ムベキモノデアルト思ヒマスガ、若シ實情ニニ副ハナイモノガアリト致シマスレバ、之ニ對シテハ善處シナケレバナラヌト思ヒマス、第三ハ、中央會ニ強制加入ノ必要ガアルト認メルガ、ドウカト云フ御意見デアリマスガ、只今デハ中央會ハ組合又ハ組合聯合會ノ普及、發達、連絡等ノ爲ニ出来テ居ルノデアリマシテ、多數ノ組合及ビ組合聯合會ガ、先刻御話ニナツテ居リマシタ通リニ、九百餘ニ對シテ六百幾ラ入シテ居ル、之ヲ強制加入スル方ガ宜イカドウカト云フコトハ、慎重ニ考慮スル必要ガアルト思フノデアリマス、ソレカラ次ハ組合金融ノコトデアリマスガ、此點ニ付キマシテハ其必要ヲ認メマシテ、今回ノ改正ニモ新ニ組合ノ債務ノ保證ヲ爲シ得ルヤウニ致シタノデアリマス、次ハ毛織物ノ検査ヲ國營ニシロト云フ御話デアリマ

スガ、是ハ御意見洵ニ御同感デアリマシテ、検査ノ統一、製品ノ向上ヲ圖ル爲ニヘ慎重ニ考慮シテ見タイト思フノデアリマシタカ、又輸出組合對輸入組合、或ハ中小工業デアリマシタカ、工業組合デアリマシタカ、甘點甚ダ恐縮デスガハッキリシマセヌデシタガ、私ヘ之ヲ輸入組合ト中小工業、輸出組合ト中小工業ト云フ風ナ御質問ト解釋致シマシテ、之ニ對シマシテハ輸入組合、輸出組合ニ於キマシテ、貿易ノ統制ヲ實施スル場合ニ、生産者ト緊密ナ連絡ヲ取ルコトハ最モ必要デアリマシテ、殊ニ中小工業者ニ付テハ、工業組合ランテ之ニ對應サセマシテ、生産統制ヲ實施サセマシテ、統制ノ點ヲ擧ゲタクト思フノデアリマス、是レ以て具體的ノ色々御話ガアリマシタガ、是ハ乱資料ヲ持チマセヌカラ、委員會ニ於テ御答シタイト思ヒマス

認可權ヲ商工大臣ノ直轄カラ離シテ、地方長官ニ委任スルノ御考ガアルヤ否ヤ、其第二ハ、工業組合ト商業組合トノ分歧點ガ、從來ハ明瞭ヲ缺ク場合ガアツタノデアリマス、其限界ヲモット明確ニスルコトガ必要ト思フノデアリマスガ、此點ニ對スル御考ハドウデアルカ、先づ此二點ニ付テ質問ヲ申上ゲタインデアリマス

而シテ其第一ニ付テノ質問理由ハ、工業組合ニセヨ、商業組合ニセヨ、其認可申請讀了シタル場合ニ於テハ、當然行政官廳ハ敏速ニ調查詮議スベキデアリマス、若シ遷延スルガ如キコトガアリマスレバ、當初ノ計畫ニ齟齬ヲ來シ、折角組合設立ノ熟シタル機運ヲ失ヒ、事業執行ノ順調ヲ期スルコトヲ得ナイ結果ニナルコトハ今更申ス迄モナシノデアリマス、然ルニ是マデノ實情ヲ検討致シマスルニ、半年モ一年モ掛ル實情デアル、又書式等マデモ既ニ完備シクモノゾモ、早キモ三箇月以上ヲ要スルノミナラズ、其間尙未商工省ニ御手續指リラスルノ

政廳ノ官吏ノミデアリマシテ、地方官吏ハ
僅ニ一二ノ係員ヲ除イテハ、現在デハ關心
ヲ持ツ者ガ皆無ト云フ有様デアリマスルカ
ラ、地方分散化ハ殆ド期待シ得ラレナイ結果
果トナルノデアリマス、私共ガ常ニ考ヘサ
セラレルモノノ一ツ致シマシテハ、經濟
方面ニセヨ、教育方面ニセヨ、其他各方面
ニ瓦ツテ、漸次中央集權ノ傾向ガ其度ヲ深
メツ、アリマスルコトガ、國家將來ニ思ヒ
ヲ致ス時、又國運ノ發展ノ上カラ致シマシ
テモ、ドウ云フモノデアルカ、爲政家ノ考
慮ヲ要スル重大ナル點デハナイカト思フノ
デアリマス、此觀點カラ致シマシテモ、工
業ノ地方分散化ヲ期圖トセナケレバナラヌ
ト考ヘルノデアリマス、尙又組合ノ指導ハ、
地方長官ガ地方事情ニ明ルキ地方自治團體、
或ハ商工會議所等々ニ關聯ヲ取リマシテ、
地方政廳ガ主體トナツテ直接之ヲ行フコトガ
最良ノ方法ナル故、隨テ組合認可權モ亦
地方長官ニ委任スペキガ、一番自然ノ歸趨
デアルコトヲ信ズル者デアリマスガ、此點

○副議長(岡田忠彦君) 許シマス
○渡邊玉三郎君 只今商工大臣ノ御答辯
ハ、満足ノ出來ナイ點モアツクノデアリマス
ケレドモ、總テハ委員會ニ於テ十分承ル
トニ致シマシテ、私ノ質疑ハ是テ打切りマ
ス(拍手)

○副議長(岡田忠彦君) 田中彌助君
(田中彌助君登壇)
○田中彌助君 私ハ本日上程ノ日程中、工
業組合法中改正案ニ關聯シテ商工大臣ニ御
伺ヲ致シタイト存ジマス、改正法律中ノ各
般ニ瓦リマシテハ、先刻小林君竝ニ渡邊君
ニ依テ質問セラレタノデアリマシテ、私ハ
其重複スル點ヲ全部避ケマシテ、他ノ機會
ニ質問ヲ申上ゲルト致シマシテ、只今ハ極
メテ簡潔ニ唯二點ダケノ質問ニ止メタイト

存ジマス

其第一ハ、工業組合又ハ商業組合ノ設置

實情デアリマス、言フ迄モナク、法律バカ
リ出來マシテモ、其運用ニ當ヲ得ナケレ
バ、龍ヲ畫イテ目玉ノナイヤウナモノデア
リマス、工業ノ地方分散化ハ國防上、產業
上、將又工業原動力利用上等々ノ觀點カラ
致シマシテ、一般大衆ノ熱望スル聲デアル
コトハ、是亦今更申ス迄モナインデアリマ
ス、又國策ノ見地カラ當然斯クアラネバナ
ラヌト信ズルノデアリマス、而シテ工業ノ地方
分散化ハ、中央ノ大工業ノ地方分散ノ方法
ト、地方自體ニ工業ヲ發達振興セシムルモ
ノト、此二様ニ見ルコトガ出來ルノデアリ
マス、爾カ致シマシテ、後者ノ目的ニ於テ
工業組合ヲ行ハントスル場合、地方事情ニ
暗キ中央政廳ガ許可ノ主體タルヘ、實情ニ
副ハザルコトガ多イト考ヘザルヲ得ナイノ
デアリマス、又事務主體ガ中央政廳ナル故、
自然工業組合ニ關心ヲ有スル者ハ、唯中央

ニ對スル御所見ヲ伺ヒタイノデゴザイマス
次ニ第二ノ質問理由ハ、其業種ニ依リマ
シテ商業組合ヲ組織スペキモノナリヤ、將
又工業組合ヲ組織スペキモノナリヤ、此疑
問ガ生ズル場合ガ過去ニ於テ折々繰返サレ
タル實情デアルノデゴザイマス、即チ商業
組合設立ヲ目的トスル場合ハ、工業組合ニ
關スル事業部分ヲ現ハサナイ、又工業組合
設置ヲ目的トスル場合ハ、工業組合ニ關ス
ル事業部分ノミヲ強調致シマシテ、其申請
書ヲ提出スルガ故ニ、書類ノミニ就テハ業
者ノ實情ヲ明ニスルコトヲ得ナイ次第デア
リマス、從來組合ヲ組織スル側カラ致シマ
シテモ、商工何レガ適切ナリヤト云フコト
ガ、自分自體ガ不明デ、可ナリ迷ハサレテ
居ツタヤウニ思フノデアリマスルガ、之ヲ明
ニ致シマシテ指導スルコトガ、主務省トシ
テハ當然爲スベキ緊要ナ事柄デアルト信ズ

メテ簡単ナル實例ヲ申上ゲマスルナラバ、我ガ長野縣ニ於キマシテ洋服商ガ洋服商業組合ヲ作ッタ、所ガソレガ商業組合ト云フ名ハ冠シマシテモ、其仕事が、或ハ洋服ノ仕立、或ハ裁縫ト云フヤウナ仕事ガ屬スルガ爲ニ、是ハ寧ロ工業組合デアルト、斯様ナ見解ヲ持チ、又松本市ノ菓子卸商組合ノ如キハ、ヤハリ商業組合ト稱シマシテモ、工場デ菓子ヲ製造シテ居ルカラ、其當時可ナリ迷ハサレタノデアリマスルガ、商工省ノ中デモ、亦商務局ハ商業組合ナリト主張スル、工務局デハ工業組合ガ當然デアルト云フ見解ヲ爲ス、一貫セル方針、指導標準ガ今マデナカツタノデアリマス、工業組合法ノ第八條ノ統制命令發動ニ關シマシテハ、及ブベキダケ簡易迅速ニ之ヲ行ハナケレバナラヌモノデアリマスノニ、前述ノ如キ見解等デ徒ニ時日ノ遷延ヲ致シ、機會ヲ失フノミナラズ、工業組合ノ普及發達竝ニ地方分散化ノ實績ヲ擧ゲ得ザル點ヲ遺憾ニ思フノデアリマス、之ヲ要スルニ、統制ノ確立ハ我國工業界ノ急務デアツチ、是ガ目的ノ達成ノ爲ニハ、機ニ臨ンデ行政官廳ノ敏速活潑ナル統制命令ノ發動ヲ必要トスルガ故ニ、地方長官ニ發動權ヲ委任シ、時機ヲ失スルコトノナキヤウニスルト共ニ、工業組合ニ對スル監督ヲ更ニ徹底スルニハ、組織ノ認可、指導監督、法律運用竝ニ事務等、總テ直接主體ヲ地方廳ニ置カザレバ、其目的ヲ完全ニ達成スルコトガ得ナイト考ヘテ居ルノデアリマスルガ、此點ニ對シマシテ當局ノ御答辯ヲ得タイノデアリマス

ナイト思フノデアリマス、サウ云フ御趣意ニ副
フヤウニ考究シテ見タクト思ヒマスガ、是ハ私
ダケノ考デゴザイマスカラ、篤ト研究シテ見タ
イト思ヒマス、ソレカラ工業組合ト商業組合ノ
分界ガハツキリ分ラヌ、是ハ其或モノニナリ
マスト、ドッテヘ入レテ宜イモノカ分ラヌ
モノガ實際アルト思フノデアリマス、併シ
工業組合ハ工業者ヲ以テ成立チ、商業組合
ハ商業者ヲ以テ成立ツコトニ、無論ナッテ
居ルノデアリマンテ、實際ノ個々ノ場合ニ
付テ之ヲ判断シテ行ツテ居ルノデアリマス、
但シドッチニ取ツテ宜イカ分ラヌモノガアル
コトハ勿論デゴザイマス

○田中彌助君 只今ノ御答辯ニ對シマシテ
ハ不徹底ナ點モゴザイマスルガ、何レ他ノ
機會ニ發言ヲ要求致シマス、本員ノ質問ハ
是デ打切りマス

○副議長(岡田忠彦君) 岡幸三郎君

(岡幸三郎君登壇)

○岡幸三郎君 本員ハ只今上程致シテ居リ
マスル所ノ工業組合法中改正法律案ニ付
テ、商工大臣ニ質問ヲ試ミタクト存ジマ
ス、工業組合ノ現在ノ數ハ九百七組合ノ多
キニ達シテ居リマシテ、其一年間ノ生産力
ハ二十六億圓ノ巨額ニ達シテ居ルノデアリ
マス、而シテ此九百七組合、二十六億圓ノ
生産ヲ有シテ居リマスル所ノ此工業組合ノ
指導精神ニ付キマシテハ、商工當局ヨリ是
非トモ承ツテ置カナケレバナリマセヌ、從來
此工業組合ニ對スル「カルテル」ノ如キハ、
自主的「カルテル」ヲ以テ臨ンデ居ラレ
タケレドモ、最近ニ於キマシテハ著シク國
家「カルテル」ニ變ツテ居ルヤウニ考へテ居
ルノデアリマスルガ、只今上程シテ居ラレ
マス所ノ此工業組合法中改正法律案ノ如
キ、多分ニ此官憲ノ干涉ト云フモノガ含マ
レテ居ルノデアリマス、此統制ノ方針、即チ
國家「カルテル」トフコトナラバ私ハ何モ
申シマセヌ、併シナガラ「カルテル」ノ方針

ガ自主的ニ委セルト云フコトデアリマスルナラバ、之ニハ相當ノ異論ヲ挾ム者デアリマス、先づ此「カルテル」ノ方針ニ付キマシテ商工大臣ノ御答辯ヲ煩シタイト存ジマス。次ニハ先日來同僚ヨリ御尋ニナリマシタ所ノ、アノ工業組合中央會ノ問題デアリマス、現在ニ於キマンシテハ道府縣ヲ通ジマシテ、工業組合中央會ノ支部ガ二十四アルノデアリマス、而シテ其他ノ組合ニハ、此工業組合中央會ト關係ヲ有タナイ組合ガ澤山アルノデアリマス、是ハ要スルニ其工業組合中央會ニ對スル加入ハ、任意ト云フコトデアリマスルカラ、經費ノ關係上加入シナイモノガ澤山アル、果シテサウデアリマスルナラバ、我ガ工業組合ヲ此工業組合中央會デ全部指導シテ行クト云フコトニ對シテハ、甚ダ遺憾ガアルノデアリマス、農村ニ於ケル農會ノ如キハ、農村業務ニ對シマシテ系統農會アリテ、相當ナル事業上ノ實績ヲ舉ゲテ居ルノデアリマス、又產業組合ガアリマシテ、農村經濟ノ爲ニ多大ナル寄與貢獻ヲ致シテ居ルノデアリマス、果シテサウデアリマスルナラバ、我ガ工業界ノ爲ニモ、系統的機關ヲ設ケテ、一貫シタル筋ノ通ツタ所ノ統制ノ必要ガ、大ニマアルト私ハ考ヘル次第デアリマス、然ニ工業組合中央會ノ如キヘ統制ノ保障ノ下ニ出來テ居リマスルガ、工業組合トシテハ任意加入ト云フ形式ヲ採シテ居ルノデアリマスルカラ一貫シタル統制ノ上ニ非常ニ不便不利ガアルト存ズル次第デアリマス、同僚ノ質問ニ對シマシテハ、商工大臣ハ左様ナ必要ナックタ時ニ、既ニ全體ノ工業組合ヲ統制スル云フ目的ノ爲ニ、此中央會ト云フモノハ御認可ニナックタノデハナイ、果シテ左様デアリマスルナラバ、工業組合中央會ニ對シマシテハ、佛作ツテ魂ヲ入レナイヤウナ結論

ニ到達シハセヌカ、此點ニ對シマシテハ、
渡邊君ノ御答辯ニ對シテ餘リニモ私ハ不満
足デアリマスルカラ、更ニ引續キ御尋スル
次第デアリマス

ソレカラ此組合認可ヲ地方長官ニ委任
スルコトデアリマスルガ、是ハ商工大臣
トシテは認可シテモ差支ナイヤウナ御
話ガアリマシタガ、現ニ地方長官ノ委任事
項ノ中ニハ、組合ニ最モ必要ナル定款ノ
變更スラ委任事項ニナツテ居ルノデアリマス
カラ、是非トモ是ハ設立認可ニ對シマシテ
モ、地方長官ノ委任事項ニ加ヘテ貴ヒタ一、
要スルニ此組合ガ創立總會ヲ致シマシテ、
是ノ認可ヲ取リマスルマデニハ、少クトモ
一年内外位ノ日子ヲ要スルノデアリマスガ、
其間ニ於ケル此創立者ノ立場ト云フモノノ
ハ、法人ノ人格ヲ得ナイ爲ニドノ位苦痛ヲ
感ジテ居ルカト云フコトハ、商工當局ハ御
存ジアルマイト思フノデアリマス、此點ニ
付キマシテモ、相當ナル御考慮ヲ煩ハシタ
イト存ズル次第デアリマス、此工業組合ノ
統制ト云フコトニ付キマシテ、重要輸出品
ニ付キマシテハ、相當ナ法律ノ下ニ統制ガ
取レテ居ルノデアリマス、或ハ販路、或ハ
保管、或ハ生産、或ハ共同販賣等、各種ノ統
制ガ取レテ居リマスルケレドモ、輸出品デ
ナイモノニ對シマシテハ、完全ナル統制ノ
取レテ居ナイモノガ澤山アルノデアリマス、
其統制ノ必要ナルモノ亦澤山アルノデア
リマス、斯様ナ次第デアリマスカラ、此年
產額二十六億圓ヲ生産スル所ノ此工業組合
ニ對スル認識ヲ、今少シク御深メニ相成リ
マシテ、我國工業ノ爲ニ十分實績ヲ挙ゲラ
レタイト云フコトヲ、私ハ希望シテ居リマ
スルガ、此希望ノ下ニ只今御提案ニナツテ
所ノ本案ノ贊否ノ上ニ、非常ニ参考ニナル

一 信濃鐵道株式會社所屬鐵道	
一 藝備鐵道株式會社所屬鐵道	
一 北九州鐵道株式會社所屬鐵道	
附 則	
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス	
本法ニ依リ公債ヲ發行スル場合ニ於テ地	
方鐵道法第三十六條ノ五ノ規定及昭和九	
年法律第二十二號ニ依リ大藏大臣ノ定ム	
ル五分利附國債證券ノ時價ハ昭和十二年	
四月一日前六月間ノ平均相場ニ依リテ大	
藏大臣ノ定ムル價格ヲ以テ之ニ代フルコ	
トヲ得	
(國務大臣伍草雄君登壇)	
○國務大臣(伍草雄君) 只今ノ動議ニ御異	
マシタ法律案ノ提案理由ヲ簡單ニ申上ゲマ	
ス、今回提案致シマシタル法律案ハ、地方	
鐵道ノ買收ノ爲ニスル公債發行ニ關スルモ	
ノデゴザイマス、買收セントスル鐵道ハ信	
濃、藝術及ビ北九州ノ三鐵道ト横莊鐵道ノ	
一部トデアリマス、是等ハ何レモ國有鐵道	
ノ新線開業ニ伴ヒ、若クヘ產業上、軍事上	
ノ必要ニ依リ之ヲ買收シマシテ、運輸ノ系	
絡ヲ圖リ、地方產業ノ開發ニ資セントスル	
ノデアリマス、何卒御協賛アラソコトヲ希	
望致シマス	
○副議長(岡田忠彦君) 本案ノ審査ヲ付託	
スペキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス	
○中山福藏君 本案ハ政府提出鐵道敷設法	
中改正法律案委員ニ併セ付託セラレンコト	
ヲ望ミマス	
○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異	
議アリマセヌカ	
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)	
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ	
マス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ	
○中山福藏君 議事日程變更ノ緊急動議ヲ	
提出致シマス、即チ此際政府提出、漁船保	
險法案、漁船再保險特別會計法案、森林火	
災保險法案、及ビ森林火災保險特別會	
計法案ノ四案ヲ一括シ議題ト爲シ、委員長	
ノ報告ヲ求メ、其審議ヲ進メラレシコトヲ	
望ミマス	
○副議長(岡田忠彦君) 只今ノ動議ニ御異	
議アリマセヌカ	
〔異議ナシ」ト呼フ者アリ〕	
○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メ	
マス仍テ日程ハ變更セラレマシタ、漁船保	
險法案、漁船再保險特別會計法案、森林火災	
國營保險法案、森林火災保險特別會計法案、森林火災	
右四案ヲ一括シテ第一讀會ノ續ヲ開キマス、	
委員長ノ報告ヲ求メマス——委員長紫安新	
九郎君	
漁船保險法案(政府提出)	
第一讀會ノ續(委員長報告)	
漁船再保險特別會計法案(政府提出)	
第一讀會ノ續(委員長報告)	
森林火災國營保險法案(政府提出)	
第一讀會ノ續(委員長報告)	
森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
第一讀會ノ續(委員長報告)	
報告書	
一 漁船保險法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	
附帶決議	
衆議院議長富田幸次郎殿	
報告書	
一 森林火災保險特別會計法案(政府提出)	
右ハ本院ニ於テ可決スヘキモノト議決致	
候此段及報告候也	
昭和十二年三月十九日	
衆議院議長富田幸次郎殿	

結果ヲ一括御報告申上ゲマス、森林火災保険ハ、火災ノ被害最モ激甚ナル幼齡人工造林ニ付キ、國營火災保険ノ制度ヲ立て、其損害ヲ補填シテ、再造林ヲ容易ナラシメ、森林資源ノ存續ヲ圖リ、以テ山村經濟ノ振興ヲ企圖シタモノニアリマス、委員會ニ於テハ森林保険ノ外ニ、農作物ニ對スル保険ノ必要ガ強調セラレマンシタ、之ニ對シテ政府ハ更ニ研究ノ上成ベク次ノ議會ニハ提出致スト云フ考ヲ以テ、十分努力致シタキ旨ノ答辯ガアリマシタ、次ニ森林火災保険ニ付テハ、火災保険ニ依ツテ損害ヲ補填スルハ勿論必要デアルガ、火災防止等ノ対策ニ付キ、更ニ努力セラレタイトノ御議論モアリ、又保険金額ノ標準ニ付テノ質問ニ對シテ、政府ハ再造林ノ實費ヲ目安トシタモノデアルトノ答辯ガアリマシタ、次ニ本法ハ私法デアル、國家ト人民ト對等ノ地位ニ立ツモノデアル、然ルニ本法ニハ「申告ヲ怠リタルトキハ云々通知ヲ怠リタルトキハ」云々等ノ規定ガアツテ、一方ニ強イ権利ヲ與ヘ、一方ハ弱キ立場ニ在ルヤウナ感ガアルデハナイカトノ意味ノ質問ニ對シマシテ、政府ハ林業者ノ利益ヲ保護シ、保険ヲ繼續セシムルノ趣旨ヲ以テ、此保険ヲ運用スルコトトシ、出來得ル限り契約解除等ノ起ラナイヤウニ、林業家又ハ山村ノ實情ニ即シ、親心ヲ以テ實行スル旨ノ答辯ガアリマシタ、社會大眾黨ノ山崎君ヨリ、本案ニ對スル希望ト致シマシテ、政府ハ此營林地帶ニモ森林火災豫防ノ爲メ、官立ノ氣象觀測ト監視機關ヲ擴大シ、以テ森林被害ノ絶滅ニ努メラレタイ、又政府ハ次期議會ニ重要農作物保険法案ヲ必ず提出セラレタイトノシタ

而シテ本案ヲ採決スルニ當リマシテ、民政黨ノ多田君、政友會ノ登坂君、昭和會ノ今給黎君ヨリ、斯様ナル附帶決議ヲ提出セラレマンシタ
 一 海難防止並漁業從事者及其ノ遭難遺族救護ニ關スル施設ヲ講スヘシ
 一 漁業組合中央金庫ヲ速ニ設置スヘシ
 一 水產資源開發ノ爲沿岸魚介類ノ繁殖保護竝遠洋漁業ノ振興ヲ計ルヘシ
 一 本法制定ノ趣旨ヲ徹底セシムル爲保険金額算定標準ヲ引上クルト共ニ保険料金ヲ引下クヘシ
 一 漁船再保險特別會計ニ剩餘金ヲ生シタルトキハ保險料金引下ノ資ニ充當スヘシ
 一 漁村ノ現狀ニ鑑ミ本法運用ニ當リテハ中小漁船ニ對シテ特ニ意ヲ用フヘシト云フノデアリマス
 次ニ森林保険ニ對シマシテ斯様ナル附帶決議ガ提出セラレマンシタ
 一 本法適用ノ範圍ヲ壯齡林ニモ擴大スルノ方途ヲ講スヘシ
 一 本法制度ノ趣旨ヲ徹底セシムル爲保險料金ノ引下ニ努ムヘシ
 一 人工植栽困難ニシテ天然ノ稚樹ヲ育成セル森林ニ付テモ保險ニ付スルノ方法ヲ開クニ御異議アリマセヌカ

○中山福藏君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレントラ望ミマス
 ○副議長(岡田忠彦君) 別ニ御發議モアリマセヌヤウデアリマス、第三讀會ヲ省略シテ、四案トモ委員長報告通り可決確定致シタ(拍手)
 ○中山福藏君 残餘ノ日程ヲ延期シ、本日ハ是ニテ散會セラレントラ望ミマス
 ○副議長(岡田忠彦君) 中山君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス
 午後五時五十一分散會

開クニ御異議アリマセヌカ
 「異議ナシ」ト呼フ者アリ
 ○副議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、仍テ四案ノ第二讀會ヲ開クニ決シマス
 ○副議長(岡田忠彦君) 四案ノ第二讀會ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
 附 則
 本法ハ昭和十二年四月一日以後終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適用ス
 去月十九日衆議院議事速記録第八號「砂糖消費稅」ノ誤載臨時租稅增徵法案第一條中「砂糖稅、消費稅」ハ